

教育委員会定例会事項書

令和7年12月23日(火)
9:30～ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 富 樫 委 員

2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

3 議 題

議案第 33 号	県立高等学校の募集停止について	公開
議案第 34 号	専決処分の承認について(令和7年度三重県一般会計補正予算(第5号)(教育委員会関係)について)	公開
議案第 35 号	専決処分の承認について(令和7年度三重県一般会計補正予算(第6号)(教育委員会関係)について)	公開
議案第 36 号	専決処分の承認について(公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案)	公開
議案第 37 号	専決処分の承認について(知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案(三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例関係))	公開
議案第 38 号	専決処分の承認について(公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案)	公開
議案第 39 号	公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案	公開
議案第 40 号	公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案	公開
議案第 41 号	公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案	公開
議案第 42 号	公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案	公開
議案第 43 号	公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則案	公開
議案第 44 号	公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則案	公開
議案第 45 号	公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案	公開
議案第 46 号	職員の懲戒処分について	非公開

4 報 告 題

報告 1 令和7年度三重県優秀選手・指導者表彰について 公開

5 閉 会 宣 言

前回定例会の審議結果

1 日時

令和7年11月17日(月)

開会 9時30分

閉会 10時46分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 福永教育長、大森委員、富樫委員、安田委員、横山委員

議事録署名者 安田委員

4 採択議案の件名

議案第27号 令和8年度教職員人事異動基本方針について

議案第28号 職員の懲戒処分について

議案第29号 三重県地方産業教育審議会委員の任命について

議案第30号 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第31号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第32号 令和7年度三重県一般会計補正予算(第4号)(教育委員会関係)について

5 請願陳情の付議の結果

該当なし

6 諸般の報告

報告1 令和8年度当初予算の要求状況(教育委員会関係)について

7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし

議案第 33 号

県立高等学校の募集停止について

県立高等学校の募集停止について、別紙のとおり提案する。

令和 7 年 12 月 23 日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

提案理由

県立高等学校の募集停止については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 1 号及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 7 号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

県立高等学校の募集停止について（案）

今後の中学校卒業生数の減少の状況等をふまえ、県立高等学校における教育の充実並びにその配置及び規模の適正化を図るため、下記のとおり県立高等学校を募集停止とする。

記

1 募集停止とする学校

学 校 名 (位 置)	設 置 課 程	学 科
三重県立石薬師高等学校 (鈴鹿市石薬師町字寺東 452)	全日制	普通科
三重県立あけぼの学園高等学校 (伊賀市川東 412)	全日制	総合学科
三重県立南伊勢高等学校度会校舎 (度会郡度会町大野木 2831)	全日制	普通科
三重県立志摩高等学校 (志摩市磯部町恵利原 1308)	全日制	普通科

2 募集停止とする時期

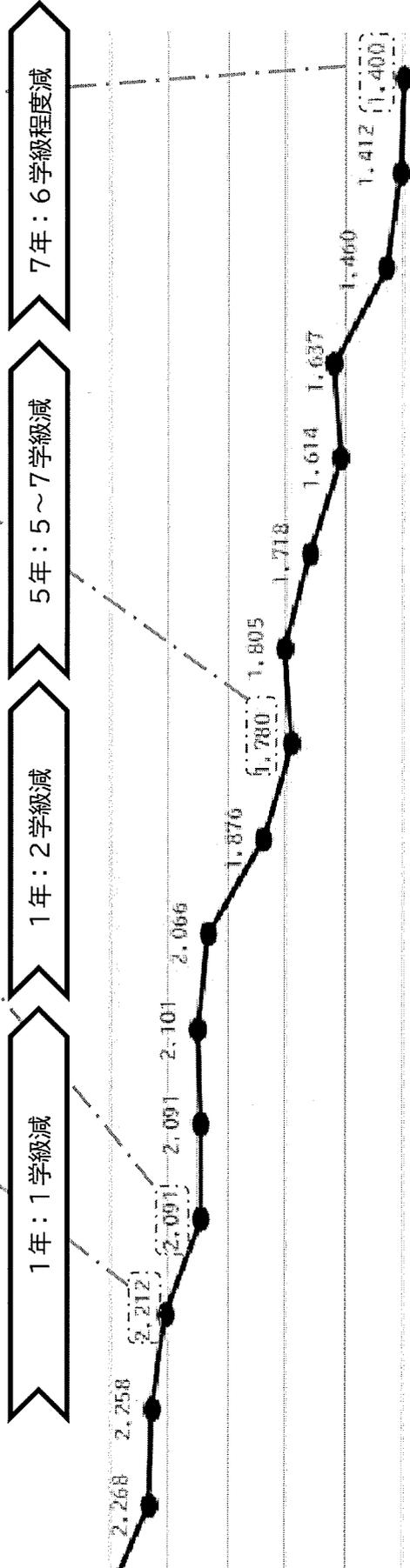
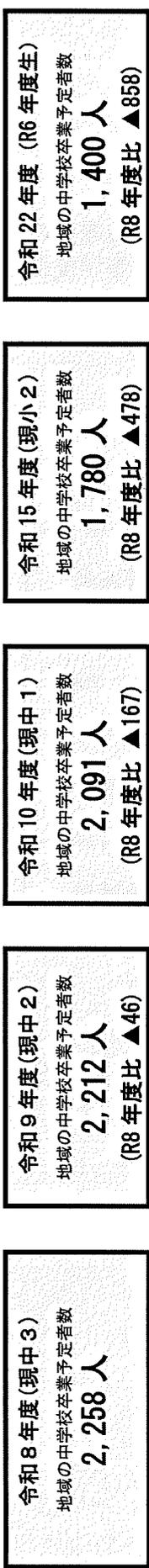
令和 10 年度入学者選抜（令和 9 年度実施）から

3 募集停止に伴い、閉校とする時期

令和 12 年 3 月（令和 9 年度入学者の卒業年月）

資料 1-①

鈴鹿亀山地域の中学校卒業生数と県立高等学校（全日制）の総学級数の予測



1年：1学級減

1年：2学級減

5年：5~7学級減

7年：6学級程度減

鈴鹿亀山地域の高等学校等の学科・コース（令和8年度）

資料 1-②

学校名		入学定員		1	2	3	4	5	6	7	8
県立 全日制課程	神戸	普通科	280	【普通科】 【理数科】							
	飯野	普通科	160	【応用デザイン科】 ビジュアルデザインコース 服飾デザインコース 美術コース		【英語コミュニケーション科】 A (英語基礎力強化) B (ハイレベルな英語活動)					
	白子	普通科 専門学科	240	【普通科】 進学コース 教養コース		【普通科】 文化教養(吹奏楽) コース		【生活創造科】 食彩コース 服飾コース			
	石薬師	普通科	80	【普通科】 スタンダード類型 アカデミック類型							
	稲生	普通科	160	【普通科】 アドバンスコース・食物調理コース・情報コース 自動車工業コース・ビジネスコース		【普通科】 アドバンスコース・情報コース 自動車工業コース・ビジネスコース		【体育科】			
	亀山	普通科 専門学科	200	【普通科】 アドバンス系列 セラクション系列		【シテムメディア科】 ITシステム系列 メディアデザイン系列 情報ビジネス系列		【総合生活科】 食物文化系列 人間福祉系列 幼児教育系列			
	鈴鹿	普通科	470	【普通科】 (470) 特進コース・探究コース・総合コース ※募集定員には中等教育学校後期課程 (医進・選抜コース/特進コース) も含む							
私立	私立	470	※大学の「普通科」には、普通科系専門学科を含む								

全28学級
普通科※ 24
専門学科 4
(家庭2)
(情報2)
総合学科 0

- 定時制課程 飯野高校 80人 普通科
- 通信制課程 徳風高校 240人 普通科 (総合コース、ドッグケアコース、パソコンコース、日本語コース、土日コース、平日サポートコース) ※技能連携あり
- 高等専門学校 鈴鹿工業高等専門学校 200人 機械工学科 (40)、電気電子工学科 (40)、電子情報工学科 (40)、生物応用化学科 (40)、材料工学科 (40)

伊賀地域の中学校卒業生数と県立高等学校（全日制）の総学級数の予測

令和 8 年度 (現中 3)
地域の中学校卒業生数
1,368 人

令和 10 年度 (現中 1)
地域の中学校卒業生数
1,348 人
(R8 年度比 ▲20 人)

令和 16 年度 (現小 1)
地域の中学校卒業生数
1,000 人
(R8 年度比 ▲368 人)

令和 22 年度 (R6 年度生)
地域の中学校卒業生数
681 人
(R8 年度比 ▲687 人)

23 学級規模

上野高校	(普 6)
あけぼの学園高校	(総 1)
伊賀白鳳高校※	(専 6)
名張高校	(総 5)
名張青峰高校	(普 5)

22 学級程度

伊賀地域の
県立高校
(全日制)

16～17 学級程度

伊賀地域の
県立高校
(全日制)

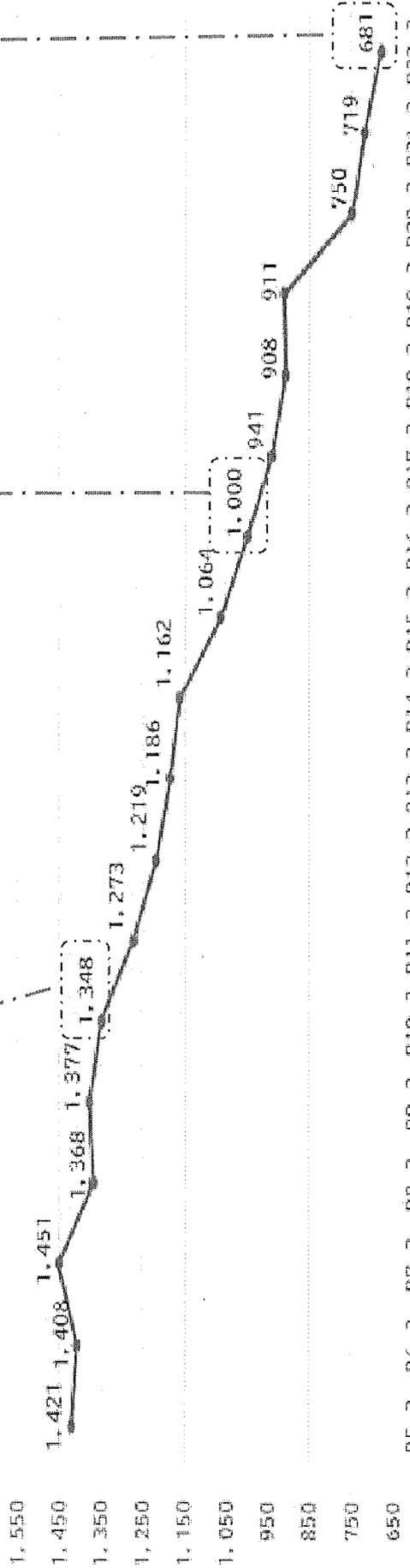
10～12 学級程度

伊賀地域の
県立高校
(全日制)

2年：1 学級減

6年：5～6 学級減

6年：5～6 学級減



R5.3 高3 高2 高1 中3 中2 中1 小3 小4 小5 小2 小1・R1生 R2生 R3生 R4生 R5生 R6生
R19.3 R20.3 R21.3 R22.3

伊賀地域の高等学校等の学科・コース（令和8年度）

学校名	入学定員							
	1	2	3	4	5	6	7	8
上野	【学際探究科】	【理数科】						
	【美術系】	【デザイン系】						
	【電子機械科】(35)	【建築科】(35)	【電子デザイン科】(35)	【生物資源科】(35)	【フードサイエンス科】(35)	【理学科】(30)	【ヒューマンサービス科】(35)	
	【機械科】(35)	【電子デザイン科】(35)	【電子デザイン科】(35)	【生物資源科】(35)	【フードサイエンス科】(35)	【理学科】(30)	【ヒューマンサービス科】(35)	
	【機械科】(35)	【電子デザイン科】(35)	【電子デザイン科】(35)	【生物資源科】(35)	【フードサイエンス科】(35)	【理学科】(30)	【ヒューマンサービス科】(35)	
あけぼの学園	【総合学科】	【普通科】						
	【総合学科】	【普通科】						
伊賀白鳳	【総合学科】	【普通科】						
	【総合学科】	【普通科】						
名張	【総合学科】	【普通科】						
	【総合学科】	【普通科】						
名張青峰	【普通科】	【普通科】						
	【普通科】	【普通科】						
桜丘	【普通科】	【普通科】						
	【普通科】	【普通科】						

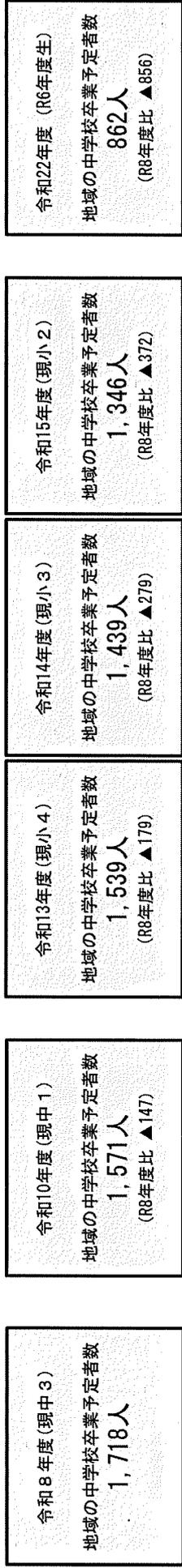
※大学の「普通科」には、普通系専門学科を含む
 ※1学級40人を基準とした学級数を記載しているが、30人・35人学級の実施により伊賀白鳳高校は7学級240人としている

- 全日制課程
 - ※私立 愛農学園農業高校 25人 農業科
- 定時制課程
 - 県立 上野高校 40人 普通科
 - 県立 名張高校 40人 普通科
- 通信制課程
 - 私立 英心高校桔梗が丘校 60人 普通科；探究コース、集中スクーリングコース (R8～)
 - ※私立 神村学園高等部伊賀 50人 普通科；選択登校型、全日型 (両型合わせた年間募集定員)
- 高等専門学校
 - 私立 近畿大学工業高等専門学校 160人 機械システム、電気電子、制御情報、都市環境 (3年次よりコース選択)

(※県外扱い)

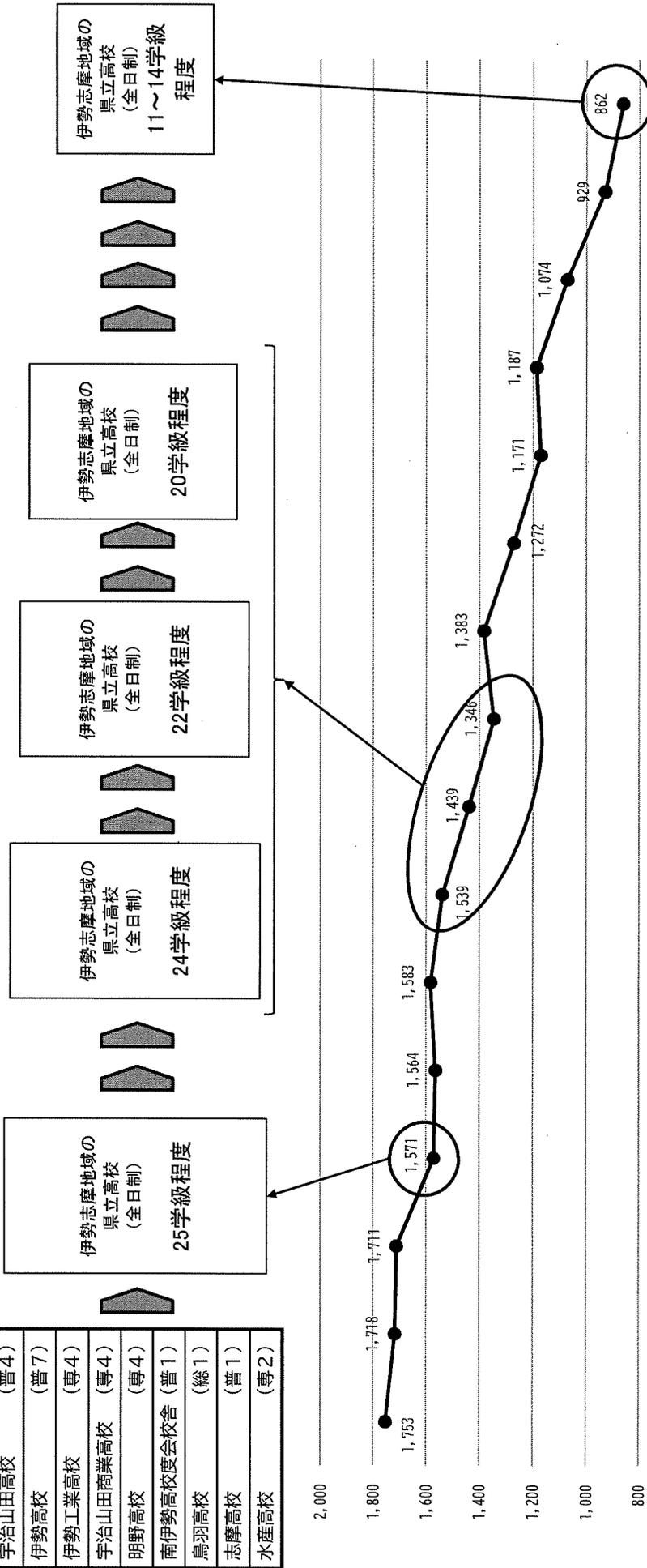
伊勢志摩地域の中学校卒業生数と県立高等学校（全日制）の総学級数の予測

資料 3-①



28学級

宇治山田高校	(普4)
伊勢高校	(普7)
伊勢工業高校	(専4)
宇治山田商業高校	(専4)
明野高校	(専4)
南伊勢高校度会校舎	(普1)
烏羽高校	(総1)
志摩高校	(普1)
水産高校	(専2)



600 R7.3... R8.3... R9.3... R10.3... R11.3... R12.3... R13.3... R14.3... R15.3... R16.3... R17.3... R18.3... R19.3... R20.3... R21.3... R22.3...

伊勢志摩地域の高等学校等の学科・コース（令和8年度）

		入学定員								
学校名		1	2	3	4	5	6	7	8	
県立	宇治山田	160	【普通科】							
	伊勢	280	【普通科】							
	伊勢工業	160	【普通科】							
	宇治山田商業	160	【普通科】							
	明野	160	【普通科】							
	南伊勢度会校舎	40	【普通科】							
	鳥羽	40	【普通科】							
	志摩	40	【普通科】							
	水産	80	【普通科】							
	皇学館	315	【普通科】 (315) 進学コース・特別進学コース							
私立	伊勢学園	230	【普通科】 (230) 特別進学コース・選択コース（情報ビジネス・生活デザイン・進学）・看護医療コース							

【普通科】	【電気科】	【建築科】
【商業科】	【情報処理科】	【国際科】
【生産科学科】	【生活教養科】	【福祉科】
【食品科学科】		
【海洋・機関科】	【水産資源科】	

【普通科】	【建築科】	【国際科】	【福祉科】
-------	-------	-------	-------

全28学級
普通科 13
専門学科 14
(工業4)
(商業4)
(農業2)
(家庭1)
(福祉1)
(水産2)
総合学科 1

※大学の普通科には普通科系専門学科を含む

- 定時制課程 県立 伊勢まなび高校 120人
普通科：午前の部40人、午後の部40人
ものづくり工学科：夜間部40人
- 通信制課程 私立 英心高校（伊勢本校） 80人
私立 代々木高校 1,000人
普通科：全日型、水曜、土曜の各コース
普通科：通学コース、通信一般コース等
- 高等専門学校 国立 鳥羽商船高等専門学校 140人
商船学科（40）、情報機械システム工学科（100）

鈴鹿亀山、伊賀、伊勢志摩地域における活性化協議会のまとめについて

少子化の進行は加速しており、県全体の中学校卒業生数は、令和7年3月卒の15,718人を指数100とすると、15年前の平成22年3月卒の18,608人が指数118であるのに対し、15年先の令和22年3月卒は9,112人で指数58となることが見込まれています。

こうした中、「県立高等学校活性化計画」（令和4年3月策定、期間は令和4～8年度までの5年間）に基づき、1学年3学級以下の高校がある県内6地域（鈴鹿亀山、津、伊賀、松阪、伊勢志摩、紀南）に活性化協議会を設置し、15年先までの中学校卒業生数の減少の状況をふまえ、地域の高校の学びと配置の在り方について協議を進めています。

今年度は、鈴鹿亀山、伊賀、伊勢志摩の3地域の活性化協議会において、令和10年度に想定される学級減への対応等について方向性が取りまとめられました。各地域における「協議会のまとめ」の概要は以下のとおりです。

1 鈴鹿亀山地域

鈴鹿亀山地域では、15年先に現在（令和7年度入学者）の1学年28学級から12～14学級程度となることが見込まれています。今年度の協議では、これまでの協議やアンケート結果をふまえ、令和10年度に想定される学級減への対応として、石薬師高校については令和10年度入学者選抜（令和9年度実施）から募集停止とし、当地域の県立高校6校を5校に再編して、特色化・魅力化を図るとの方向性が取りまとめられました。

【別冊1】令和7年度鈴鹿亀山地域高等学校活性化推進協議会のまとめ

【15年先(令和22年度)を見据えた令和10年度までに想定される3学級減への具体的対応】

※別冊1より抜粋

- 大学進学ニーズに応えるため、多様な選択科目の開設や専門性の高い教員配置ができる高校を、地域に1校は配置する。
- 専門学科や専門性の高い普通科のコースなど、多様な学びの選択肢をできるだけ維持する。
- 学校行事や部活動など、子どもたちが協働的に活動できる環境を提供できるよう、可能な限り一定の学校規模を維持する。
- 工業等の学びについては、今ある学びを充実させる。
- 多様な子どもたちが一人ひとりの状況に応じて安心して学べる教育環境を、すべての学校において充実させる。
- こうした教育環境を実現するため、令和10年度入学者選抜（令和9年度実施）から石薬師高校を募集停止とし、当地域の全日制課程6校28学級を5校25学級へと再編し、各県立高校の特色化・魅力化を図る。

2 伊賀地域

伊賀地域では、15年先に現在（令和7年度入学者）の1学年25学級から10～12学級程度となることが見込まれています。今年度の協議では、これまでの協議やアンケート結果をふまえ、令和10年度に想定される学級減への対応として、あけぼの学園高校については令和10年度入学者選抜（令和9年度実施）から募集停止とし、当地域の県立高校5校を4校に再編して、特色化・魅力化を図るとの方向性が取りまとめられました。

【別冊2】令和7年度伊賀地域高等学校活性化推進協議会のまとめ

【15年先(令和22年度)を見据えた令和10年度に想定される1学級減への具体的対応】

※別冊2より抜粋

- 大学進学ニーズに応えるため、多様な選択科目の開設や専門性の高い教員配置ができる1学年あたり6学級の高校を、地域に1校は維持する。
- 専門性の高い学びを含む多様な学びの選択肢をできる限り維持しながら、専門学科や総合学科の系列における共通した学びの集約を図る。県内で唯一の「美容の学び」についても当地域の総合学科において維持させる。
- 学校行事、部活動など、子どもたちが協働的に活動できるよう、可能な限り一定の学校規模を維持する。
- 定時制のあり方や入試制度を含め、学びのセーフティネット機能の充実を図り、不登校を経験した生徒、外国につながるある生徒、特別な支援が必要な生徒など、多様な子どもたちがどの学校においても安心して学べる教育環境を整える。日本語の指導や「学び直しの機能」の充実については定時制を中心に進め、通級による指導については全日制への導入をめざす。
- こうしたことから、令和10年度入学者選抜(令和9年度実施)からあけぼの学園高校の募集を停止し、5校を4校に再編することにより当地域の子どもたちの多様で豊かな学びを維持するとともに、当地域の県立高校の一層の特色化・魅力化を図る。

3 伊勢志摩地域

伊勢志摩地域では、15年先に現在(令和7年度入学者)の1学年29学級から11~14学級程度となることを見込まれています。今年度の協議では、これまでの協議やアンケート結果をふまえ、令和10年度に想定される学級減への対応として、南伊勢高校度会校舎と志摩高校の2校については令和10年度入学者選抜(令和9年度実施)から募集停止とし、当地域の県立高校9校を7校に再編して、特色化・魅力化を図るとの方向性が取りまとめられました。

【別冊3】令和7年度伊勢志摩地域高等学校活性化推進協議会のまとめ

【15年先(令和22年度)を見据えた令和10年度に想定される3学級減への具体的対応】

※別冊3より抜粋

- 大学進学ニーズに応えるため、多様な選択科目の開設や専門性の高い教員配置ができる1学年あたり6学級以上の普通科高校を、地域に1校は維持する。
- 現在ある専門的な学びを含む多様な学びの選択肢をできる限り維持する。
- 学校行事や部活動など、子どもたちが協働的に活動できるよう、可能な限り一定の学校規模を維持する。
- 総合学科の学びのあり方については、引き続き協議する。
- 多様な背景をもつ子どもたちが安心して学べる環境のあり方については、引き続き協議する。
- こうしたことから、令和10年度に南伊勢高校度会校舎と志摩高校の募集を停止することとし、全日制課程の県立高校9校を7校に再編して、これまで両校が担ってきた地域の学びを引継ぎつつ、学びを整理統合することで、伊勢志摩地域全体の県立高校の学びの充実を図る。
- なお、伊勢志摩地域における多様な学びの提供を保障する観点から、15年先に3校程度に集約されるうちの1校となる、県内唯一の学科を有する水産高校においても、進学や就職などの多様なニーズに応える普通科に準ずる学びを取り入れる必要がある。

令和7年度鈴鹿亀山地域高等学校活性化推進協議会のまとめ

令和7年12月

1 これまでの経緯

鈴鹿亀山地域では、令和4年3月に策定した「県立高等学校活性化計画」に基づき、鈴鹿亀山地域における高等学校の特色化・魅力化を図り、生徒にとって魅力ある学習環境を整備することを目的に、令和5年度に協議会を設置しました。

当協議会では、令和5年度に生まれた子どもたちが中学校を卒業する15年先までの中学校卒業者の減少の状況等をふまえ、当地域の県立高等学校を取り巻く状況や現状、今後の地域の少子化の進行、他地域の協議会での協議内容等の情報を共有しつつ、当地域においてこれからの時代に求められる学びの提供を実現するため協議を進めてきました。また、令和6年度には当事者のニーズを把握するために、地域の中学生と保護者へのアンケートを実施しました。

令和7年度の協議会では、地域の中学生・保護者へのアンケート結果や、これまでの協議などをふまえ、15年先の鈴鹿亀山地域の県立高校の学びと配置のあり方を見据え、令和10年度までに想定される当地域の県立高校の学級減への具体的な対応の方向性をとりまとめることとしました。

【参考】「県立高等学校活性化計画」（令和4年3月策定）抜粋

「これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方」

- ・これからの高等学校は、社会の変化をふまえ、持続可能な社会の創り手を育成することが求められており、そのため、豊かな社会性・人間性を身につけられる環境が一層重要となっている。
- ・3学級以下の小規模校活性化の検証結果、令和2年度に生まれた子どもたちが中学校を卒業する15年先までの中学校卒業者の減少の状況等をふまえると、これからの時代に求められる学びを提供していくには、現行の高等学校の配置を継続していくのは難しい状況にある。このため、各地域の高等学校の学びと配置のあり方について検討を進め、その中で1学年3学級以下の高等学校は統合についての協議も行うこととする。これらについては、それぞれの地域の活性化協議会において具体的な内容を丁寧に協議することとし、協議が必要となる地域に協議会がない場合は同様の場を設けるものとする。
- ・こうした検討・協議は、統合という結論ありきで協議するのではなく、地域の実情に応じ丁寧に進めることとし、その際、状況に応じて、これまで取り組んできた、地域と連携した学びや学校独自の学びについての継承、交通が不便な地域における学びの機会の提供方策、分校化や校舎制への移行などについて協議することとする。
- ・次代の担い手となる三重の子どもたちがこれからも安心して学び、豊かな社会性・人間性が育まれる高校教育を進めていく。

2 当地域の県立高校を取り巻く状況

(1) 鈴鹿亀山地域の中学校卒業生数の推移と予測（含む社会増減）

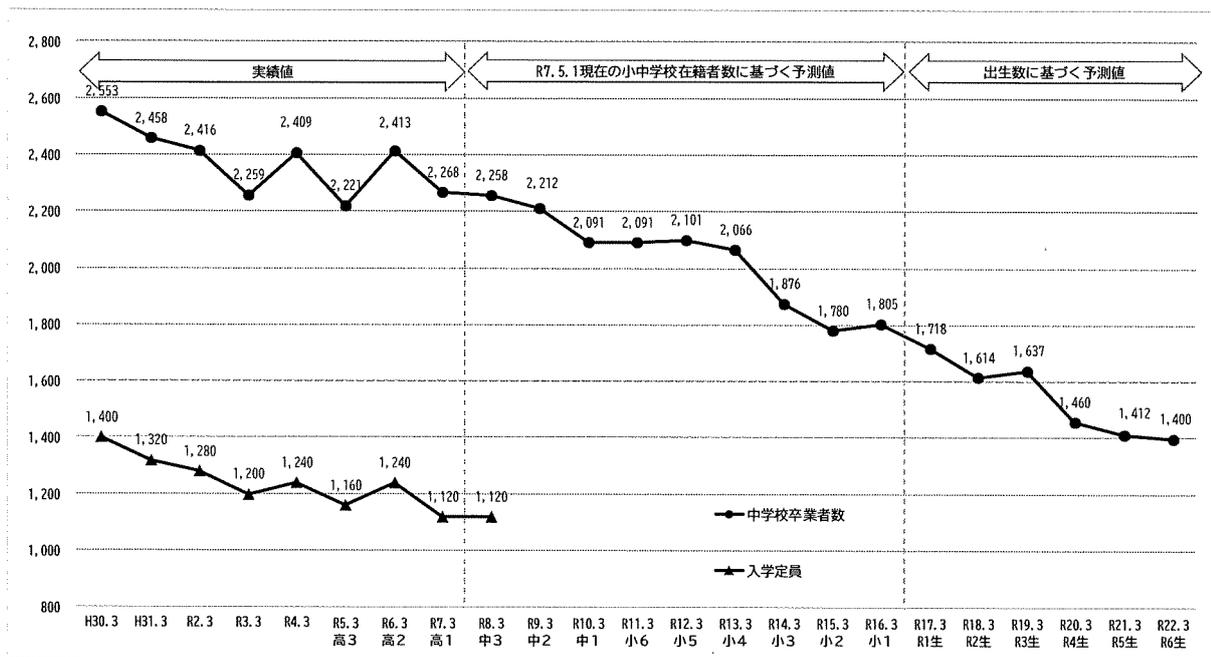
三重県の中学校卒業生数は、令和7年3月の15,718人から、令和16年3月には12,408人（令和7年3月比3,310人減）となることが見込まれており、引き続き減少が続きます。減少の度合いは地域によって異なりますが、当地域においては、以下の通り予測されています。

令和7年3月 2,268人

令和10年3月 2,091人（令和7年3月比177人〔7.8%〕減）

令和16年3月 1,805人（令和7年3月比463人〔20.4%〕減）

鈴鹿亀山地域の中学校卒業生数と県立高等学校入学定員（全日制）の推移



【鈴鹿亀山地域の出生数】

	H28年度生 現小3	H29年度生 現小2	H30年度生 現小1	R元年度生 5～6歳	R2年度生 4～5歳	R3年度生 3～4歳	R4年度生 2～3歳	R5年度生 1～2歳	R6年度生 0～1歳
鈴鹿市	1,643	1,545	1,507	1,508	1,376	1,400	1,306	1,211	1,199
亀山市	399	371	411	343	359	360	269	307	306
合計	2,042	1,916	1,918	1,851	1,735	1,760	1,575	1,518	1,505

また、令和6年度の当地域の出生者数1,505人に基づいた令和22年3月の中学校卒業生数の予測値は1,400人（令和7年3月比868人〔38.3%〕減）になります。

なお、当地域における学級減が想定される年度末の中学校卒業生数の推移を以下の通り予測しています。

令和7年3月 2,268人

令和9年3月 2,212人（令和7年3月比56人〔2.5%〕減）

令和10年3月 2,091人（令和7年3月比177人〔7.8%〕減）

令和13年3月 2,066人（令和7年3月比202人〔8.9%〕減）

令和14年3月 1,876人（令和7年3月比392人〔17.3%〕減）

令和15年3月 1,780人（令和7年3月比488人〔21.5%〕減）

(2) 鈴鹿亀山地域の中学校卒業生の進路状況

鈴鹿亀山地域の中学校卒業生は、当地域の県立高校（全日制）へ33.6%が進学しており、地域の県立・私立・国立高専へは合わせて48.4%の生徒が進学している状況です。一方、他地域への県立

高校（全日制）へ30%強、県外を含めた地域外の国公私立（全日制）の高校・高専へ40%弱が進学しています。これは他地域に比べ、地域外への進学者数が多い状況です。

令和7年度の進路状況を見ると、他地域の県立高校（全日制）のうち隣接する四日市地域と津地域への進学者の合計が卒業生全体の29.7%を占めています。その一例をあげると、四日市工業高校へ105人、四日市南高校へ80人、四日市商業高校へ61人、津工業高校へ87人、津商業高校へ85人、津東高校へ46人が進学しています。

<令和7年3月中学校卒業生の進路状況>

区分 年度	卒業生数 合計	鈴鹿亀山地域			地域外				その他
		全日制 県立	私立・ 国立高専	地域内 合計	四日市地域 全日制県立	津地域 全日制県立	その他の 県立・私立・ 高専・県外	地域外 合計	
R7.3卒	2,268	761 33.6%	337 14.9%	1,098 48.4%	375 16.5%	299 13.2%	213 9.4%	887 39.1%	283 12.5%

※地域外：鈴鹿亀山地域の全日制的県立（6校）と私立（1校）と高専（1校）以外の、全日制高校・高専への進学者数

※その他：特別支援・定時制・通信制・各種学校への進学及び就職等の数

※小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳と合計の割合が一致しない場合があります。

(3) 通学に係る学校までの所要時間と月当たりの通学費の状況

当地域の全日制県立高校に通学している生徒の通学時間は、60分以内が87.4%、90分以内が97.0%となっており、概ね90分以内で通学できています。

また、通学費用を金額別にみると、不要が約5割と一番多く、9割近くの生徒が9,000円以内までとなっています。学校別にみても、概ね地域全体と類似の傾向を示していますが、飯野高校は9,000円を超える割合が、他校に比べ少し高くなっています。

【通学時間】（令和7年度在校生）

[単位：%]

通学時間	神戸 (872人)	飯野 (457人)	白子 (731人)	石薬師 (284人)	稲生 (461人)	亀山 (584人)	合計 (3,389人)	積み 上げ
15分以内	17.1	8.8	21.2	8.5	20.8	15.9	16.4	16.4
30分以内	35.4	17.9	34.9	33.8	36.9	31.5	32.3	48.8
45分以内	24.8	12.3	19.3	25.7	19.7	24.8	21.3	70.1
60分以内	16.9	19.3	15.7	19.0	14.5	20.0	17.4	87.4
90分以内	5.4	29.5	7.0	9.5	5.6	6.5	9.6	97.0
120分以内	0.5	9.2	1.4	2.8	1.3	0.9	2.2	99.2
121分以上	0.0	3.1	0.5	0.7	1.1	0.3	0.8	100.0

※小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳と合計の割合が一致しない場合があります。

【通学費用】（令和7年度在校生）

[単位：%]

通学費用	神戸 (872人)	飯野 (457人)	白子 (731人)	石薬師 (284人)	稲生 (461人)	亀山 (584人)	合計 (3,389人)	積み 上げ
不要	52.9	32.6	40.4	60.9	69.6	59.4	51.5	51.5
3,000円以内	3.1	3.7	5.2	7.7	3.7	6.3	4.7	56.2
5,000円以内	25.2	11.8	28.5	11.6	3.9	13.0	18.0	74.2
7,000円以内	10.2	23.9	14.4	9.2	7.6	6.5	11.9	86.0
9,000円以内	3.1	5.0	1.2	4.9	3.5	3.6	3.2	89.3
11,000円以内	2.6	7.7	3.3	1.4	3.5	3.8	3.7	92.9
13,000円以内	0.8	3.5	2.1	1.8	2.0	2.6	2.0	94.9
15,000円以内	1.3	4.2	2.9	0.0	4.3	2.1	2.4	97.3
15,001円以上	0.8	7.7	2.2	2.5	2.0	2.7	2.7	100.0

※小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳と合計の割合が一致しない場合があります。

(4) 全日制県立高校卒業者の進路状況（令和7年3月卒）

令和7年3月の全日制県立高校卒業者の進路状況は、神戸高校は89.8%が四年制大学へ、飯野高校は29.9%が就職、27.1%が四年制大学へ、白子高校は34.9%が就職、28.3%が専修・各種学校等へ、石薬師高校は74.2%が就職へ、稲生高校は62.3%が就職へ、亀山高校は34.4%が就職、28.1%が専修・各種学校等へとなっています。

<令和7年3月鈴鹿亀山地域の高校卒業者の進路状況>

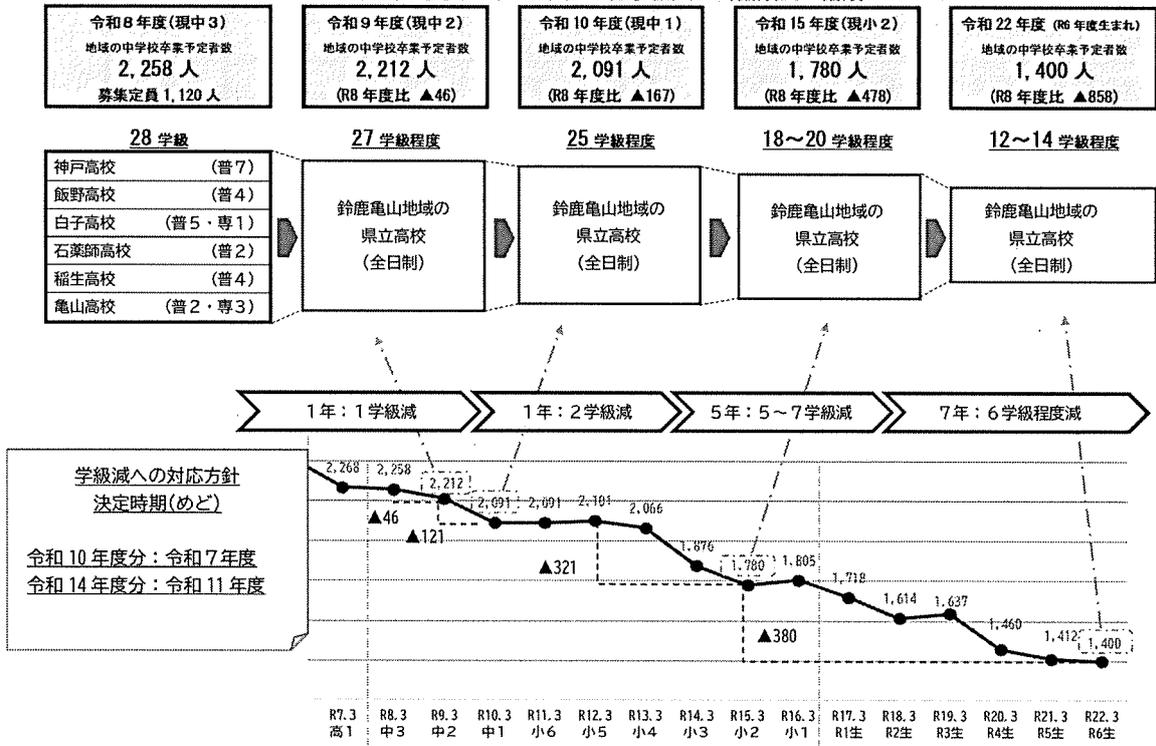
区分	四年制大学	短期大学	専修・各種学校等	就職	その他	計
人数	448 (40.3%)	57 (5.1%)	200 (18.0%)	352 (31.6%)	56 (5.0%)	1,113

(5) 令和22年度までの鈴鹿亀山地域の県立高等学校(全日制)の総学級数と当協議会の協議について
学級数の想定には、主に、中学校卒業生数の減少、全日制高校への進学率、県立高校と私立高校の定員の割合の3つの要素が働きます。

これら3つの要素を、通信制高校への進学率が上昇し全日制高校への進学率が年々低下していることなど近年の傾向をもとにして、15年先まで当てはめると、15年先の令和22年度には、中学校卒業生数が約6割となるのに対し、1学年あたりの総学級数は、それ以下の割合にまで減少することが見込まれます。

今後の当地域全体の県立高校（全日制）の総学級数については、令和8年度の28学級（1学級40人として）から、令和9年度は1学級程度の減が見込まれ27学級程度となり、令和10年度にはさらに2学級程度の減が見込まれ25学級程度となります。さらに、令和10年度から15年度までの5年間では、5～7学級程度の減が見込まれ18～20学級程度となり、令和22年度には、12～14学級程度となることが想定されます。

令和22年度までの鈴鹿亀山地域の県立高等学校（全日制）の総学級数と当協議会の協議について



3 これまでの協議内容と主な意見

(1) これまでの協議会の概要

○ 令和5年度 第1回 令和6年1月24日(水)

「県立高等学校活性化計画」や、令和4年度に生まれた子どもたちが中学校を卒業する15年先までの鈴鹿亀山地域の中学校卒業生数の減少の状況等をふまえ、当地域において15年先に求められる(実現したい)学びや高校のあり方、今後の協議を深めていくための視点などについて協議しました。

○ 令和6年度 第1回 令和6年7月29日(月)

「県立高等学校活性化計画」や、令和5年度に生まれた子どもたちが中学校を卒業する15年先までの鈴鹿亀山地域の中学校卒業生の減少の状況をふまえ、当地域において15年先に求められる(実現したい)学びや、高校のあり方について協議しました。

また、地域の中学生や保護者を対象としたアンケート調査の質問内容や実施方法等について検討しました。

○ 令和6年度 第2回 令和6年12月9日(月)

令和5年度に生まれた子どもたちが中学校を卒業する15年先までの当地域の中学校卒業生数の減少の状況や、中学生と保護者へのアンケート結果をふまえながら、当地域において15年先に求められる(実現したい)学びや高校のあり方、令和10年度以降に想定される県立高校の学級減への具体的な対応の方向性について協議を行いました。

○ 令和6年度 第3回 令和7年2月18日(火)

15年先までの当地域の中学校卒業生数の減少の状況や、中学生と保護者へのアンケート結果をふまえながら、当地域における高校の学びと配置のあり方の方向性、令和10年度以降に想定される学級減への具体的な対応について協議を行いました。

(2) これまでの協議会における主な意見

【鈴鹿亀山地域の高等学校の現状について】

- 当地域の県立高校の学びの選択肢がこのままであれば、15年先までにかんがりの学級数を減らさざるを得ない。しかし、四日市地域や津地域の専門高校へ一定数の生徒が流出していることをふまえると、鈴鹿市内の高校に工業、商業、農業などの職業系の専門学科を設置することで、学級数の減少を抑えることができるのではないかと。市内の事業所からも人手不足であるという声が大きくなっており、ぜひ設置を検討してほしい。
- 鈴鹿亀山地域の中学校卒業生の約4割が地域外の全日制高校へ進学しており、特に、当地域に設置されていない工業科や商業科へ一定数の生徒が進学している。そのため、これら職業系専門学科が当地域に設置されれば、子どもたちの地域外への移動が少なくなり、学級減の必要もなくなるのではないかと。
- 普通科のコースの充実では、専門学科の学びと比べ、どうしても実習をはじめとした専門的な授業の時間が少なくなる。就職後、すぐに役立つスキルを身につけてもらうために、より専門性の高い学びが行われる職業系専門学科を設置してほしい。
- 工業をはじめとする専門性の高い学びの充実は必要であり、普通科におけるコースの設置や他校との連携、資格取得の取組等、さまざまな方策を検討してほしい。
- 当地域に専門高校をつくったとしても、他地域の実績のある専門高校を上回る魅力がなければ、近いというだけで生徒は選んでくれないだろう。
- 少子化の中では、新たな専門学科の設置は難しいところもあるため、それぞれの県立高校は地域のニーズをふまえて特色化・魅力化に取り組んでいる。例えば、稲生高校の普通科では、6つのコースを設置し専門学科に近い学びを提供している。

- 工業高校を設置するには、施設整備のために多額の予算が必要となる。少子化が進む中においては、既存の学科・コースの学びに予算を投入し、時代のニーズに沿った専門性の高い学びを充実させるほうがよいのではないか。
- 大学進学を考えている中学生の多くが、四日市地域や津地域の普通科高校へ進学している。当地域の子どもたちを地域に残していくための取組をするべきではないか。例えば、当地域に公立の中高一貫教育校を設置するのも、ニーズがあれば1つの選択肢になりうるのではないか。

【部活動について】

- アンケートでは高校の部活動に期待する声も大きいですが、中学校において部活動の地域移行についての議論が進められる中、高校の部活動を今後どうしていくのかについても重要な課題となるのではないか。
- 部活動が充実していることは、高校を選択する際の大きな魅力の1つとなっている。全ての高校が小規模化されて、十分な部活動ができなくなってしまうよう、部活動の活性化という視点も大切にしてほしい。

【当地域の県立高校に求められる学びについて】

- 地元経済界としては、社会人としてのマナーや基本的な生活習慣を身につけてもらった上で、DXに関わる教育や金融教育に力を入れてもらいたい。
- 保護者としては、大学進学や就職など、子どもたちの進路実現につながる学びを重視してもらいたい。
- アンケート結果を見ると、子どもたちは学校行事や部活動など、授業以外の活動にも期待していることがうかがえる。こうした子どもたちの思いをふまえ、地域のイベントに参加したり、協力したりするなど、地域社会とのつながりの中での学びがより充実することを期待したい。
- 中学校段階で、将来の進路を明確に決めるのは難しい生徒も多いため、稲生高校の普通科のように、多様なコースの中から、入学後に自分の興味関心に応じてコースを選択できるのは大きな魅力となっている。また、工業や商業などの専門学科と同じような資格取得が可能となれば、より魅力が高まるのではないか。専攻科の設置など、当地域の魅力や特徴を生かした新しい取組を検討してみてもどうか。

【地域との関わりについて】

- 地元の高校で学んだ生徒が、地元就職することも大切であるが、他地域の高校で学んだ生徒や県外の大学に進学した生徒が、地元に戻って働きたいと思えたり、それを実現できたりする仕組みづくりも必要である。
- 人の役に立ちたい、地域の力になりたいと思っている地元志向が強い中学生は多い。四日市地域や津地域へ進学する生徒も一定数いるものの、当地域の各県立高校のニーズは高いと感じている。
- 地元で働きたいと考えている子どもたちに対し、将来、地域での活躍につながる特色のある学科を設置したり、地域の大学と連携して、高校から大学まで一貫した教育を進めていったりするといった方向性も考えられるのではないか。
- 小学生にとって高校生は憧れの存在であるため、高校生が小学生に専門性を生かした出前授業をしてくれたり、地域の行事で輝いている高校生の姿を小学生が見たりする機会を増やせると、地域の高校に進学したいと思う子どもたちを増やすことができるのではないか。

【多様な子どもたちの状況と学習環境への対応について】

- 当地域の小中学校には外国につながる子どもたちが多く在籍していることから、高校においても、外国につながる生徒を受け入れ、学びを支えていくという視点が大切である。
- 小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者からは、特別支援学校の高等部ではなく、県立高校への進学を考えた場合、選択肢が限られるという声を聞く。特別な支援を必要とする子どもたちや外国につながる子どもたち、不登校の子どもたちが増えている中で、こうした子どもたちが高校で安心して学べる教育環境を保障してほしい。
- 不登校など学校に行きづらい子どもたちが増えている中で、多様な学びを保障するためにも、定時制・通信制のあり方や、学びの多様な化学校のような学校の設置を考えてもよいのではないか。
- 小中学校を含め外国につながる子どもたちに関わる教育は、当地域の強みであり、こうした子どもたちが他地域からも集まるような高校をつくるのも1つのアイデアである。

【交通に係る課題について】

- 亀山市から鈴鹿市内の高校へは交通の便がよくないため、亀山高校かJR沿線の四日市市や津市の高校を選択する生徒が多い。鈴鹿市内の高校へ通いたいと思う子どもたちのために、路線バスの経路の見直しや通学バスの運行などの支援をお願いしたい。
- 鈴鹿市と亀山市がそれぞれ独自で運行するコミュニティバスについて、市を越えて連携させ、鈴鹿・亀山間の交通の利便性の向上が図られるよう、当協議会から行政へ提言することを検討してはどうか。
- 鈴鹿市と亀山市のコミュニティバスの連携が進めば、通学だけでなく地域経済の活性化にもつながることから、県と市の交通行政が協力して進めていく必要がある。

【学校規模について】

- 小規模な高校では、生徒一人ひとりに丁寧な指導が行き届くというメリットがあると聞いている。一方で、いじめ等があった場合に、クラス替えが難しいなど、生徒の安心できる場の確保が難しく、その結果、退学を選択せざるをえなくなるケースがあるとも聞いている。統合や学級減を検討する際には、いじめ防止の観点からも慎重に考えてほしい。
- アンケート結果から、小規模校を望む声は一定数あるため、仮に再編することになったとしても、小規模校で行ってきた学びは、地域の高校で引き継いでいく必要がある。
- 学校規模が大きくなると教員数も増えるため、多様な選択科目を開講できたり、学校行事や部活動が活発になったりする。子どもたちがさまざまな選択ができるという点においては、統合によるスケールメリットは大きいと感じている。
- 国公立大学や難関私立大学への進学ニーズに応える一定規模の普通科高校が当地域に必要であり、各教科の教員数などをふまえると、理想は1学年8学級、最低でも6学級はあったほうがよい。
- 参考資料をみると、部活動の充実という視点では、1学年4学級以上の規模が必要である。

【今後の県立高校のあり方について】

- 令和10年度以降も中学校卒業生数はさらに減少していくことを見据え、県立高校の学びと配置のあり方を考えていく必要がある。また、令和7年度中に、協議会としての一定の結論を出すためにもスケジュール感を持って協議を進める必要がある。
- 15年先に1学年の総学級数が12~14学級となることが想定される中、普通科の一定規模の維持や多様な学びの選択肢の維持、部活動の活性化などを考えると、当地域の高校は2~3校程度に集約されるのではないか。今後、学校数と学級数のバランスに留意して協議を進めていく必要

がある。

- 当地域の高校の統廃合や学級減を考える際には、他地域の職業系専門学科への進学をどう捉えるのかを議論する必要がある。
- 中学生のニーズから、当地域に大学進学に対応する一定規模の普通科高校は必要であるが、過去の生徒急増期に普通科の定員を大きく増やしたことを考え、普通科を中心に定員を減らし、多様な子どもたちの学びを保障しつつ、学びを集約していく方向になるのではないか。
- 中学校段階で自身の進路が明確となっている子どもは少なく、高校に入ってから自分のやりたいことを見つけないという生徒が多い。そのため、再編したとしてもオーソドックスな普通科は残してほしい。
- 現在、県内全域から生徒が入学している特色のある学科は、今後も当地域に残したほうがよい。
- これまで小規模校が果たしてきた役割は大きく、学級数が減ったとしてもその機能は残していく必要がある。
- 高校ではある程度の学級数がないと充実した教育そのものが難しくなることが想定される。当地域は、他地域と比べると小規模の高校が多いことから、通学環境も考慮して、近鉄沿線に高校を統合していくのがよいのではないか。
- 通学時間は子どもたちにとって重要であり、鉄道など公共交通機関の利便性を考えると、どの場所に集約していくとよいのかは見えてくるのではないか。
- アンケート結果を見ると、小学校、中学校、高校と校種があがるにつれて、だんだんと大きな集団の中で学び、多種多様な選択肢から自分にあったものを選んで社会に出ていくといった教育環境が求められているのは、今も昔も変わらないと感じる。こうした環境を維持するため、これまでに統合を行った高校のその後についての検証も行いながら、当地域の高校の再編について検討を進めてほしい。
- アンケート結果から、「積極的に統合すべき」、「一定の統合は避けられない」という回答が7割を超えており、当地域でも県立高校6校の再編も含めた検討を進めていかなければならない。
- 今後、統合を行う際には、今ある学びをそのまま残すのではなく、よりよい形で残すという発想が大切であり、時代にあわせて学びを充実させたり、新しい設備等に予算を投入したりして、魅力化を図ってほしい。

4 令和7年度の協議内容と主な意見

(1) 令和7年度の協議の概要

○ 第1回 令和7年7月10日(木)

15年先までの当地域の中学校卒業生数の減少の状況を見据えたこれまでの協議や、中学生と保護者へのアンケート結果をふまえながら、当地域における高校の学びと配置のあり方の方向性、15年先に想定される高校の学びと配置のイメージについて協議を行いました。

○ 第2回 令和7年9月9日(火)

15年先までの当地域の中学校卒業生数の減少の状況を見据えたこれまでの協議や、中学生と保護者へのアンケート結果をふまえながら、15年先に想定される高校の学びと配置のイメージおよび、令和10年度までに想定される当地域の県立高校の学級減への具体的な対応案について協議しました。

○ 第3回 令和7年10月28日(火)

これまでの協議をふまえながら、15年先に想定される高校の学びと配置のイメージおよび、令和10年度までに想定される当地域の県立高校の学級減への具体的な対応案について協議しました。

○ 第4回 令和7年11月20日(木)

前回に引き続き、15年先に想定される高校の学びと配置のイメージおよび15年先を見据えた令和10年度までに想定される学級減への具体的な対応について協議し、令和10年度入学者選抜(令和9年度実施)から石薬師高校を募集停止とし、県立高校6校を5校に再編し、特色化・魅力化を図るとの方向性をとりまとめました。

(2) 令和7年度の協議会における主な意見

【今後の学びと配置のあり方の検討の方向性について】

- 少子化の中、学校を新設することは難しいため、現在当地域にある学びの内容や施設設備を充実させることが現実的な対応になると考えている。遠隔授業や既存の施設の活用など、授業のあり方を柔軟に考えながら、再編の方向性を考えてはどうか。
- 当地域から地域外の工業科や商業科に進学した生徒は、その高校の所在する地域の事業所に就職することが多く、当地域に就職することが少ないようだ。当地域の事業所における人手不足を解消するためにも、ぜひ、当地域に工業科を設置してもらいたい。
- 本県は全国的に見ても職業系専門学科の学びを大切にしている県である。どの学校も地域の産業界と連携した教育活動を行っており、子どもたちは、地元企業や地域のよさを認識した上で、卒業後の進路を選択している。
- どの地域も中学校卒業生数が減少している中、新たな学科を設置して地域間で生徒の取り合いをするよりも、今ある学びを大切に、学科や学校生活の魅力を高めていく方が、成果は出やすいのではないか。
- 飯野高校の応用デザイン科や英語コミュニケーション科は非常に特色があり、外国につながりのある生徒を含め県内全域から生徒が集まっている。地域での唯一の定時制課程とあわせて、これらの機能は何らかの形で維持していく必要がある。
- 中学生は高校を選択する際に、自分が望む進路や内容を重視しており、通学時間はそれほど意識していないように感じている。また、四日市市や津市の工業科、商業科へ進学する生徒は、部活動に魅力を感じて進学する生徒も多い。当地域にどんな学びを残していくのかを精査した上で、中学校と高校が連携して、地元の高校の魅力をもっと中学生にPRしていく必要がある。
- 工業に限らず何かに特化した学びをつくり、その魅力を発信できれば、当地域の高校の魅力として定着していくのではないかと。「当地域で実現したい学びや育みたい力」として示されている

「将来、地域産業を支える人材や地域で活躍する人材の育成」を可能にする環境づくりが必要であり、どこかに収束させるのではなく、生徒減の中で新しいものを生み出すという発想で考えるべきである。

- 地域外の高校へ進学している子どもの保護者から、通学時間や費用を考えると、鈴鹿市内に商業科や工業科があればよかったという声を聞く。子どもが減っていく中で新しいものをつくることは難しいことは理解しているが、子どもたちが中学校までの人間関係を大切にしながら地域の学校へ進学できる環境があってほしい。
- アンケート結果でも、子どもたちが高校を選択する際に重視する点として、部活動があげられており、通学時間をかけてでもその学校に通いたいという生徒も多い。時間はかかるかもしれないが、当地域に魅力ある部活動をつくるのも高校活性化の1つの方策ではないか。
- これまで協議してきたように、今後も鈴鹿亀山地域の子どもたちに、多様で豊かな学びを提供することを第一の価値観に据えて検討していくことを、「学びと配置のあり方の方針」に明文化してはどうか。

【15年先の学びと配置のイメージについて】

- 中学校卒業生数が減少する中、県立高校の統合の必要性は理解しているが、地域外へ進学する生徒が多い当地域の状況への対応を講じたうえで、統合の議論をすべきではないか。
- 中学校卒業生数が減少する中で、いずれは現在の6校が統合していくのはやむを得ないが、15年後に2～3校になるという数字は、当地域の課題となっている流出入の現状を前提とした学級数の予測に基づくものであるため、あえて外に出す必要があるのか。学びの集約を図る中で、工業科を新たに設置するなど、当地域の県立高校の魅力を高めて、少しでも多くの子どもたちが地域に残るようにしていくことが大切である。
- 将来の学校数については大切な話であるので、まとめの文面に残した方がよい。ただし、15年先に鈴鹿市に2校、亀山市に1校という学校数の表記については、数字が独り歩きしないよう丁寧な説明を付け加えるべきである。
- 15年先に鈴鹿市内の県立高校は2校程度、令和10年度に石薬師高校募集停止という報道内容が独り歩きしたことで、石薬師高校の在校生や進学を希望していた子どもたちがショックを受けたり、次はどの高校がなくなるのかといった不安が保護者の間で広がったりしている。この協議会が当地域の県立高校を活性化し魅力を発信していくためのものであるならば、15年先に想定される学級数は明記しないほうがよいのではないか。
- 現在の進路状況をもとに想定した学級数は、今後変わりうるものであり、その数字が出てしまうのは怖い。地域外への流出を防ぎ、逆に他地域から集まるような新しい高校をつくってほしい。
- 地域の人手不足を解消するためにも、ぜひ工業科や商業科を設置してもらいたい。地域経済界としても、講師の派遣や設備の充実など何らかの支援をしていきたい。
- 四日市市や津市の専門高校は、鈴鹿亀山地域の子どもたちを含め、広く地域経済を支える人材を育成する役割を果たしてきた。現状の中学生の進路状況を考えると、当地域に新たに工業科を設置するのは現実的ではない。
- アンケート結果を見ると、生徒は、主に通学のしやすさや学びたい学科やコースがあることを理由に高校を選択しているが、地域外の工業科や商業科へ進学しているのは、通学しやすいからではなく、地域内にこうした学科がないことが大きな理由であると考えている。それを県教育委員会が、通えるところに選択肢があるからよいというのであれば、地域別に活性化協議会を設置して議論する意義がなくなるのではないか。
- 当地域では、中学校卒業生数に対して県立高校の定員が少なく、地域外の高校へ進学している生徒が多い。中学校卒業生数の減少により学校数が減っていくのは致し方ないが、工業科の設置

などの対応をすることなく、現在の進路状況を前提として、鈴鹿市内の5校が15年先に2校になるというのは厳しすぎる。

- 中学校卒業生数が15年先に現在の6割程度となるのであれば、県立高校の定員も現在の6割の17学級程度となるのではないか。私立高校に流れることを想定して12~14学級としているのであれば納得できない。
- 県教育委員会は当地域に魅力ある高校をつくっていくという思いが足りないのではないか。例えば、飯野高校のように地域外からたくさんの生徒が集まる魅力的な高校をつくれば、想定される学級数が増えることもありうるのではないか。また、小中学校の学級編制標準が35人に変わってきている中で、15年先までには高校にも導入される可能性が高いことも考慮すれば、15年先に12~14学級で、鈴鹿市内に2校程度という数字も不確定要素が大きい。
- 15年先に鈴鹿市に2校程度となったときに、大学進学ニーズに対応する高校は6学級を下回らないという条件や、当地域の特色ある学科やコース、定時制課程などがどのようになっていくのか想像がつかない。選択肢が少なくなると、中学校における進路指導も難しくなる。
- 「15年先の学びと配置のイメージ」における学校数については幅を持たせた書き方とし、次年度以降も引き続き協議してはどうか。
- これまで協議した学びと配置のあり方を実現するうえで、地域の高校を2~3校とするのであれば、総合大学のように1つの高校で多様な学びの選択肢があり、希望する進路や適性に応じてフレキシブルに学べるような、県内のどこにもない夢のある新しい高校を当地域につくることができないか。学びの数だけ学校があるというのではなく、できるだけ大きな規模の高校で地域の子どもたちを全て受け入れ、多様性に対応していくという考え方を大切にしたい。
- 15年先に3校に集約する前提として、今ある学科の魅力さをさらに高めたり、当地域の産業に特化した工業科を設置したりするなど、他地域への流出を防ぐ方策を考える必要がある。また、交通の便を考えると、将来的にはもう少し広いエリアで学びと配置のあり方を考えていってもよいのではないか。
- 仮に学校が集約されるとしても、学力的に厳しい子どもなど、多様な子どもたちが迷わず選択できるような教育環境を維持してほしい。
- 15年後も、外国につながる子どもや特別な支援を必要とする子どもなど多様な子どもたちが、高校卒業後の進路も含めて、安心して学べる教育環境を実現していくというイメージを打ち出す必要がある。例えば、1つの学校の中で、全日制に入学したとしても、状況に応じて定時制や通信制に切り替えることができるような、新しい発想の学校をつくることはできないか。
- 子どもの数は決まっているので、地域間で取り合うことによって共倒れになってはいけないと思うが、せっかく鈴鹿亀山地域で協議をしているので、当地域に新しい校舎、新しい学科をつくって多様な選択肢を保障し、子どもたちにとって魅力的な高校をつくりたい。
- 生徒は市町の枠を越えて希望する高校や就職先を選択している。今後想定される学級数など、具体的な数字を示すことでより議論を進め、他地域よりも早く魅力的な再編の方向性を示したほうが、当地域に生徒が集まるのではないか。
- 15年先の県立高校のイメージが、マイナスとなっていくのはいけない。当協議会のまとめとしては、地域の高校の活性化に向けた気運を盛り上げていく、というメッセージとする必要があるのではないか。
- 「15年先の学びと配置のイメージ」については、数字を前面に出さずに「学びと配置のあり方の方針」に基づいて、具体的にどのような高校づくりをめざすのかを前向きに表現してもらいたい。
- 「学びと配置のあり方の方針」の筆頭に、県立高校の活性化については子どもたちを第一に考えて検討することが書き加えられたことはよかった。

- 生徒数の減少により学びを集約する必要があることは理解するが、新しい選択肢を設けるという趣旨の文言も加えてもらいたい。
- 「集約」は現状のものを1つにまとめる印象が強いため、「再編」あるいは「再構成」としたほうがよいのではないか。
- 学級数が減少していく中で、通信制高校のニーズの高まりや専門性の高い教員の人材確保など様々な課題はあるが、協議会として、子どもたちの多様なニーズに応えていくという観点は大切にしたい。
- 子どもたちが自分の進路についてしっかりと考え選択していけるよう、多様な学科やコースを残しつつ高校の活性化につなげてほしい。
- 多様な学びを保障するため、一定の学校規模を維持しつつ、学校を新設したり再編したりすることで、前向きに学校をつくっていくというイメージで協議を進めたい。
- 前回と比べて「学びと配置のイメージ」の表現が非常に前向きな方向に修正されたと感じる。今後もこのような前向きな情報発信に努めてほしい。
- 15年先に見込まれる12~14学級という数字について、どのような根拠に基づく想定なのかをまとめにも記載してもらいたい。
- 例えば伊賀白鳳高校のような総合専門高校を当地域にもつくとといった具体的なイメージが示されれば、子どもたちがより地元の高校に進学し、地域の活性化にもつながる。

【令和10年度までに想定される学級減に対する具体的な対応について】

- 稲生高校では、入学後に自分の興味関心に応じて6つのコースを選択している。「工業等の学びについては、今ある学びを充実させる」とあるが、そうすることで今ある学びの選択肢が失われることのないよう、留意して進めてほしい。
- 工業等の学びについて、稲生高校のコースの充実を想定しているのであれば、普通科目の単位数が減ったとしても、できるだけ専門科目の単位数を増やすことで、充実を図ってほしい。
- 石薬師高校の募集停止というマイナスな話題がいきなり出てしまったと感じており、情報発信の仕方については、十分配慮してもらいたい。
- 石薬師高校が募集停止となった場合、石薬師高校への進学を希望する子どもたちの代わりとなる進学先があるのか心配である。
- 石薬師高校については、一気に募集停止とするのではなく1学級でも残してほしい。募集停止となっても、地域の中学校卒業生数に見合うだけの定員を置くから大丈夫というのではなく、石薬師高校での学びに魅力を感じて進学を希望する子どもたちの受け皿がほしいという、保護者の思いを理解してほしい。
- 亀山市からは、伊賀市のあけぼの学園高校や石薬師高校へ一定数の生徒が進学している。両校とも令和10年度に募集停止する案が示されているが、再編するのであれば、同校を希望していた子どもたちの進学先を保障するという意識は、必ず持ってほしい。
- 石薬師高校の募集停止案は寂しいが、15年先を見据えて、スケールメリットを大切にしながら、多様性を受け止めることができる高校をつくっていくという方向性を打ち出したほうが、高校の職員も迷いなく前向きに魅力化に取り組むことができる。
- 石薬師高校が募集停止となったとしても、石薬師高校への進学を希望していた子どもたちを含めて、地域の県立高校がしっかりと受け入れ、幅広い学力層の多様な生徒に対応していこうと、地域の県立高校の校長で共有している。
- 石薬師高校を募集停止とする場合、特別支援学校の校舎として活用していくことについても記載したほうがよいのではないか。また、石薬師高校を希望していた生徒のニーズにどう応えていくのかについてもある程度記載しないと説明不足ではないか。

- 石薬師高校が有していた機能は同じ鈴鹿亀山地域の高校全体で引き継ぎ、幅広い学力層の多様な生徒への対応を進めていこうと、当地域の県立高校の校長で共有している。
- 亀山市からは、石薬師高校やあけぼの学園高校へ一定数の生徒が進学しているが、「多様な子どもたちが一人ひとりの状況に応じて、安心して学べる教育環境をどの学校においても充実させる。」とあることから、この趣旨に沿ってしっかり対応してもらえるものと捉えている。
- 子どもたちや保護者の不安を払拭するため、今回の再編について丁寧に説明してほしい。
- 昭和40年代後半から50年代の生徒急増期にいくつかの普通科高校が新設された経緯を考えれば、生徒減の中にあっては普通科を学級減しながら学びの選択肢を維持していくのが現実的ではないか。
- 募集停止となった場合に、その高校の特色ある部活動やそのための施設がどうなっていくのかも関心事となっている。

【今後の協議について】

- 当協議会は活性化を推進するための協議会なので、今後の協議にも、ぜひ「活性化」の文言を入れて、できるかどうかは別として学校の新設や総合学科の設置など、新しい議論にもつなげてほしい。
- 次年度以降は学校をどう閉じるかではなく、市と県が連携して中高一貫校を設置するなど、高校の活性化につながる夢のある協議ができるようにしてほしい。
- 例えば、県内唯一の学科である稲生高校の体育科を三重交通Gスポーツの杜・鈴鹿の敷地内へ移転し、施設を自由に活用できるようにするなど、夢のある議論も進めてほしい。
- 新たに工業高校や工業科を設置するのであれば、四日市市や津市にも工業高校がある中で、工業分野を総合的に扱う学科とするのか、地域産業に特化した学科とするのかなど、どのような特色を持たせるのかを考えていく必要がある。
- その時その時の子どもたちにとって魅力ある高校となるよう、多様な選択肢を持つ夢のある学校をつくってほしい。
- 令和13年度以降に大きな生徒減が見込まれているのであれば、少しでも早く協議を進めていく必要がある。また、一旦高校に入学しても、自分に合わなかったり、壁にぶつかったりしたときに多様な選択ができる高校をつくってほしい。
- 通信制課程のニーズの高まりから、県立高校でも全日制から通信制へ柔軟に移ることができる学校があってもよい。
- 校舎の老朽化が進んでいることから、高校再編と併せて学校施設をどうしていくかについても協議を進めていく必要がある。
- 校舎の建替えは学校の機能をふまえたものとする必要があり、他地域に先駆けてその方向性を示すことが子どもたちや保護者の安心につながるのではないかと。次年度以降、「早急に検討を進める」といった文言を加えてほしい。
- 校舎の新築や建替えには時間を要することから、子どもが減少していく中で、当地域の高校の魅力をいかに高め子どもたちに選んでもらうかについて、今年度の流れを引き継ぎつつ、より議論を進める必要がある。

5 今後の鈴鹿亀山地域における県立高等学校の学びと配置のあり方について（当協議会のまとめ）

（1）学びと配置のあり方の方針

- 当地域の子どもたちに多様で豊かな学びを提供することを第一の価値観に据えて検討する。
- 今後の学級減への対応については、15年先までの中学校卒業者数の減少をふまえたものとする。
- 今ある学びをそのまま残すのではなく、よりよい形で充実させるという発想を大切にする。
- 校舎の新築や建替えも視野に入れ、地域の子どもたちが地域で学べる環境や、他地域から子どもが集まるような新しい学校をつくるという方向で検討する。
- 当地域には職業系専門学科が少ないことから、普通科のコースを含め、専門性の高い学びや多様な学びの選択肢の維持・充実を図る。
- 大学進学ニーズに応える高校が地域には必要であり、できるだけ規模を維持し、充実を図る。具体的には、1学年あたり8学級あることが望ましく、また、地域全体の学級数が減少する中、やむを得ず学校規模を縮小する場合も、1学年6学級を下回らないようにすることが望ましい。
- 部活動の活性化や学校行事の充実のためには、一定の学校規模があることが望ましく、部活動の活性化のためには、1学年あたり4学級以上あることが望ましい。
- 外国につながるのある生徒や特別な支援を必要とする生徒、不登校を経験した生徒など、多様な生徒が安心して学べる教育環境を実現する。
- 多様なニーズに対応するため、全日制課程だけでなく、定時制や通信制課程のあり方も含めて検討する。
- 通学方法や通学時間など、通学に係る状況を考慮する。通学時間については概ね90分以内、できれば60分以内となることが望ましい。

（2）15年先（令和22年度）の学びと配置のイメージ

- 当地域の中学校卒業者数は、令和22年3月には、令和7年3月の2,268人と比較して約6割となる1,400人にまで減少することが見込まれる。当地域の県立高校（全日制）の総学級数は、中学生の進路状況が現在と大きく変わらなければ、1学年あたり12～14学級程度となることも想定される。
- こうした中、「学びと配置のあり方の方針」をふまえ、校舎の新築や建替えを含めて検討しつつ、一定の学校規模を保ちながら現在の6校を再編し、子どもたちの豊かな教育環境を実現していく必要がある。
- 亀山市内の1校は、当地域内の通学環境を考慮し、周辺地域のニーズに応える高校として存続させる。
- 鈴鹿市内の5校は、大学進学ニーズに応える観点と、他地域にはない特色のある学びや工業をはじめとする専門性の高い学びなど多様な学びの選択肢を提供する観点を重視しながら、学びと機能を再編する。
- 全日制課程だけでなく、定時制や通信制課程のあり方も含めて検討することで、多様な学びの形態の実現をめざす。

(3) 15年先（令和22年度）を見据えた令和10年度までに想定される3学級減への具体的対応

- 大学進学ニーズに応えるため、多様な選択科目の開設や専門性の高い教員配置ができる高校を、地域に1校は配置する。
- 専門学科や専門性の高い普通科のコースなど、多様な学びの選択肢をできるだけ維持する。
- 学校行事や部活動など、子どもたちが協働的に活動できる環境を提供できるよう、可能な限り一定の学校規模を維持する。
- 工業等の学びについては、今ある学びを充実させる。
- 多様な子どもたちが一人ひとりの状況に応じて安心して学べる教育環境を、すべての学校において充実させる。
- こうした教育環境を実現するため、令和10年度入学者選抜（令和9年度実施）から石薬師高校を募集停止とし、当地域の全日制課程6校28学級を5校25学級へと再編し、各県立高校の特色化・魅力化を図る。

(4) 今後の協議について

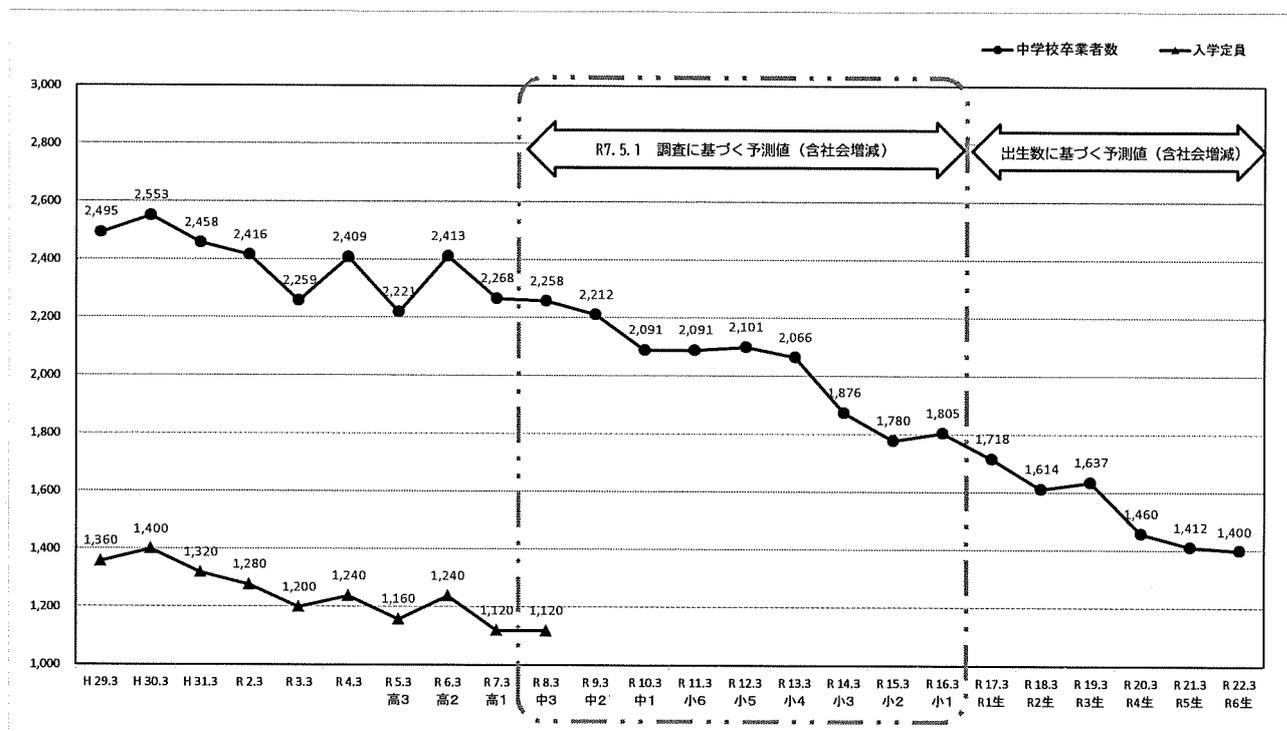
- 令和10年度以降も中学校卒業生数の急速な減少が進む中、その過程における学級減への対応については、当地域の県立高校の将来像を検討しつつ、15年先における状況を想定しながら、引き続き県立高校の活性化に向けた協議を進める必要がある。
- 特に令和13～15年度に大きな生徒減が見込まれる。この期間に想定される5～7学級程度の学級減への対応については、できるだけ早期に協議を進め、遅くともその3年前である令和10年度までに当協議会としての考え方をとりまとめる必要がある。
- これまでの協議をふまえ、以下の点に留意しながら協議を進める必要がある。
 - ・ 隣接地域の活性化協議会における検討状況について
 - ・ 大学進学ニーズや専門性の高い学びを含む多様な学びの選択肢の提供について
 - ・ 地域からのニーズが高い工業等に関する専門性の高い学びの提供方策について
 - ・ 定時制や通信制課程も含めた多様な子どもたちが学べる環境の保障について
 - ・ 老朽化にともなう校舎の新築や建替えについて

【参考資料：令和7年度鈴鹿亀山地域高等学校活性化推進協議会資料より抜粋】

○ 鈴鹿亀山地域の中学校卒業生数の推移と予測（含む社会増減）

		令和7年5月1日 教育政策課調べ												
		R 4.3 卒業	R 5.3 卒業	R 6.3 卒業	R 7.3 卒業	R 8.3 現中3	R 9.3 現中2	R 10.3 現中1	R 11.3 現小6	R 12.3 現小5	R 13.3 現小4	R 14.3 現小3	R 15.3 現小2	R 16.3 現小1
鈴鹿市	卒業生数	1,988	1,798	1,973	1,808	1,775	1,777	1,639	1,667	1,651	1,636	1,471	1,400	1,395
	前年度対比		-190	175	-165	-33	2	-138	28	-16	-15	-165	-71	-5
	R7.3対比					-33	-31	-169	-141	-157	-172	-337	-408	-413
亀山市	卒業生数	421	423	440	460	483	435	452	424	450	430	405	380	410
	前年度対比		2	17	20	23	-48	17	-28	26	-20	-25	-25	30
	R7.3対比					23	-25	-8	-36	-10	-30	-55	-80	-50
小計	卒業生数	2,409	2,221	2,413	2,268	2,258	2,212	2,091	2,091	2,101	2,066	1,876	1,780	1,805
	前年度対比		-188	192	-145	-10	-46	-121	0	10	-35	-190	-96	25
	R7.3対比					-10	-56	-177	-177	-167	-202	-392	-488	-463
県内合計	卒業生数	16,244	16,055	15,891	15,718	15,517	15,261	14,807	14,345	14,044	14,030	13,399	12,753	12,408
	前年度対比		-189	-164	-173	-201	-256	-454	-462	-301	-14	-631	-646	-345
	R7.3対比					-201	-457	-911	-1,373	-1,674	-1,688	-2,319	-2,965	-3,310

○ 鈴鹿亀山地域中学校卒業生数と県立高等学校（全日制）入学定員の推移と予測



【鈴鹿亀山地域の出生数】

	H30年度生 現小1	R元年度生 5～6歳	R2年度生 4～5歳	R3年度生 3～4歳	R4年度生 2～3歳	R5年度生 1～2歳	R6年度生 0～1歳
鈴鹿市	1,507	1,508	1,376	1,400	1,306	1,211	1,199
亀山市	411	343	359	360	269	307	306
合計	1,918	1,851	1,735	1,760	1,575	1,518	1,505

○ 鈴鹿亀山地域の中学校卒業生進路先の推移

鈴鹿亀山地域の状況

	卒業年度	卒業者数	鈴鹿亀山地域 (全日制)										地域外 (全日制)					定時制・通信制			その他	
			県立							私立・高専			県立			県内私立・高専	県外	県内				県外
			神戸	飯野	白子	石薬師	稲生	亀山	計	鈴鹿	鈴鹿高専	合計	四日市地域	津地域	その他地域			定時制	通信制	通信制		
2市の合計	R7.3卒	2,268	195	64	142	72	128	160	761	277	60	1,098	375	299	54	119	40	69	78	70	66	
		100%	8.6%	2.8%	6.3%	3.2%	5.6%	7.1%	33.6%	12.2%	2.6%	48.4%	16.5%	13.2%	2.4%	5.2%	1.8%	3.0%	3.4%	3.1%	2.9%	
	R6.3卒	2,413	235	66	160	100	130	153	844	339	49	1,232	325	338	46	147	36	64	95	68	62	
		100%	9.7%	2.7%	6.6%	4.1%	5.4%	6.3%	35.0%	14.0%	2.0%	51.1%	13.5%	14.0%	1.9%	6.1%	1.5%	2.7%	3.9%	2.8%	2.6%	
R5.3卒	2,221	202	72	128	83	129	166	780	290	49	1,119	323	315	40	152	29	47	80	56	60		
	100%	9.1%	3.2%	5.8%	3.7%	5.8%	7.5%	35.1%	13.1%	2.2%	50.4%	14.5%	14.2%	1.8%	6.8%	1.3%	2.1%	3.6%	2.5%	2.7%		
R4.3卒	2,409	229	73	141	83	145	167	838	299	54	1,191	355	344	52	167	43	57	73	72	55		
	100%	9.5%	3.0%	5.9%	3.4%	6.0%	6.9%	34.8%	12.4%	2.2%	49.4%	14.7%	14.3%	2.2%	6.9%	1.8%	2.4%	3.0%	3.0%	2.3%		

市別の状況

	卒業年度	卒業者数	鈴鹿亀山地域 (全日制)										地域外 (全日制)					定時制・通信制			その他	
			県立							私立・高専			県立			県内私立・高専	県外	県内				県外
			神戸	飯野	白子	石薬師	稲生	亀山	計	鈴鹿	鈴鹿高専	合計	四日市地域	津地域	その他地域			定時制	通信制	通信制		
鈴鹿市	R7.3卒	1,808	180	53	141	57	115	67	613	245	54	912	314	209	26	91	29	59	60	54	54	
	R6.3卒	1,973	217	58	160	80	122	69	706	304	41	1,051	265	255	30	115	29	50	73	56	49	
	R5.3卒	1,798	180	62	126	66	113	81	628	259	43	930	271	237	26	121	24	37	64	45	43	
	R4.3卒	1,988	203	61	139	66	134	72	675	275	46	996	318	276	34	126	39	45	56	53	45	
亀山市	R7.3卒	460	15	11	1	15	13	93	148	32	6	186	61	90	28	28	11	10	18	16	12	
	R6.3卒	440	18	8	0	20	8	84	138	35	8	181	60	83	16	32	7	14	22	12	13	
	R5.3卒	423	22	10	2	17	16	85	152	31	6	189	52	78	14	31	5	10	16	11	17	
	R4.3卒	421	26	12	2	17	11	95	163	24	8	195	37	68	18	41	4	12	17	19	10	

○ 鈴鹿亀山地域の県立高等学校等の学科とコースについて (令和8年度入学生)

	学校名	大学科※	入学定員	1								2								3								4								5								6								7								8							
				【普通科】				※2年生から文系・理系の類型に分かれる				【応用デザイン科】 ビジュアルデザインコース 服飾デザインコース 美術コース				【英語コミュニケーション科】 A (英語基礎力強化) B (ハイレベルな英語活動)				【普通科】 進学コース 教職コース				【文化教養 (吹奏楽) コース】				【生活創造科】 食彩コース 服飾コース				【普通科】 スタンダード類型 アカデミック類型				【普通科】 7・8コース・食物調理コース・情報コース 自動車工業コース・ビジネスコース・介護福祉コース				【体育科】				【普通科】 7・8コース系列 特色コース系列				【システムメディア科】 IT系A系列 IT系B系列 情報ビジネス系列				【総合生活科】 食物文化系列 人間福祉系列 幼児教育系列															
全日制課程	県立	神戸	普通科	280																	【理数科】																																														
		飯野	普通科	160																																																															
		白子	普通科 専門学科	240																																																															
		石薬師	普通科	80																																																															
		稲生	普通科	160																																																															
		亀山	普通科 専門学科	200																																																															
私立	鈴鹿	普通科	470	470																普通科 (特進コース・探究コース・総合コース) ※募集定員には中等教育学校後期課程 (医進・選抜コース/特進コース) も含む																																															

全28学級
普通科※ 24
専門学科 4
(家庭2)
(情報2)
総合学科 0

※大学科の「普通科」には、普通科系専門学科を含む

- 定時制課程 県立 飯野 80 普通科
- 通信制課程 私立 徳風 240 普通科 (総合コース、ドッグケアコース、パソコンコース、日本語コース、土日コース、平日サポートコース) ※技能連携あり
- 高等専門学校 国立 鈴鹿工業高専 200 機械工学科 (40)、電気電子工学科 (40)、電子情報工学科 (40)、生物応用化学科 (40)、材料工学科 (40)

○ 鈴鹿亀山地域の県立高等学校（全日制）卒業生の進路状況

【令和7年3月卒】

学校名	学科	四年制大学	短大	専門学校等	就職	その他	卒業者数
神戸	普通 理数	282	7	8	1	16	314
		89.8%	2.2%	2.5%	0.3%	5.1%	100.0%
飯野	応用デザイン 英語コミュニケーション	39	5	32	43	25	144
		27.1%	3.5%	22.2%	29.9%	17.4%	100.0%
白子	普通 文化教養	58	16	49	51	3	177
		32.8%	9.0%	27.7%	28.8%	1.7%	100.0%
	生活創造	0	0	11	23	1	35
		0.0%	0.0%	31.4%	65.7%	2.9%	100.0%
石薬師	普通	7	2	14	72	2	97
		7.2%	2.1%	14.4%	74.2%	2.1%	100.0%
稲生	普通 体育	18	6	32	96	2	154
		11.7%	3.9%	20.8%	62.3%	1.3%	100.0%
亀山	普通	25	8	26	17	0	76
		32.9%	10.5%	34.2%	22.4%	0.0%	100.0%
	システムメディア 総合生活	19	13	28	49	7	116
		16.4%	11.2%	24.1%	42.2%	6.0%	100.0%
普通科計 (普通科系専門学科を含む)		429	44	161	280	48	962
		44.6%	4.6%	16.7%	29.1%	5.0%	100.0%
専門学科計		19	13	39	72	8	151
		12.6%	8.6%	25.8%	47.7%	5.3%	100.0%
総合学科計		0	0	0	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計		448	57	200	352	56	1,113
		40.3%	5.1%	18.0%	31.6%	5.0%	100.0%

○ 鈴鹿亀山地域の県立高校に関するアンケート結果について

1 生徒を対象としたアンケート結果

(1) 高校選びで重視すること (問6)

「学校の雰囲気・イメージ」(53.1%)、「通学のしやすさ・距離」(50.5%)に続いて、「文化祭や体育祭などの学校行事が充実している」(47.6%)、「学びたい学科やコースがある」(39.1%)、「自分の興味関心に応じて多様な学びが選択できる」(38.8%)の順となっている。

(2) 高校に期待する教育 (問8)

高等学校には、「自ら学び続ける力が身につく教育」(52.0%)、「基本的な知識が身につく教育」(48.0%)をはじめ、「社会人として必要なマナーや礼儀・責任感が身につく教育」(46.9%)、「社会性や協調性、コミュニケーション能力など協働する力が身につく教育」(42.0%)を期待している。

(3) 希望する学級数について (問10)

多い順に「4～6学級」(47.9%)、「2～3学級」(32.3%)、「1学級」(13.4%)、続いて「7学級以上」(6.4%)となっている。

(4) 通学時間について (問11)

多い順に「60分以内まで」(54.0%)、「30分以内まで」(22.5%)、「90分以内まで」(16.8%)、「120分以内まで」(3.5%)、「121分以上」(3.2%)となっている。

(5) 将来生活する場所について (問12)

「まだ決まっていない、わからない」(40.4%)が最も多く、続いて、「県外」(20.0%)、「一度は地元を離れても、いつかは戻りたい」(13.5%)、「地元」(12.3%)となっている。

2 保護者を対象としたアンケート結果

(1) 高校選びで重視すること (問6)

「学びたい学科やコースがあること」(69.6%)に続いて、「通学のしやすさ・距離」(69.3%)、「自分の興味関心に応じて多様な学びが選択できること」(58.7%)に続いて、「学校の雰囲気・イメージ」(41.8%)となっている。

(2) 高校に期待する教育 (問8)

「自ら学び続ける力が身につく教育」と「社会性や協調性、コミュニケーション能力など協働する力が身につく教育」(58.5%)をはじめ、「自分で問いや課題を見つけ、主体的に取り組む力が身につく教育」(50.4%)、「多様な選択肢の中から進路を決定する力が身につく教育」(49.6%)を期待している。

(3) 学級の規模について (問10)

多い順に「4～6学級」(53.7%)、「2～3学級」(28.2%)、「1学級」(11.3%)、続いて「7学級以上」(6.8%)となっている。

(4) 通学時間について (問11)

多い順に「60分以内まで」(70.7%)、「30分以内まで」(19.2%)、「90分以内まで」(9.0%)、「120分以内まで」(1.1%)、「121分以上」(0.1%)となっている。

(5) 将来生活する場所について (問12)

「本人の希望次第」(72.4%)が最も多く、続いて、「地元」(10.3%)、「一度は地元を離れても、いつかは戻ってほしい」(5.0%)、「特に考えはない」(3.3%)となっている。

(6) 今後の鈴鹿亀山地域の県立高校のあり方について

今後の鈴鹿亀山地域の高校については、「一定の統合は避けられない」(71.8%)が最も多く、続いて「統合は避けるべき」(22.3%)、「積極的に統合を進めるべき」(5.9%)となっている。

○ 学級規模と教育環境

1 教員数

(1) 教職員定数

各学校に配置される教職員定数の標準は、法律により、入学定員（≒学級数）に応じて定められています。

全日制普通科の場合

1学年あたりの学級数	1学級	2学級	3学級	4学級	5学級	6学級	7学級	8学級
教員数(人)	8	15	23	29	35	43	48	52
差		7	8	6	6	8	5	4

- ※ 校長、教頭、養護教諭、実習助手、事務職員を除く
- ※ 上記以外に学科による加算や加配教員、非常勤講師等の配置があります
- ※ あくまで標準であり、すべての学校がこの人数に一致するわけではありません

(2) 学級数別の各教科担当教員の配置シミュレーション（全日制普通科）

1学年あたりの学級数	1学級	2学級	3学級	4学級	5学級	6学級	7学級	8学級
計	8	15	23	29	35	43	48	52
国語	1	2	4	5	5	7	7	8
数学	2	3	4	5	6	7	8	9
英語	2	3	4	5	6	7	8	9
社会	1	2	3	4	5	6	6	7
理科	1	2	3	4	5	6	7	8
保体	1	2	3	3	4	5	6	6
芸術	0	1	1	1	2	3	3	3
家庭	0	0	1	1	1	1	1	1
情報	0	0	0	1	1	1	1	1

- ※ 1～7学級の教科別教員数については、県内の8学級の高校の教科別教員数を参考に算出
- ※ 国語・数学・英語は学年あたりの配置人数が1、2、3人で色分け
- ※ 社会は地歴科と公民科から構成しており、地歴科では日本史、世界史、地理を専門とする教員を5人、公民科では1人を配置できる6人と、地歴3人、公民1人を配置できる4人で色分け
- ※ 理科は物理、化学、生物を専門とする教員が2人ずつ配置できる6人と、1人ずつの3人で色分け
- ※ 保健体育は学年あたりの人数が2人、1人で色分け
- ※ 芸術は音楽、美術、書道の教員が1人ずつ配置できる3人で色分け
- ※ この表はシミュレーションであり、実際は学校ごとに教育課程などが異なるため、教員数の合計、教科別の人数ともこのとおりとは限りません。

2 部活動

R4学校規模別部活動設置状況（男子）マネージャー含む

第1学年学級数					1	2	3	4	5	6	7	8
学校数					2	7	2	9	12	7	8	7
No	競技・種目	設置 学校数	設置 割合	登録 人数								
1	硬式野球	53	98.1%	1,393	2	7	2	8	12	7	8	7
2	バスケットボール	47	87.0%	918	1	6	2	8	10	5	8	7
3	陸上競技	46	85.2%	824	2	4	2	7	10	6	8	7
4	卓球	42	77.8%	682	1	4	2	5	10	5	8	7
5	バドミントン	41	75.9%	1,130	0	6	0	6	11	4	7	7
6	サッカー	39	72.2%	1,515	0	2	2	5	10	5	8	7
7	テニス	34	63.0%	513	0	2	2	4	8	4	8	6
8	バレーボール	33	61.1%	627	1	2	0	5	7	4	7	7
9	ソフトテニス	31	57.4%	518	1	4	0	6	5	4	5	6
10	剣道	27	50.0%	177	0	0	1	4	5	5	5	7
11	ハンドボール	20	37.0%	472	0	0	0	1	4	4	5	6
12	柔道	20	37.0%	146	1	1	0	2	8	1	3	4
13	弓道	19	35.2%	348	0	0	1	4	5	3	5	1
14	山岳 (ワグ・フーゲル)	12	22.2%	148	0	0	0	2	1	2	3	4
15	ラグビー	10	18.5%	207	0	0	0	1	3	1	2	3
16	水泳	10	18.5%	87	0	0	0	3	1	0	2	4
17	ダンス	9	16.7%	39	0	0	0	0	4	1	2	2
18	レスリング	7	13.0%	53	0	1	0	1	4	0	1	0
19	軟式野球	6	11.1%	104	0	0	0	0	1	1	2	2
20												
設置部活動の種類（～No.19）					7	11	8	18	19	17	19	18
設置部活動の全種類					7	15	9	22	28	23	26	22

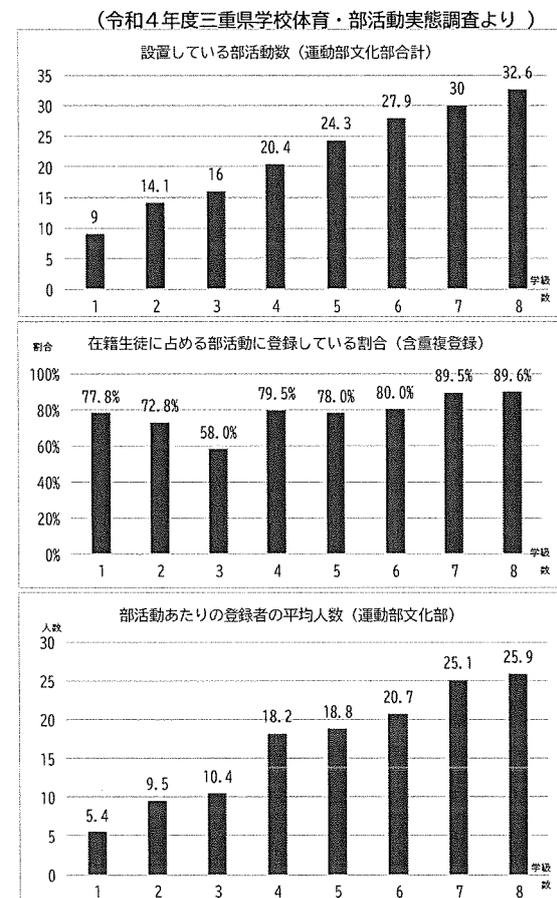
R4学校規模別部活動設置状況（女子）マネージャー含む

第1学年学級数					1	2	3	4	5	6	7	8
学校数					2	7	2	9	12	7	8	7
No	競技・種目	設置 学校数	設置 割合	登録 人数								
1	陸上競技	41	75.9%	486	1	3	1	6	9	6	8	7
2	バドミントン	39	72.2%	913	0	5	0	7	10	4	6	7
3	バスケットボール	39	72.2%	575	2	2	0	5	10	6	7	7
4	卓球	37	68.5%	334	0	1	2	5	8	6	8	7
5	バレーボール	34	63.0%	533	1	1	0	5	7	6	7	7
6	テニス	29	53.7%	316	0	1	1	3	5	6	7	6
7	ソフトテニス	28	51.9%	279	1	3	0	5	5	5	4	5
8	剣道	25	46.3%	135	0	0	1	2	4	5	6	7
9	弓道	17	31.5%	334	0	0	1	3	5	2	5	1
10	ハンドボール	15	27.8%	255	0	0	0	0	3	3	4	5
11	ダンス	12	22.2%	403	0	0	0	0	5	1	3	3
12	ソフトボール	12	22.2%	188	0	0	0	2	3	3	2	2
13	柔道	12	22.2%	38	0	0	0	1	4	2	1	4
14	水泳	10	18.5%	54	0	0	0	3	0	1	2	4
15	硬式野球	9	16.7%	24	0	1	0	1	3	3	0	1
16	サッカー	7	13.0%	93	0	1	0	0	2	0	1	3
17	体操	5	9.3%	66	0	0	0	1	1	0	1	2
18	空手道	5	9.3%	57	0	0	0	0	0	1	2	2
19	山岳 (ワグ・フーゲル)	5	9.3%	31	0	0	0	1	1	0	0	3
20												
設置部活動の種類（～No.19）					4	9	5	15	17	16	17	19
設置部活動の全種類					4	11	6	17	25	21	25	21

R4学校規模別部活動設置状況（文化部）

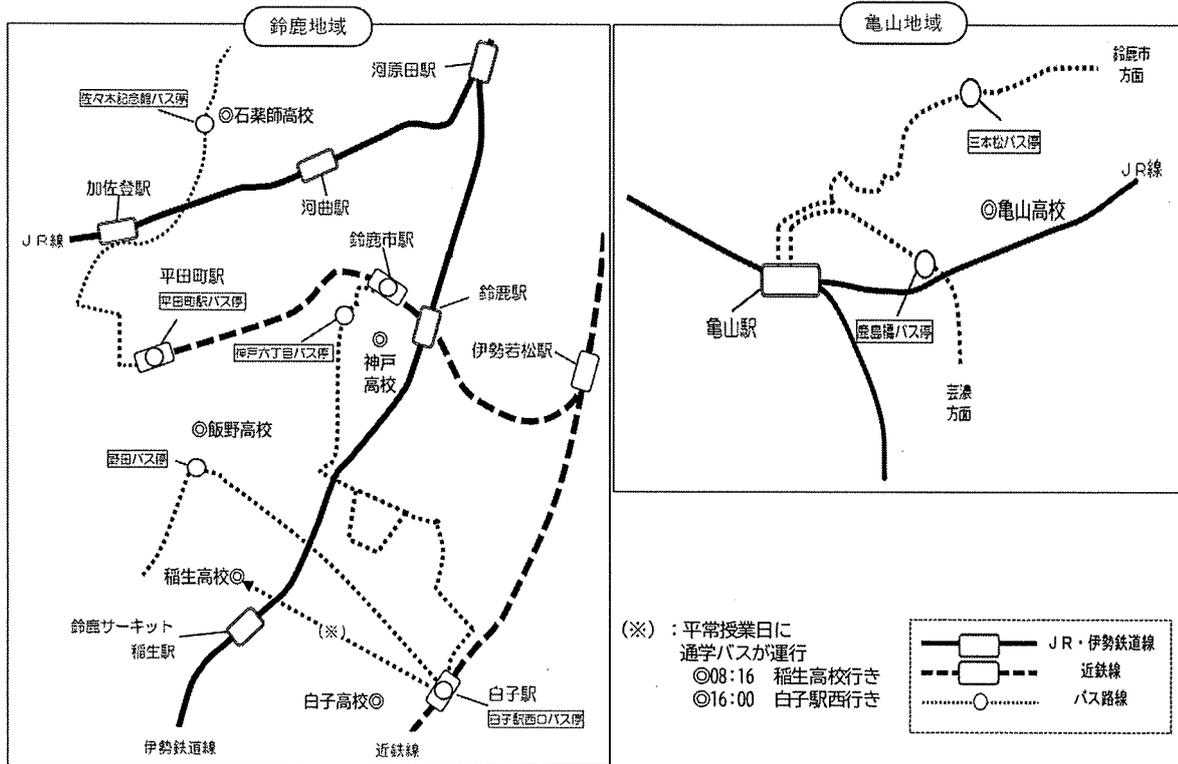
第1学年学級数					1	2	3	4	5	6	7	8
学校数					2	7	2	9	12	7	8	7
No	競技・種目	設置 学校数	設置 割合	登録 人数								
1	美術	47	87.0%	634	0	5	2	8	10	7	8	7
2	吹奏楽	44	81.5%	1,347	1	2	1	8	11	6	8	7
3	茶道	38	70.4%	536	1	4	2	5	8	5	7	6
4	書道	36	66.7%	351	0	2	2	5	9	5	6	7
5	放送	31	57.4%	308	0	1	0	4	9	5	7	5
6	写真	24	44.4%	586	0	2	0	4	6	6	4	2
7	家庭	19	35.2%	310	2	3	2	3	3	2	2	2
8	演劇	19	35.2%	214	0	0	0	2	5	3	4	5
9	ボランティア	13	24.1%	205	0	3	1	1	3	3	1	1
10	華道	13	24.1%	136	0	1	1	2	4	3	2	0
11	コンピュータ	11	20.4%	147	1	1	0	1	3	2	2	1
12	文芸	11	20.4%	106	0	1	0	0	0	2	3	5
13	アニメ・漫画	10	18.5%	197	0	1	0	0	3	2	3	1
14	人権サークル	10	18.5%	44	0	0	1	2	3	2	2	0
15	調理	9	16.7%	236	0	0	0	1	2	1	2	3
16	英語	9	16.7%	101	0	2	0	1	2	0	1	3
17	合唱	9	16.7%	64	0	0	0	1	2	1	4	1
18	新聞	8	14.8%	67	0	0	0	0	3	2	2	1
19	邦楽	7	13.0%	91	0	1	0	0	1	0	0	5
20	自然科学	7	13.0%	47	0	0	0	1	1	0	2	3
20												
設置部活動の種類（～No.20）					4	14	8	16	19	17	19	18
設置部活動の全種類					4	19	9	30	37	33	32	31

○1学年あたりの学級数別の部活動の状況



○ 鈴鹿亀山地域の県立高等学校（全日制）への交通手段等

(1) 通学における主な路線図



(2) 通学方法別生徒数と割合

R7.5.1 学校基本調査より

学校名		神戸	飯野	白子	石薬師	稲生	亀山	合計
通学方法	徒歩のみ	13 1.5%	39 8.5%	18 2.5%	10 3.5%	8 1.7%	24 4.1%	112 3.3%
	自転車のみ	445 51.0%	109 23.9%	270 36.9%	159 56.0%	305 66.2%	294 50.3%	1,582 46.7%
	単車のみ	3 0.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 0.1%
	JRのみ	14 1.6%	13 2.8%	3 0.4%	22 7.7%	27 5.9%	67 11.5%	146 4.3%
	私鉄のみ	164 18.8%	117 25.6%	227 31.1%	0 0.0%	5 1.1%	1 0.2%	514 15.2%
	バスのみ	21 2.4%	22 4.8%	6 0.8%	13 4.6%	0 0.0%	27 4.6%	89 2.6%
JRと	私鉄	7 0.8%	8 1.8%	9 1.2%	1 0.4%	3 0.7%	8 1.4%	36 1.1%
	バス	2 0.2%	21 4.6%	0 0.0%	1 0.4%	2 0.4%	11 1.9%	37 1.1%
	自転車	50 5.7%	7 1.5%	2 0.3%	39 13.7%	36 7.8%	102 17.5%	236 7.0%
私鉄と	バス	20 2.3%	34 7.4%	20 2.7%	7 2.5%	2 0.4%	0 0.0%	83 2.4%
	単車	1 0.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.0%
	自転車	119 13.6%	65 14.2%	157 21.5%	8 2.8%	48 10.4%	1 0.2%	398 11.7%
バスと	自転車	2 0.2%	7 1.5%	4 0.5%	11 3.9%	5 1.1%	23 3.9%	52 1.5%
その他 (車送迎、3つ以上の交通機関等)		11 1.3%	15 3.3%	15 2.1%	13 4.6%	20 4.3%	26 4.5%	100 3.0%
合計		872	457	731	284	461	584	3,389

令和7年度 鈴鹿亀山地域高等学校活性化推進協議会 委員

No	区 分	所 属 等	名 前
1	学識経験者	三重大学教育学部 准教授	市川 俊輔
2	地域有識者	鈴鹿商工会議所 相談役	内藤 俊樹
3		亀山商工会議所 参与	山本 安夫
4	市町教育委員会 教育長	鈴鹿市教育委員会 教育長	廣田 隆延
5		亀山市教育委員会 教育長	中原 博
6	県立高等学校長代表	県立白子高等学校 校長	水谷 正樹
7	小中学校長代表	鈴鹿市立平田野中学校 校長	辻井 康博
8	小中学校PTA代表	鈴鹿市PTA連合会 代表 (鈴鹿市立白子中学校PTA会長)	村田 多恵子
9		亀山市PTA連合会 代表 (亀山市立中部中学校PTA会長)	中根 直人
10	高等学校PTA代表	高等学校PTA連合会 代表 (県立神戸高等学校PTA会長)	市川 佳奈
11	小中学校教職員代表	鈴鹿市立庄内小学校 教諭	谷口 哲也
12	高等学校教職員代表	県立飯野高等学校 教諭	和田 馨

令和7年度伊賀地域高等学校活性化推進協議会のまとめ

令和7年12月

1 これまでの経緯

当地域では、平成16年度から協議会を設置し、県立高校のあり方について検討を進め、平成18年度には、伊賀市内の専門高校3校を統合した新総合専門高校（H21.4～伊賀白鳳高校）の設置をとりまとめ、平成27～33年度頃には当地域の県立高校は4校程度となることをイメージ化しました。

平成22年度～24年度までの検討の結果、名張桔梗丘高校と名張西高校を統合し、普通科ベースの新しい高校（H28.4～名張青峰高校）を設置することとしました。平成25・26年度は、当地域における中高一貫教育の実施について協議し、新たに中高一貫教育校を設置することは難しいと結論づけました。平成25～27年度には、特別な支援を必要とする子どもたちの受入れと支援について協議しました。平成27～29年度には、専門学科の学科・コース、総合学科の系列について協議を行い、アンケート調査結果のニーズをふまえ、建築・土木コースの設置を進めていくことを確認しました。（H31.4～伊賀白鳳高校に建築デザイン科を設置）

「令和元・2年度の協議のまとめ」（R3.3）では、当面の間、現在の5校を維持することが望ましいとしたうえで、今後中学校卒業生数がさらに減少することから、現在の5校の再編を含めて検討し、その結果を令和7年度頃までに明らかにする必要があるとしました。また、多様な学習ニーズにこたえる新しいタイプの学校の設置に関しては、どのようなニーズがあるかを的確にとらえるとともに、昼間定時制課程の併置を含めた定時制課程のあり方や、通信制課程の機能を取り入れた学習形態について検討する必要があるとしました。

令和4・5年度の協議会では、「県立高等学校活性化計画」（R4.3策定）に基づき、15年先までの中学校卒業生数の減少の状況等をふまえ、当地域の県立高校の学びと配置のあり方について協議を進め、「令和5年度の協議のまとめ」（R6.2）を策定しました。令和7～8年度に想定される学級減に対しては、検討の方向性に基づき5校の維持が望ましいとしました。また、令和10年度以降の学級減に対しては、現在の5校の再編を含めて検討し、その結果を令和7年度までに、とりまとめることとしました。

令和6・7年度の協議会では、「令和5年度のまとめ」や、地域の中学生・保護者へのアンケート結果などをふまえ、15年先の伊賀地域の県立高校の学びと配置のあり方を見据えながら、令和10年度に想定される当地域の県立高校の学級減への具体的な対応の方向性をとりまとめることとしました。

【参考】「県立高等学校活性化計画」（令和4年3月策定）抜粋

「これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方」

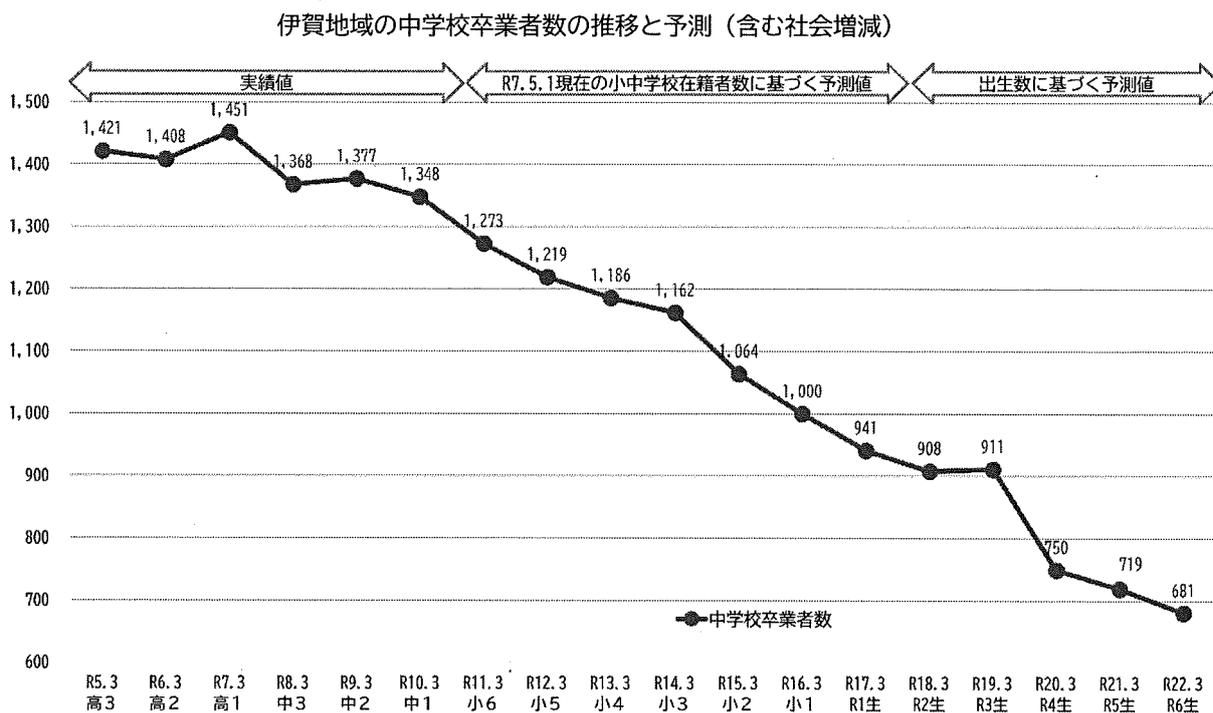
- ・3学級以下の小規模校活性化の検証結果、15年先までの中学校卒業生の減少の状況等をふまえると、現行の高等学校の配置を継続していくのは難しい状況にある。このため、各地域の高等学校の学びと配置のあり方について検討を進め、その中で1学年3学級以下の高等学校は統合についての協議も行うこととする。これらについては、それぞれの地域の活性化協議会において具体的な内容を丁寧に協議することとし、協議が必要となる地域に協議会がない場合は同様の場を設けるものとする。
- ・こうした検討・協議は、統合という結論ありきで協議するのではなく、地域の実情に応じ丁寧に進めることとし、その際、状況に応じて、これまで取り組んできた、地域と連携した学びや学校独自の学びについての継承、交通が不便な地域における学びの機会の提供方策、分校化や校舎制への移行などについて協議することとする。

2 当地域の県立高校を取り巻く状況

(1) 伊賀地域の中学校卒業生数の推移と予測（含む社会増減）

三重県の中学校卒業生数は、令和7年3月の15,718人から、令和16年3月には12,408人（令和7年3月比3,310人減）となることが見込まれており、引き続き減少が続きます。減少の度合いは地域によって異なりますが、当地域においては、以下の通り予測されています。

令和7年3月 1,451人
 令和10年3月 1,348人（令和7年3月比103人〔7.1%〕減）
 令和16年3月 1,000人（令和7年3月比451人〔31.1%〕減）



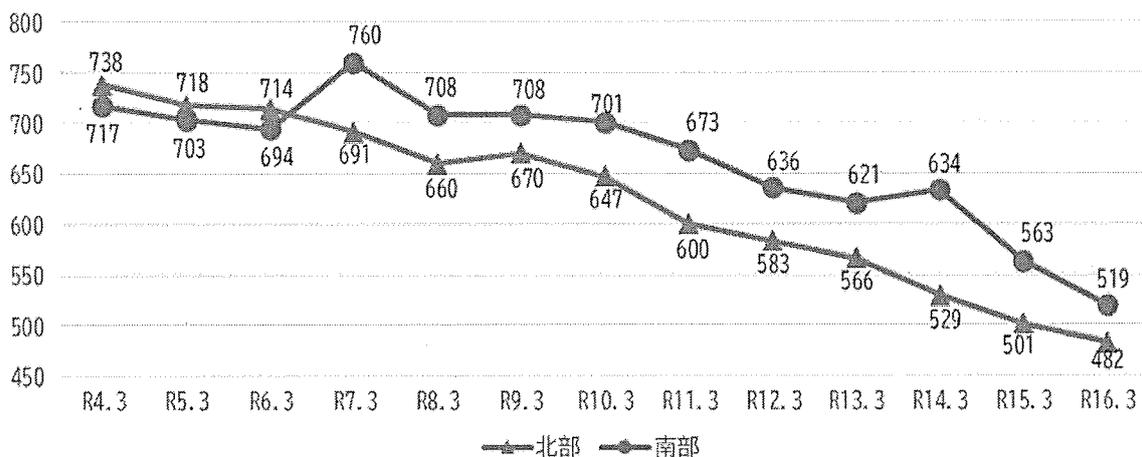
また、令和6年度の当地域の出生者数720人に基づいた令和22年3月の中学校卒業生数の予測値は681人（令和7年3月比770人〔53.1%〕減）になります。

なお、当地域においては、北部（伊賀市から旧青山町を除く）と南部（名張市に旧青山町を加える）別にも学級減が想定される年度末の中学校卒業生数の推移を以下の通り予測しています。

<伊賀北部> 令和7年3月 691人
 令和8年3月 660人（令和7年3月比31人〔4.5%〕減）
 令和10年3月 647人（令和7年3月比44人〔6.4%〕減）
 令和12年3月 583人（令和7年3月比108人〔15.6%〕減）

<伊賀南部> 令和7年3月 760人
 令和8年3月 708人（令和7年3月比52人〔6.8%〕減）
 令和11年3月 673人（令和7年3月比87人〔11.4%〕減）

伊賀地域の中学校卒業生数の推移と予測（含む社会増減）【北部南部別】



(2) 直近5年の公立高校の学校別第1学年学級数の推移

当地域の学校別学級数は、令和3年度に伊賀白鳳高校で前年度から1学級減したことにより、26学級となりました。また、令和5年度に上野高校で1学級減したことにより、25学級となり、令和7年度はその数を維持しています。

	R3	R4	R5	R6	R7
上野高校	7	7	6	6	6
あけぼの学園高校	2	2	2	2	2
伊賀白鳳高校	6	6	6	6	6
名張高校	5	5	5	5	5
名張青峰高校	6	6	6	6	6
合計	26	26	25	25	25

※網掛けは前年度に対する学級増減

(3) 直近5年の公立高校の学科別第1学年学級数の推移

当地域の学科別学級数は、令和3年度に専門学科で1減（農業（▲5人）、工業（▲15人）、商業（▲10人）、福祉（▲5人）合わせて40人減）、令和5年度に普通科で1減し、地域で25学級となっています。

		R3	R4	R5	R6	R7
普通科※		13	13	12	12	12
専門学科	農業科	2(70)	2(70)	2(70)	2(70)	2(70)
	工業科	3(105)	3(105)	3(105)	3(105)	3(105)
	商業科	1(30)	1(30)	1(30)	1(30)	1(30)
	福祉科	1(35)	1(35)	1(35)	1(35)	1(35)
総合学科		7	7	7	7	7
合計		26	26	25	25	25

※普通科は普通科系専門学科（理数科等）を含む

※学級数は1学級40人としているが、専門学科の()内の数値は人数を表す

(4) 伊賀地域の専門学科と総合学科の学び【令和7年度】

当地域の伊賀白鳳高校にある専門学科や、名張高校とあけぼの学園高校にある総合学科では、コースや系列など学びが細分化されており、そのいくつかについては学校間で共通する学びが多くあります。

	職業系専門学科	総合学科	
	伊賀白鳳	あけぼの学園	名張
デザイン	デザインコース (建築デザイン科)	—	美術 (表現デザイン系列)
食 物	パティシエコース (フードシステム科)	製菓調理系列	—
商 業	経営科	情報教養系列	総合ビジネス系列
服 飾	—	美容服飾系列	ファッション (表現デザイン系列)
福 祉	介護福祉コース	健康福祉系列	健康スポーツ系列

(5) 伊賀地域の公立中学校卒業者の進路状況

例年、当地域の公立中学校卒業者は、伊賀地域の全日制県立高校へ約 70%が進学しています。一方、他地域の全日制県立高校と通信制高校へそれぞれ 10%弱、県内全日制私立高校と県外全日制高校、高等専門学校へそれぞれ 4%弱が進学しています。

令和7年3月の進路状況をみると、他地域の県立の全日制高校である津高校と津西高校への進学が 63 人、令和4年度に開校した私立の通信制高校である英心高等学校桔梗が丘校へ 53 人、私立の高等専門学校である近大高専へ 47 人、県外の定時制高校である山辺高校山添分校 (奈良県) へ 8 人が進学しています。

<令和7年3月中学校卒業者の進路状況>

区分	地域内 県立 全日制	他地域 県立 全日制	県内 私立 全日制	県外 全日制	定時制	通信制	高専	特支	その他	計
人数	921 (67.1%)	133 (9.7%)	51 (3.7%)	51 (3.7%)	28 (2.0%)	107 (7.8%)	53 (3.9%)	17 (1.2%)	11 (0.8%)	1,372

(6) 通学に係る学校までの所要時間と月当たりの通学費の状況

通学費用については、伊賀市の「通学定期券および通学回数券購入費の半額助成」の支援や、三重交通の「特別割引年間通学定期券 (通学フリー定期券 年間 165,600 円)」の仕組みがあります。当地域の主要駅から地域の5校への通学に係る所要時間と月当たりの通学費について、伊賀上野駅からは上野高校が時間的に近くて安く、名張青峰高校が時間的に遠くて高い状況です。名張駅からは名張高校が徒歩圏内であり、上野高校が時間的に遠く、あけぼの学園高校が高い状況です。

また、当地域から地域外である津地域や亀山地域の高校への通学費用は、地域内の高校に通うより安価となる場合もあります。

学校基本調査によると、通学時間については、当地域の県立高校全日制に通学している生徒の通学時間は、60分以内が87%、90分以内が97%となっており、概ね90分以内で通学できています。

<通学費用>

R7.5.1 学校基本調査より

費用	学校名	上野	あけぼの学園	伊賀白鳳	名張	名張青峰	合計	積み上げ
不要		313	39	445	187	141	1,125	1,125
		43.8%	18.4%	64.7%	32.4%	20.0%	38.8%	38.8%
3,000円以内		25	4	17	69	56	171	1,296
		3.5%	1.9%	2.5%	11.9%	8.0%	5.9%	44.7%
5,000円以内		47	8	17	113	94	279	1,575
		6.6%	3.8%	2.5%	19.6%	13.4%	9.6%	54.4%
7,000円以内		63	20	23	87	107	300	1,875
		8.8%	9.4%	3.3%	15.1%	15.2%	10.4%	64.7%
9,000円以内		61	31	59	29	63	243	2,118
		8.5%	14.6%	8.6%	5.0%	8.9%	8.4%	73.1%
11,000円以内		78	21	58	51	109	317	2,435
		10.9%	9.9%	8.4%	8.8%	15.5%	10.9%	84.1%
13,000円以内		54	26	31	21	53	185	2,620
		7.6%	12.3%	4.5%	3.6%	7.5%	6.4%	90.4%
15,000円以内		21	42	10	10	38	121	2,741
		2.9%	19.8%	1.5%	1.7%	5.4%	4.2%	94.6%
15,001円以上		53	21	28	11	43	156	2,897
		7.4%	9.9%	4.1%	1.9%	6.1%	5.4%	100.0%
合計		715	212	688	578	704	2,897	2,897

<通学時間>

R7.5.1 学校基本調査より

時間	学校名	上野	あけぼの学園	伊賀白鳳	名張	名張青峰	合計	積み上げ
15分以内		157	25	168	116	89	555	555
		22.0%	11.8%	24.4%	20.1%	12.6%	19.2%	19.2%
30分以内		224	25	255	189	172	865	1,420
		31.3%	11.8%	37.1%	32.7%	24.4%	29.9%	49.0%
45分以内		113	27	97	139	161	537	1,957
		15.8%	12.7%	14.1%	24.0%	22.9%	18.5%	67.6%
60分以内		163	65	104	92	150	574	2,531
		22.8%	30.7%	15.1%	15.9%	21.3%	19.8%	87.4%
90分以内		51	57	40	40	104	292	2,823
		7.1%	26.9%	5.8%	6.9%	14.8%	10.1%	97.4%
120分以内		5	13	18	1	25	62	2,885
		0.7%	6.1%	2.6%	0.2%	3.6%	2.1%	99.6%
121分以上		2	0	6	1	3	12	2,897
		0.3%	0.0%	0.9%	0.2%	0.4%	0.4%	100.0%
合計		715	212	688	578	704	2,897	2,897

(7) 高等学校の卒業者の進路状況

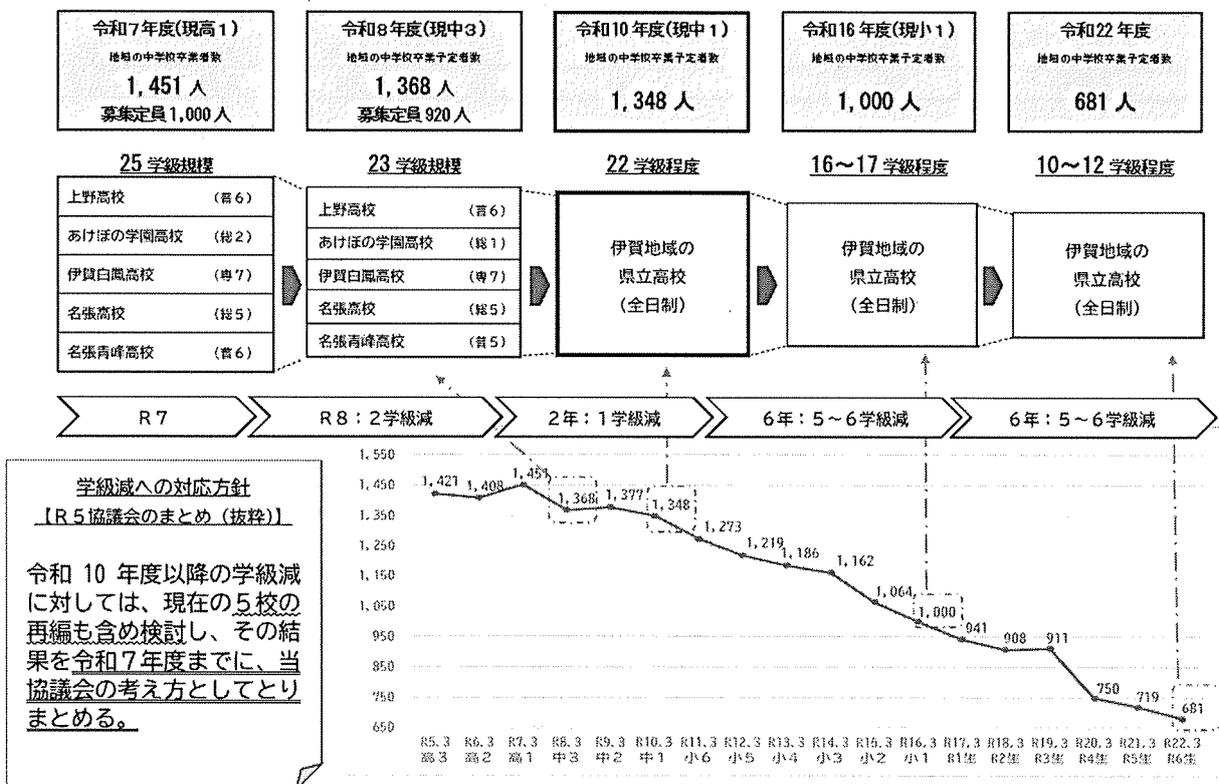
令和7年3月の全日制県立高校卒業者の進路状況は、上野高校は92.1%が4年制大学へ、あけぼの学園高校は67.7%が就職へ、伊賀白鳳高校は52.5%が就職へ、名張高校は39.9%が専修・各種学校等へ、名張青峰高校は73.4%が4年制大学へとなっています。

<令和7年3月伊賀地域の高校卒業者の進路状況>

区分	4年制大学	短期大学	専修・各種学校等	就職	その他	計
人数	516 (52.3%)	33 (3.3%)	189 (19.1%)	210 (21.3%)	39 (4.0%)	987

(8) 令和 22 年度までの伊賀地域の県立高等学校(全日制)の総学級数と当協議会の協議について
 学級数の想定には、主に、中学校卒業生数の減少、全日制高校への進学率、県立高校と私立高校の定員の割合の3つの要素が働きます。これら3つの要素を、通信制高校への進学率が上昇し全日制高校への進学率が年々低下していることなど近年の傾向をもとにして、15 年先まで当てはめると、15 年先の令和 22 年度には、中学校卒業生数が約6割になるのに対し、1 学年あたりの総学級数は、それ以下の割合にまで減少することが見込まれます。

今後の当地域全体の県立高校(全日制)の総学級数については、令和7年度の25学級(1学級40人として)から令和8年度は中学校卒業生数の減少をふまえ、2学級減り、総学級数が23学級になります。令和10年度にはさらに1学級程度の減が見込まれ、22学級程度になります。令和10年度から16年度までの6年間では、さらに5から6学級程度の減が見込まれ、総学級数は16から17学級程度となり、その後も中学校卒業生は減少が見込まれ、令和22年度の総学級数は10から12学級程度となることが想定されます。



3 令和6年度・令和7年度の協議内容と主な意見

(1) 令和6年度の協議会の概要

○ 第1回 令和6年8月8日(木)

当地域の県立高校の総学級数が現在の25学級規模から、令和5年度に生まれた子どもたちが高校へ入学する15年先には11~13学級規模となることを見込まれる中、当協議会がとりまとめた「令和5年度の協議のまとめ」(R6.2)をふまえ、令和10年度以降に想定される当地域の県立高校の学級減への対応の方向性について協議しました。

また、地域の中学生や保護者を対象としたアンケート調査の質問内容や実施方法等について検討しました。

○ 第2回 令和6年11月25日(月)

当協議会「令和5年度の協議のまとめ」や、地域の中学生・保護者へのアンケート結果をふまえ、15年先の伊賀地域の県立高校の学びと配置のあり方を見据えながら、令和10年度以降に想定される当地域の県立高校の学級減への具体的な対応の方向性について協議しました。

○ 第3回 令和7年2月17日(月)

これまでの協議をふまえ、15年先の伊賀地域の県立高校の学びと配置のあり方を見据えながら、令和10年度以降に想定される当地域の県立高校の学級減への具体的な対応の方向性について協議しました。

(2) 令和6年度の協議会の主な意見

(協議の進め方について)

- 「令和5年度のまとめ」までと同じ議論の繰り返しにならないよう、学びのあり方ではなく、統廃合を含めた具体的な配置のあり方について協議すべきだ。
- 学科・コースの選択肢や多様な子どもたちの受入れなど学校の機能面と、それらをどの場所を実現するかというハード面は分けて議論する必要がある。
- 令和10年度にどうするのかではなく、その先も見据えた方向性を議論すべきだ。先延ばしにするよりも、未来に向けて新しいものをつくるために早期に統合したほうがよい。
- 他地域でも、学級減に伴う系列やコースの縮小、部活動数の減少などにより、これまでできてきたことができなくなっている現実がある。令和10年度以降の対応については、再編を視野に入れる必要がある。子どもたちのことを考えて、少しでも早く方向性を示すほうがよい。
- 一定規模を維持するために統合が必要であることは理解するが、単なる数合わせではなく、当地域にどのような高校が必要なのかを白紙の状態を考えていくべきである。
- 15年先には当地域の中学校卒業生数は半減し、県立高校は2校になることも想定しながら、令和10年度の学級減への対応についてとりまとめる必要がある。
- 一番大切なのはこれから高校生になる子どもたちに焦点をあてて考えることである。
- 高校に通うことがしんどい生徒、少人数なら何とか学校に来ることができている生徒など、子どもたちの個別の状況に応じていく視点も大切にして協議を進める必要がある。
- 当協議会におけるこれまでの協議をふまえて整理した「令和7年度のまとめに向けた方向性」に基づいて、学級減への具体的な対応案を事務局から示していただきたい。

(地域の県立高校の学びのあり方について)

- 多様な子どもたちの学びを保障するために、全日制と通信制の学びを組み合わせることができれば、子どもたちも通いやすくなり、地域から必要とされる学校となるのではないか。
- 毎日通わなくても3年で卒業できる私立通信制高校へ、公立高校より高い学費を負担してでも入学したいと思う生徒や保護者が増えている。当地域の私立通信制高校の状況と生徒の動向を注視しながら、多様なニーズに公立高校としてどう応えていくのかを考えることも重要ではないか。
- 学校規模ありきで議論を進めるのではなく、従来の教育方法を見直す視点と、小規模校における丁寧な学びを大規模校でどう実現するかについて、同時に考えていく必要がある。
- 職業系の高校においても多くの生徒が進学しており、専門と異なる分野に就職したり、将来転職したりする場合もあることから、基礎学力を定着させてくれる高校が多いほうがよい。
- 上野高校の学科改編で地域全体として他地域への流出率が減った。地域の高校の魅力を高め、地域の子どもたちが地域で学べるようにしていくことは大切である。
- 一定規模や多様な学びの選択肢を維持していくため、私立の高等専門学校や通信制高校が当地域にあることもふまえて、既存の枠組で考えるのではなく、新しい学科を作ることも検討し、学びをどのように残していくかを考える必要がある。
- 増加傾向にある外国につながる子どもたちや不登校を経験した子どもたちなど、多様な子どもたちを受け入れられる機能を持った高校が当地域にあってほしい。
- 一定規模の高校の中で、多様な子どもたちの学びの保障や交通に係る課題について、どのように応えていくかを考えていくことが大切である。

(地域の県立高校の配置のあり方について)

- 不登校を経験した子どもたちにとって、あけぼの学園高校のような小規模校が果たす役割はとても大きく、統合されると県外への進学や就職を選択する中学生も増えるのではないかと。単に生徒数が少ないから統合するのではなく、どうすれば小規模校を維持できるのかも考えてもらいたい。
- アンケート結果をふまえると、当地域には国公立大学等への進学をめざすクラスを設置した1学年6学級規模の普通科高校、学びの選択肢をそろえた専門学科と普通科が共存する高校、そして必要とする生徒がいる限り小規模校、これら3つのタイプの高校が必要と感じる。ただし、現在の場所ではなく、統合して交通の便のよい場所に新築したほうがよい。
- 北部と南部の行き来の便がよくないため、他地域への流出を防ぐためには、伊賀市と名張市に普通科を1校ずつ配置して、その中に専門学科や総合学科の学びを入れながら柔軟に対応していくのがよいのではないかと。
- 時代によって必要な学びや機能などのソフト面は変化するが、校舎の新築や建替えなどのハード面は10年先を見据えた計画が必要となる。15年先の総学級数は分かっていることから、どの場所に集約するのかを早期に打ち出し、それに向かって考えていく必要がある。
- 当地域の中学校3年生の進路希望状況調査では、普通科の希望者数と専門学科・総合学科の希望者数が、概ね半分ずつとなっている。このことから、15年先には、普通科と職業学科を併せ持った総合高校を当地域に2校配置していくのではないかと。

- 令和6年度の出生数を調べるとさらに減少することが分かっており、魅力ある学校とするために伊賀地域に大きな学校を1校設置することを考えていく必要があるかもしれない。

(学校規模について)

- 「令和5年度のまとめ」では、普通科における多様な学びの維持や大学進学に向けた指導の充実のためには、少なくとも1学年6学級はある方が望ましいとされている。一方、今回のアンケートでは、中学生の多くが2～3学級や4～6学級を希望していることから、こうした規模でも子どもたちが高校に期待する教育は実現できるのかについて改めて確認すべきである。
- アンケートのクロス集計から、中学生は現在在籍する中学校と同じような学級数を希望する傾向が見てとれるため、生徒の希望だけでなく、さまざまな視点から高校における望ましい学校規模を考えていく必要がある。
- アンケートでは、子どもたちは学校に対して、学びたい学科・コースがある、多様な学びの選択ができる、学校行事が充実している、部活動が活発であるといったことを望む回答が多く、これらを実現するためには一定の規模が必要である。総学級数が13学級であれば、この地域の高校は2～3校となるのは致し方ない。
- 高校の理科や地理歴史・公民科は、各科目に分かれて専門性を重視した学習を行っており、それぞれに専門性の高い教員を配置するためには、6学級以上の規模が必要である。
- 小規模校になると、理科において物理が開設できない、あるいは、物理を専門とする教員が生物や化学も指導するといったことが生じており、大学進学のニーズに応える専門性の高い学びの実現は難しくなる。
- 当地域の高校卒業者の進路状況をふまえると、総学級数が13学級であれば、大学進学のニーズに応えるための6学級規模の高校と、就職と専門学校などへの進学ニーズに応えるための7学級規模の高校の2校となるのではないかと。
- 15年先の学級数から考えると高校は2校となり、それをどのように配置するのかを、学びや機能と一緒に考えることが必要である。その際、どこかの高校に集約すると、既存の校風に合わせてしまうことになるので、新たな場所、校舎、制服で、全く新しい高校をつくってほしい。

(通学に係る課題について)

- 子どもたちが自力で高校に通うことが難しい地域の公共交通機関の充実について、何らかの働きかけができるとよい。
- 通学に関する課題を解決するためにバイク通学を認めるとともに、通学時の交通安全を確保するために、始業時間を遅らせたり、終業時間を早めたりしてはどうか。
- アンケートでは、通学のしやすさは高校を選ぶ際の重要な要素となっている。一方、国の調査結果では自宅から近いという理由で高校を選んだ生徒は入学後の満足度が低いことも考慮する必要がある。また、許容できる通学時間は60分以内とする回答が多いが、資料から当地域の5校は概ねその条件を満たしていると言える。

(3) 令和7年度の協議会の概要

○ 第1回 令和7年8月5日(火)

伊賀地域の県立高校の総学級数が、現在の25学級規模から、令和6年度に生まれた子どもたちが高校へ入学する15年先には10~12学級規模となることを見込まれる中、これまでの協議をふまえ、令和10年度以降に想定される当地域の県立高校の学級減への具体的な対応案について協議しました。

○ 第2回 令和7年9月22日(月)

これまでの協議をふまえ、15年先を見据えた令和10年度に想定される学級減への具体的な対応案と当協議会のまとめ案について協議しました。

○ 第3回 令和7年11月6日(木)

前回に引き続き、令和10年度に想定される学級減への具体的な対応等について協議を行い、令和10年度入学者選抜(令和9年度実施)からあけぼの学園高校の募集を停止し、県立高校5校を4校に再編することを含む当協議会の考え方をとりまとめました。

(4) 令和7年度の協議会の主な意見

(1学年あたり10~12学級となることが想定される15年先の学びと配置のイメージについて)

○ 中学校卒業生数が大きく減少する中、単にどの施設を残すのかではなく、地域全体として子どもたちにどのような学びを提供するかを考えた上で配置の議論を進め、そこへ向かっていくことが大切である。通学距離の課題はお金で解決できる部分もある。

○ 小中学校で不登校だったが、少人数のあけぼの学園高校に入学し、笑顔で卒業する子どもが増えているように思う。中学校卒業生数が減る現実を理解しているが、少人数の高校なら頑張ってみようという子どもたちのために、ぜひ小規模校を地域に残してもらいたい。

○ 1学年1学級や2学級では教員数が少なく、多様な生徒への丁寧な対応は難しくなる。生徒の可能性を引き出すためにも、多様な選択科目の開設が可能であり、部活動や学校行事も充実する一定の学校規模があった方がよい。

○ 地域の人口減少を食い止め、活性化につなげるためには、専門学科や総合学科を残したほうがよい。小規模校の教育も残してほしいが、教員数が限られる中で、5校存続は難しい。

○ よりよい教育環境の提供には、教員数が重要な要素となる。小中学校と同様に県独自の予算での少人数学級導入も必要なのではないか。少しでも多くの教員が配置できるよう、県や国に対しての要望を粘り強く働きかけてもらいたい。

○ 高校無償化が検討される中、多様な学びを当地域で保障するためには、近隣の市町や私学との兼ね合いも含め、地域全体で考えていく必要があるのではないかと。

○ 将来的に、当地域に1校となった場合、多様な子どもたちを受け入れ、特色と魅力がなければ私学に生徒が流れてしまう。また、伊賀市が通学費用の支援を行っているように通学時間や費用は重要で、学校の配置場所によっても状況は変わってくる。

○ アンケート結果から、子どもたちは、学びたい学科やコースがあること、部活動が活発で学校行事が盛り上がることを求めており、一定の学校規模が必要であることが分かる。子

もたちを中心に考えれば、将来的に北部に1校、南部に1校を配置し、多様な子どもたちを受け入れる機能を持たせることで、当地域で求められる学びを提供できると考える。

- 北部と南部に1校ずつの配置なら、交通の便から伊賀白鳳高校と名張高校の立地がよい。また、子どもたちが希望する進路を実現するためには、進学と就職のバランスがとれた総合学科を設置するのが理想的である。定時制や通信制併設の理想の学校を2校設置できるのであれば、15年先と言わずそこをめざしてスタートを切ることができる。
- 進学や就職、多様な子どもたちの受け入れ、これらを全て網羅する高校が当地域に2校程度できることが見えてきた。子どもたちにとって魅力ある学びを提供するため、統合なしには地域に高校が残っていかないように感じる。
- 当地域の高校に通いたいと思ってもらうためには、魅力ある教育内容に加え、学校施設も大切である。小中学校の建替えが進む一方で、県立高校の建替えは何十年と進んでいないため、ハード面でも思い切った施策がほしい。
- 学びの多様性の観点から小規模校の存続を考えたが、将来、地域に2校と想定すると普通科高校と総合専門高校の2校となるのではないか。子どもの視点からは8学級以上の規模にし、小規模校の機能は、定時制を含めどこかに入れる形になると感じた。
- 学びと配置のあり方を検討するにあたっては、生徒を中心に据えることをあらためて確認しておきたい。生徒のニーズや満足度を考えていかなければ、10年、15年先はうまくいかない。

(15年先を見据えた令和10年度に想定される1学級減への具体的な対応について)

- あけぼの学園高校の募集停止案については、これまでの学びがそこで途絶えてしまうのではないかという心配が大きい。当地域の高校で同様の学びを引き継いでいく必要がある。
- あけぼの学園高校に通いながら専門学校に通うことで、最短3年で美容師になれるのは大きな魅力であり、こうした機能は、どこかの学校に残してもらいたい。
- あけぼの学園高校の募集停止案が示されたが、美容の学びなどをどのように集約するのかという具体が示されていない。子どもたちや保護者の不安を払拭するためにも、総合学科や職業学科の学びをどのように整理していくのか、具体的に示す必要がある。
- 名張高校総合学科の表現デザイン系列ファッション専攻では、髪型やメイクについて探究しており、あけぼの学園高校の美容の学びとも親和性があることから、これらの学びを集約していくことも考えられる。ただし、美容の学びは一般的な教科・科目にない中で、専門的な指導ができる教員を持続的に確保していけるかなどの課題もある。
- 小規模校でないと高校に行けないという生徒にとって、あけぼの学園高校は大切な存在である。県立の使命として物理的に小規模校を設置する必要があるのではないか。
- あけぼの学園高校の募集停止案の公表を受け、進学を希望する子どもたちの保護者から「募集停止はショックだ」、「行く学校がない」との声を聞いた。また、在校生や卒業生にとっても不安があるようだ。少子化の現実を理解しているが、なんとか残してもらいたい。

- あけぼの学園高校が重要な役割を果たしていることは、全員が共通の認識を持っている。令和10年度の学級減に向けては、小規模校の機能をどう提供するかを考える必要がある。
- 定時制課程には、不登校経験や外国にルーツのある生徒、学び直しをしたい生徒など、多様な背景を持つ生徒が在籍しており、少人数のため一人ひとりをしっかり見守ることができている。また、通信制課程との併修により3年で卒業することも可能であり、セーフティネットとしての役割を十分果たしている。
- 小中学校だけでなく、高校においても通級による指導が広がっている。多様な子どもたちの学びの保障や保護者の安心のためには、通級による指導が必要であると感じている。ぜひとも当地域で通級による指導を導入してもらいたい。
- 中学校段階では、将来就きたい職業が決まっておらず、高校で学んで選択肢を広げていきたいと考えている生徒が多い。また、不登校で学び直しを希望する生徒も多く、通信制高校がそのニーズに応えている。近隣府県や中勢地区、私立高校や高専も含めて、多様性に対応していく仕組みを考える必要がある。
- 地域の子どもたちが安心して学び、保護者、教員などの関係者が安心して育てられる教育環境をどう作っていくかが大切である。
- あけぼの学園高校の募集停止によって、同校が担ってきた多様な子どもたちの学びのセーフティネット機能がなくなると不安である。少人数による丁寧な指導や入試制度を含めた同校の機能を今後どのように保障していくのかについて、より具体的な記載が必要ではないか。
- 「学びを整理統合する」で終わるのではなく、整理統合することで15年後に向けて機能を地域に残し、よりよい形に変えていこうという表現にしたほうがよいのではないか。
- 「統合することで学びを充実させる」、「より特色化、魅力化を図る」など、学びを整理統合することで当地域の子どもたちにとってよい方向に進むといった前向きな表現にしたほうが、中学生や保護者の安心につながるのではないか。

(令和8年度以降の協議について)

- 15年先に2校とするのであれば、現在の5校から2校となる過程をどのように進めるかが重要である。次期「県立高等学校活性化計画」において、どのような学びをめざし、どのような形で進めるのが今後の指針となると感じている。
- 子どもたちは未来の姿を早く知りたいと考えていると思う。まとめには、校舎の新築・建替えなど、広い意味で協議していくことを書き加えたほうがよい。
- 当地域では、県外の中高一貫校に一定数が進学している。中学校入学段階においても地域外への流出を防ぐという視点から、県立の中高一貫校について議論してもよいのではないか。
- 「今後の学びと配置のあり方(当協議会のまとめ)」について、誤解のないよう、できるだけ誰が見ても分かりやすい表現にしたほうがよい。
- 少子化が進む中であっても多様な子どもたちが伊賀地域の高校でしっかりと学べる環境をつくり、安心できるようにしてもらいたい。結論を出すまでに時間がないのもわかっているが、今後も地域の声を聴きながら丁寧な議論をお願いしたい。

- 1つの高校で専門性の高い教育と学びのセーフティネットの機能の双方を担うのは非常に難しいと思われるので、熊野青藍高校のように校舎制を採用し、機能を分散しつつ、部活動などは合同で行うといった方法も考えられるのではないか。
- 校舎制は再編の過渡期の形としてはよいかもしれないが、中学校卒業生数が600人台となる15年先にも子どもたちのニーズに応じていくために、一定規模の学校が必要となることもふまえて議論していく必要がある。
- 塾が主催する高校説明会に当地域の県立高校も参加したが、小中学生は、校舎が綺麗で、多様な学びの選択肢があるところに興味関心が高く、そうした点で私立高校に魅力を感じている子どもたちも多いように感じた。地域で2校に再編していくのであれば、新しく魅力的な校舎や環境であることも大事になってくる。
- 校舎制の考え方を発展させて美容の学びを企業の中に置くことや、学校の機能の一つとして寮を併設していくことを検討するなど、新たな発想で協議を続けていくのもよいのではないか。
- 県立高校の校舎の老朽化に関する資料があるが、新築・建替えの協議を進めるために、当地域の高校の状況を可能な範囲で提供してもらいたい。
- 募集停止となった高校の跡地を私立の通信制高校などが利用することになれば、協議会で検討している方向性に大きな影響が出るのではないかと心配している。
- 現在の委員構成で協議を進めていくことに限界を感じている。協議している方向性を実現させるためにも、今後は行政に関わる職員、まちづくりや建築に関する有識者などに委員として参画してもらいたい。
- 今後の配置のあり方について、考え方をとりまとめるとあるが、これまで多くの議論があった学校規模についても重要な視点として入れておいたほうがよいのではないか。
- 今後も15年先を見据え、子どもたちのニーズや思いを大切にして、よりよい方向性を考えていきたい。ただし、子どもたちだけで判断できないことについては、地域の力を結集して形にしていきたい。

4 今後の伊賀地域における県立高等学校の学びと配置のあり方について（当協議会のまとめ）

（1）学びと配置のあり方の方針

- 当地域の子どもたちに多様で豊かな学びを提供することを第一の価値観に据えて検討する。
- 少子化の中にあっても、当地域にどのような高校が必要なのか、未来に向けて前向きに発想する。
- 令和10年度以降の学級減への対応については、15年先（令和22年度）を見据えて方向性を取りまとめる。
- 他地域へ進学する生徒が一定数あることから、地域の子どもたちが地域で学べるよう、普通科、専門学科、総合学科の学科・コース・系列など多様な学びの選択肢をできるだけ維持する。
- 大学進学ニーズに応える高校が地域に必要であり、多様な選択科目の開設や専門性の高い教員配置のためには、少なくとも1学年あたり6学級あることが望ましい。
- 部活動の活性化や学校行事の充実のためには、一定の学校規模があることが望ましい。
- 不登校を経験した子どもたち、外国につながりのある子どもたち、特別な支援を必要とする子どもたちなど、多様な子どもたちが安心して通える教育環境を実現する。
- 伊賀北部と南部に分けるだけでなく、隣接する地域の状況もふまえて伊賀地域全体で考える。
- 学びや機能などのソフト面と施設設備や立地などのハード面は分けて検討する。
- 通学方法や通学時間、交通費など通学に係る状況を考慮する。通学時間については、概ね90分以内、できれば60分以内となることが望ましい。
- 当地域の私立通信制高校の動向を注視しつつ、公立高校として多様なニーズにどのように応えていくのかを、全日制課程だけでなく定時制や通信制課程を含めて検討する。

（2）1学年あたり10～12学級となることが想定される15年先（令和22年度）の学びと配置のイメージ

- 伊賀地域の高校の学びと配置のあり方は、北部と南部に分けるのではなく、地域全体で考える。
- 「学びと配置のあり方の方針」をふまえると、現在の5校は、大学進学ニーズに応える観点と多様な学びの選択肢を提供する観点を重視しながら2校へ集約される。
- 当地域内の通学環境を考慮すると、北部に1校、南部に1校を交通の便が良い場所に配置する。（新築・建替えも検討）

(3) 15年先（令和22年度）を見据えた令和10年度に想定される1学級減への具体的対応

- 大学進学ニーズに応えるため、多様な選択科目の開設や専門性の高い教員配置ができる1学年あたり6学級の高校を、地域に1校は維持する。
- 専門性の高い学びを含む多様な学びの選択肢をできる限り維持しながら、専門学科や総合学科の系列における共通した学びの集約を図る。県内で唯一の「美容の学び」についても当地域の総合学科において維持させる。
- 学校行事、部活動など、子どもたちが協働的に活動できるよう、可能な限り一定の学校規模を維持する。
- 定時制のあり方や入試制度を含め、学びのセーフティネット機能^{*}の充実を図り、不登校を経験した生徒、外国につながるのがある生徒、特別な支援が必要な生徒など、多様な子どもたちがどの学校においても安心して学べる教育環境を整える。日本語の指導や「学び直しの機能」の充実については定時制を中心に進め、通級による指導については全日制への導入をめざす。
- こうしたことから、令和10年度入学者選抜（令和9年度実施）からあけぼの学園高校の募集を停止し、5校を4校に再編することにより当地域の子どもたちの多様で豊かな学びを維持するとともに、当地域の県立高校の一層の特色化・魅力化を図る。

(4) 今後の協議について

- 当協議会では、他地域に先駆けて、当地域の高等学校の学びと配置のあり方についてとりまとめてきました。このことは、新しい専門学科の設置や普通科改革など、地域の高等学校の活性化の取組となり、未来を前向きにとらえた当地域における豊かな学びの実現につながっています。
- 中学校卒業生数の急速な減少が進む中、今後も当地域の子どもたちにとって「最善の教育環境を提供し続けること」を第一の価値観に据えて、「15年先の学びと配置のイメージ」の実現に向けた協議を進める必要があります。
- そのため、次期県立高等学校活性化計画の策定に係る協議も注視しつつ、当地域の子どもたちにとって魅力ある高等学校の学びのあり方とそれを具現化する新築・建替えの議論を含めた配置や規模のあり方について、令和9年度を目途に当協議会において考え方をとりまとめる必要があります。

^{*} 一般的には、あらかじめ予測される危機に備え、被害を最小化するために設けられる制度や仕組みのことで、子どもたちの学びにおいては、経済的・時間的・地理的な制約等に関わらず、安全・安心で充実した教育機会にアクセスできる環境を整えること。（三重県教育ビジョン令和6年3月より）

【参考資料：令和7年度伊賀地域高等学校活性化推進協議会資料より抜粋】

○ 令和5年度の協議のまとめ（令和6年2月）抜粋

(2) 伊賀地域の県立高等学校の学びと配置のあり方の検討の方向性

- 当協議会では、伊賀地域の子どもたちに、社会の変化が激しい中、これからの時代を生きていくため、自立する力と共生する力を育むことが重要であるとしました。また、子どもたちには、コミュニケーション能力や、情報を活用し伝える力を高めるとともに、地域社会への関心を持ち、自ら課題を見つけ協働し解決に向けて取り組み、失敗を恐れず挑戦できるよう育ててほしいとしました。
- この5年間の伊賀地域の中学校卒業者の進路状況は、地域内の全日制県立高校への進学が減少傾向であり7割を切る状況となりました。一方、他地域の全日制高校へは、この2年やや減少したものの約1.5割が進学し、定時制、通信制、高専へは、この2年増加し、約1.5割が進学しています。特に、当地域の中学校卒業者の1割近くが津市内の全日制高校へ進学する状況が続いています。
- 一方、当地域においては、不登校傾向の子どもたち、特別な支援が必要な子どもたち、外国につながる子どもたちなどの多様な教育ニーズへの対応が必要な状況があります。公立の特別支援学校、夜間定時制に加え、近年、地域内に私立の通信制が開校し、当地域からも一定数が進学している状況です。
- こうしたことをふまえ、当協議会は、これからも続く少子化の中、地域の子どもたちができる限り当地域における学びを選択できるよう、学校個別ではなく伊賀地域全体を見通す視点を大切にして、伊賀地域の高等学校の学びと配置のあり方について協議を進めます。
- このことは、現在の当地域の中学校卒業者数の状況や、今後も少子化が継続して進行することをふまえ、これからの子どもたちのため、スケジュール感に注意して機を逸することなく協議を取りまとめしていくこととします。
- 協議にあたっては、これまで重ねてきた当協議会での議論や当地域の中学校卒業者の進路状況及びニーズをふまえ、次のことを基本として進めます。

- 1-1 専門学科のコースや総合学科の系列など多様な学びの選択肢の維持
- 2-2 普通科の一定規模の維持

- なお、具体的な協議を進める際には、県立高等学校活性化計画に示された考え方に加え、次の視点も大切に、当地域の実情をふまえた丁寧な議論を行います。

- 2-1 少子化の中にあっても、消極的な方向ではなく未来に向けて前向きに発想すること
- 2-2 北部と南部に分けることなく伊賀地域全体で考えること、また、状況によっては隣接する地域も含めて考える必要があること
- 2-3 役割や機能が近い学校をできるだけ集約させ、スケールメリットを生かすこと
- 2-4 学校の選択肢を維持できるよう、当面の間は5校を存続すること
- 2-5 小規模校だからこそ通える生徒へ配慮すること
- 2-6 通学方法や通学時間、必要となる交通費などの状況を考慮すること

- また、子どもたちの多様な教育ニーズへの対応その他については、次のとおり整理することとします。

- 3-1 定時制や通信制に係る多様な学びについては、当地域に新たに開校した私立通信制高校に対する生徒の動向を注視していくこと
- 3-2 生徒の通学については、自治体の通学費の補助制度や各公共交通機関の取組について周知をしていくこと

(3) 今後について（検討のスケジュール等）

- 当協議会はこれまで、他地域に先駆け、伊賀地域の高等学校の学びと配置のあり方をとりまとめてきました。このことは、県立高等学校の活性化の取組となり、急激な少子化の中にあっても未来を前向きにとらえた伊賀地域の学びの実現につながっています。
- こうした中、当地域では平成28年度に現在の5校配置となりましたが、少子化はさらに進行し、令和3年度の学級減では、伊賀白鳳高校において、地域における専門学科の学びの選択肢をできる限り維持するため、学級数はそのままにして定員のみを減じることとしました。（40人×7学級=280人定員→35人×6学級+30人×1学級=240人定員）
- これにより伊賀白鳳高校は6学級規模の教員数で7学級を維持することから、学科内のコースの削減や教職員への負担増など、少なからず学びや学校運営への影響が生じています。

- このことから、当地域においては、現状の学びの選択肢を維持しながら、今後の学級減へ対応することが難しくなっています。
- 今後の当地域の中学校卒業生数は、令和5年3月卒と比較すると、令和8年3月卒は2学級程度の、令和10～14年3月卒は5年間継続して毎年1学級程度の定員減が見込まれ、合わせて7学級程度の学級減の可能性がります。
- 特に、伊賀北部では、令和5年3月卒と比較して、令和7～14年3月に段階的ではあるものの合わせて5学級程度の学級減の可能性がります。
- このことは、令和5年度現在、伊賀北部3校あわせて560人の定員が、令和14年度には360人（9学級）程度となることを意味し、今後の対応が非常に難しい状況です。
- こうしたことから、当協議会では、現在の学校の状況と少子化の進行をふまえ、伊賀地域の高等学校でこれからの子どもたちに必要となる学びを実現するため、当地域の高等学校の学びと配置のあり方について、検討の方向性を基本として協議を進め、機を逸することなく意見を取りまとめていくことが必要です。協議にあたっては、中学生やその保護者を対象としたアンケートを実施し、その結果もふまえて検討することとします。
- 多様な教育ニーズに応じた学びの検討については、引き続き、令和4年度に開校した私立通信制の状況と生徒の動向に注視していくこととします。
- なお、これまでの協議をふまえ、令和7～8年度に想定される学級減に対しては、検討の方向性に基づき5校の維持が望ましいと考えます。また、令和10年度以降の学級減に対しては、現在の5校の再編を含めて検討し、その結果を令和7年度までに、当協議会の考え方としてとりまとめます。

○ 伊賀地域の中学校卒業生数の推移と予測（含む社会増減）【市別】

令和7年5月1日 教育政策課調べ

中学校卒業年月		R 4.3	R 5.3	R 6.3	R 7.3	R 8.3	R 9.3	R 10.3	R 11.3	R 12.3	R 13.3	R 14.3	R 15.3	R 16.3
		卒業	卒業	卒業	卒業	現中3	現中2	現中1	現小6	現小5	現小4	現小3	現小2	現小1
伊賀市	卒業生数	801	779	768	771	724	735	709	661	636	620	584	558	519
	前年度対比		-22	-11	3	-47	11	-26	-48	-25	-16	-36	-26	-39
	R7.3対比					-47	-36	-62	-110	-135	-151	-187	-213	-252
	①公立小中在籍者数	(739)	(720)	(710)	(692)	661	683	654	658	631	615	577	553	519
名張市	卒業生数	654	642	640	680	644	642	639	612	583	566	578	506	481
	前年度対比		-12	-2	40	-36	-2	-3	-27	-29	-17	12	-72	-25
	R7.3対比					-36	-38	-41	-68	-97	-114	-102	-174	-199
	③公立小中在籍者数					642	642	637	643	611	595	605	533	506
伊賀地域計	卒業生数	1,455	1,421	1,408	1,451	1,368	1,377	1,348	1,273	1,219	1,186	1,162	1,064	1,000
	前年度対比		-34	-13	43	-83	9	-29	-75	-54	-33	-24	-98	-64
	R7.3対比					-83	-74	-103	-178	-232	-265	-289	-387	-451
	①②③小中在籍者数					1,355	1,362	1,326	1,301	1,242	1,210	1,182	1,086	1,025
伊賀地域県立高校の1学年学級数 ()内は入学定員の計		27 (1,040)	26 (1,000)	26 (1,000)	26 (1,000)	24 (920)								

(参考)

		R 4.3	R 5.3	R 6.3	R 7.3	R 8.3	R 9.3	R 10.3	R 11.3	R 12.3	R 13.3	R 14.3	R 15.3	R 16.3
		卒業	卒業	卒業	卒業	現中3	現中2	現中1	現小6	現小5	現小4	現小3	現小2	現小1
県内合計	卒業生数	16,244	16,055	15,891	15,718	15,517	15,261	14,807	14,345	14,044	14,030	13,399	12,753	12,408
	前年度対比		-189	-164	-173	-201	-256	-454	-462	-301	-14	-631	-646	-345
	R7.3対比				0	-201	-457	-911	-1,373	-1,674	-1,688	-2,319	-2,965	-3,310
	小中在籍者数					15,489	15,238	14,788	14,463	14,153	14,149	13,506	12,861	12,524

卒業生数の算出過程における端数の関係により、市別で算出した卒業生数と北部南部別で算出した卒業生数が異なっている年があります。

○ 伊賀地域の中学校卒業生数の推移と予測（含む社会増減）【北部・南部別】

令和7年5月1日 教育政策課調べ

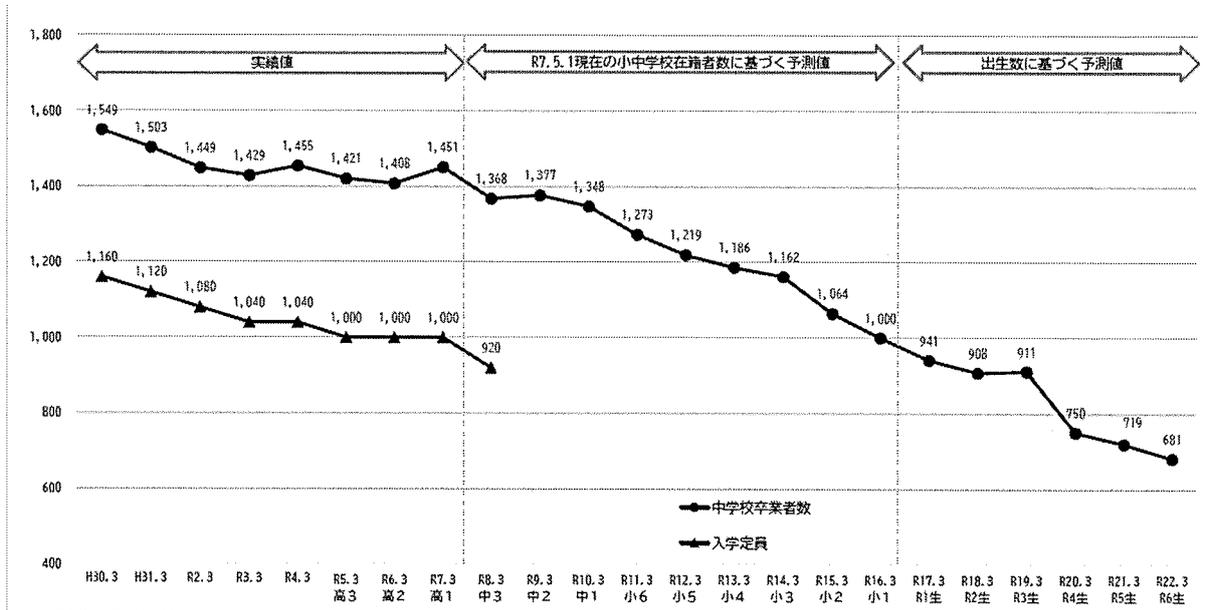
中学校卒業年月		R 4.3	R 5.3	R 6.3	R 7.3	R 8.3	R 9.3	R 10.3	R 11.3	R 12.3	R 13.3	R 14.3	R 15.3	R 16.3
		卒業	卒業	卒業	卒業	現中3	現中2	現中1	現小6	現小5	現小4	現小3	現小2	現小1
伊賀北部	卒業生数	738	718	714	691	660	670	647	600	583	566	529	501	482
	前年度対比		-20	-4	-23	-31	10	-23	-47	-17	-17	-37	-28	-19
	R7.3対比					-31	-21	-44	-91	-108	-125	-162	-190	-209
	①公立小中在籍者数	(676)	(659)	(656)	(612)	597	618	593	594	577	559	520	496	479
②私立小中在籍者数	(62)	(59)	(58)	(79)	52	37	35							
伊賀南部	卒業生数	717	703	694	760	708	708	701	673	636	621	634	563	519
	前年度対比		-14	-9	66	-52	0	-7	-28	-37	-15	13	-71	-44
	R7.3対比					-52	-52	-59	-87	-124	-139	-126	-197	-241
	③公立小中在籍者数					706	707	700	707	665	651	662	590	546
伊賀地域計	卒業生数	1,455	1,421	1,408	1,451	1,368	1,378	1,348	1,273	1,219	1,187	1,163	1,064	1,001
	前年度対比		-34	-13	43	-83	10	-30	-75	-54	-32	-24	-99	-63
	R7.3対比				0	-83	-73	-103	-178	-232	-264	-288	-387	-450
	①②③小中在籍者数					1,355	1,362	1,328	1,301	1,242	1,210	1,182	1,086	1,025
伊賀地域県立高校の1学年学級数		27	26	26	26	24								
()内は入学定員の計		(1,040)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(920)								

※ 伊賀北部=伊賀市から旧青山町を除く。
 ※ 伊賀南部=名張市に旧青山町を加える。

(参考)

		R 4.3	R 5.3	R 6.3	R 7.3	R 8.3	R 9.3	R 10.3	R 11.3	R 12.3	R 13.3	R 14.3	R 15.3	R 16.3
		卒業	卒業	卒業	卒業	現中3	現中2	現中1	現小6	現小5	現小4	現小3	現小2	現小1
県内合計	卒業生数	16,244	16,055	15,891	15,718	15,517	15,261	14,807	14,345	14,044	14,030	13,399	12,753	12,408
	前年度対比		-189	-164	-173	-201	-256	-454	-462	-301	-14	-631	-646	-345
	R7.3対比				0	-201	-457	-911	-1,373	-1,674	-1,688	-2,319	-2,965	-3,310
	小中在籍者数					15,489	15,238	14,788	14,463	14,153	14,149	13,506	12,861	12,524

○ 伊賀地域の中学校卒業生数と県立高等学校入学定員（全日制）の推移



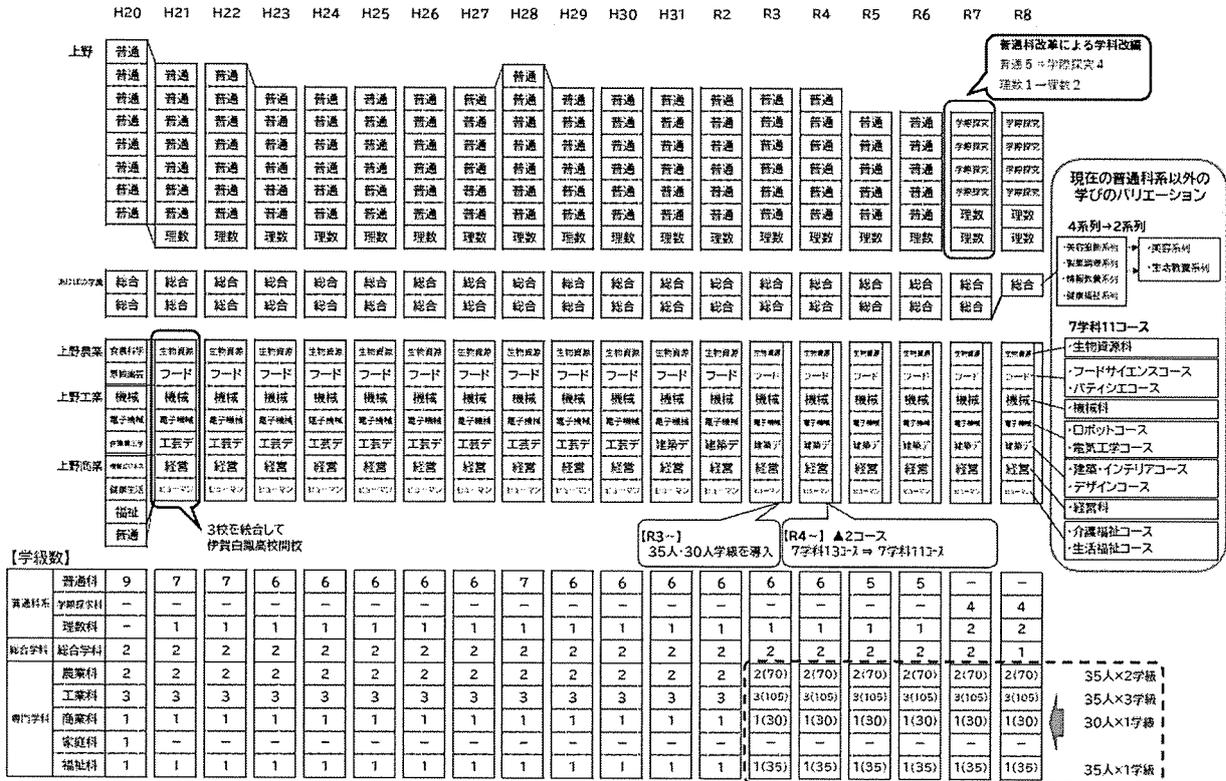
【伊賀地域の出生数】

	H28年度生 現小3	H29年度生 現小2	H30年度生 現小1	R元年度生 5~6歳	R2年度生 4~5歳	R3年度生 3~4歳	R4年度生 2~3歳	R5年度生 1~2歳	R6年度生 0~1歳
伊賀市	643	582	569	533	534	527	434	419	391
名張市	584	522	509	462	427	437	359	342	329
合計	1,227	1,104	1,078	995	961	964	793	761	720

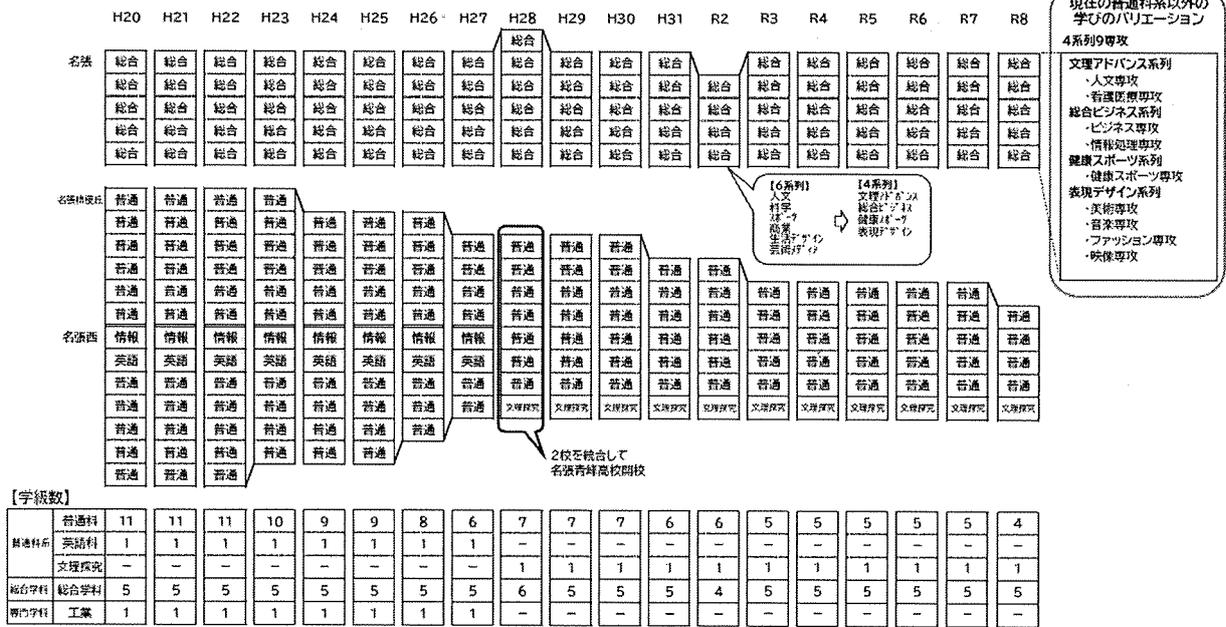
○ 伊賀地域公立中学校卒業者の進路状況(北部・南部)【令和7年3月卒】

区分	進路先	伊賀北部		伊賀南部		伊賀地域合計	
		人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)
伊賀地域 県立 全日制	上野	147	24.0	85	11.2	232	16.9
	伊賀白鳳	170	27.8	52	6.8	222	16.2
	あけぼの学園	26	4.2	26	3.4	52	3.8
	名張	37	6.0	147	19.3	184	13.4
	名張青峰	69	11.3	162	21.3	231	16.8
	小計	449	73.4	472	62.1	921	67.1
他地域 県立 全日制	津	6	1.0	33	4.3	39	2.8
	津西	3	0.5	21	2.8	24	1.7
	上記以外	21	3.4	49	6.4	70	5.1
	小計	30	4.9	103	13.6	133	9.7
県内 私立 全日制	鈴鹿	7	1.1	0	0.0	7	0.5
	高田	15	2.5	4	0.5	19	1.4
	三重	1	0.2	7	0.9	8	0.6
	桜丘	2	0.3	2	0.3	4	0.3
	上記以外	7	1.1	6	0.8	13	0.9
	小計	32	5.2	19	2.5	51	3.7
県外 全日制	国公立	4	0.7	1	0.1	5	0.4
	私立	15	2.5	31	4.1	46	3.4
	小計	19	3.1	32	4.2	51	3.7
定時制	上野	8	1.3	0	0.0	8	0.6
	名張	1	0.2	10	1.3	11	0.8
	上記以外の県内	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	山辺高校山添分校	3	0.5	5	0.7	8	0.6
	上記以外の県外	0	0.0	1	0.1	1	0.1
	小計	12	2.0	16	2.1	28	2.0
通信制	県立(北星・松阪)	0	0.0	1	0.1	1	0.1
	英心桔梗が丘校	23	3.8	30	3.9	53	3.9
	英心伊勢本校	0	0.0	5	0.7	5	0.4
	徳風	2	0.3	0	0.0	2	0.1
	上記以外の県内	0	0.0	2	0.3	2	0.1
	県外	15	2.5	29	3.8	44	3.2
	小計	40	6.5	67	8.8	107	7.8
高等専門 学校	鈴鹿高専	2	0.3	0	0.0	2	0.1
	鳥羽商船	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	近大高専	11	1.8	36	4.7	47	3.4
	県外	0	0.0	4	0.5	4	0.3
	小計	13	2.1	40	5.3	53	3.9
特別支援 学校	伊賀つばさ学園	8	1.3	9	1.2	17	1.2
	上記以外の県内	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	県外	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	小計	8	1.3	9	1.2	17	1.2
その他	専修・各種・職訓	1	0.2	0	0.0	1	0.1
	就職	2	0.3	0	0.0	2	0.1
	上記以外	6	1.0	2	0.3	8	0.6
	小計	9	1.5	2	0.3	11	0.8
公立中学校卒業生数		612	100.0	760	100.0	1,372	100.0

○ 全日制高等学校の設置学科と学級数の推移 (伊賀市)



○ 全日制高等学校の設置学科と学級数の推移 (名張市)



○ 伊賀地域の県立高等学校等の学科とコースについて(令和8年度入学生)

学校名		大学科	募集定員 (R8)	1	2	3	4	5	6		
伊賀地域 全日制課程	県立 上野高校	普通科	240	学際探究科	学際探究科	学際探究科	学際探究科	理数科	理数科		
	県立 あげぼの学園高校	総合学科	40	美容系列 生活教養系列		2系列/40人		7学科11コース/240人		4系列9専攻/200人	
	県立 伊賀白鳳高校	専門学科	240	920	機械科 (35) ・機械科	電子機械科 (35) ・ロボット ・電気工学	建築デザイン科 (35) ・建築・インテリア ・デザイン	生物資源科 (35) ・生物資源科	フードシステム科 (35) ・フードサイエンス ・パティシエ	経営科 (30) ・経営科	ヒューマンサービス科 (35) ・介護福祉 ・生活福祉
	県立 名張高校	総合学科	200	文理アドバンス系列 ・人文専攻 ・看護医療専攻	総合ビジネス系列 ・ビジネス専攻 ・情報処理専攻	健康スポーツ系列 ・健康スポーツ専攻	表現デザイン系列 ・美術専攻 ・音楽専攻 ・ファッション専攻 ・映像専攻		普通科系/440人		
	県立 名張青峰高校	普通科	200	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科 【文理探究コース】			
	私立 桜丘高校	普通科	155	155	普通科 (155)						

- 全日制
 ※私立 聖農学園農業高校 25人 農業科
 ☆大学科の「普通科」には、普通系専門学科（理数科等）を含む
- 定時制課程
 県立 上野高校 40人 普通科
 県立 名張高校 40人 普通科
- 通信制課程
 私立 英心高校桔梗が丘校 60人 普通科：探究コース、集中スクーリングコース（R8～）
 ※私立 神村学園高等部伊賀 50人 普通科：選択登校型、全日型（両型合わせた年間募集定員）
- 高等専門学校
 私立 近畿大学工業高等専門学校 160人 機械システム、電気電子、制御情報、都市環境（3年次よりコース選択）
 （※県外扱い）

○ 伊賀地域の県立高等学校(全日制)の卒業生と進路状況

【令和7年3月卒】

学校名	学科	四年制大学	短大	専門学校等	就職	その他	卒業生数
上野	普通科 理数科	255	2	9	0	11	277
		92.1%	0.7%	3.2%	0.0%	4.0%	100.0%
あげぼの学園	総合学科	3	0	10	44	8	65
		4.6%	0.0%	15.4%	67.7%	12.3%	100.0%
伊賀白鳳	機械科、電子機械科、 建築デザイン科、生物資源科、 フードシステム科、経営科、 ヒューマンサービス科	35	16	55	117	0	223
		15.7%	7.2%	24.7%	52.5%	0.0%	100.0%
名張	総合学科	55	11	77	42	8	193
		28.5%	5.7%	39.9%	21.8%	4.1%	100.0%
名張青峰	普通科 普通科（文理探究コース）	168	4	38	7	12	229
		73.4%	1.7%	16.6%	3.1%	5.2%	100.0%
普通科計 （普通科系専門学科を含む）		423	6	47	7	23	506
		83.6%	1.2%	9.3%	1.4%	4.5%	100.0%
専門学科計		35	16	55	117	0	223
		15.7%	7.2%	24.7%	52.5%	0.0%	100.0%
総合学科計		58	11	87	86	16	258
		33.1%	4.3%	33.7%	33.3%	6.2%	100.0%
合計		516	33	189	210	39	987
		52.3%	3.3%	19.1%	21.3%	4.0%	100.0%

○ 伊賀地域の県立高校に関するアンケート結果について

1 生徒を対象としたアンケート結果

(1) 高校選びで重視すること (問6)

「通学のしやすさ・距離」(49.8%)、「学校の雰囲気・イメージ」(48.0%)に続いて、「文化祭や体育祭などの学校行事が充実している」(46.0%)、「学びたい学科やコースがある」(42.7%)、「入りたい部活動がある、部活動が活発に行われている」(35.3%)の順となっている。

(2) 高校に期待する教育 (問8)

高等学校には、「自ら学び続ける力が身につく教育」(54.0%)、「基本的な知識が身につく教育」(46.2%)をはじめ、「社会人として必要なマナーや礼儀・責任感が身につく教育」(44.2%)、「社会性や協調性、コミュニケーション能力など協働する力が身につく教育」(43.2%)を期待している。

(3) 希望する学級数について (問10)

多い順に「2～3学級」(41.8%)、「4～6学級」(37.7%)、「1学級」(16.7%)、続いて「7学級以上」(3.9%)となっている。

(4) 通学時間について (問11)

多い順に「60分以内まで」(43.4%)、「30分以内まで」(29.3%)、「90分以内まで」(19.1%)、「120分以内まで」(5.0%)、「121分以上」(3.2%)となっている。

(5) 将来生活する場所について (問12)

「まだ決まっていない、わからない」(39.9%)が最も多く、続いて、「県外」(26.8%)、「一度は地元を離れても、いつかは戻りたい」(13.0%)、「地元(現在住んでいる市町)」(9.6%)となっている。

2 保護者を対象としたアンケート結果

(1) 高校選びで重視すること (問6)

「学びたい学科やコースがあること」(71.2%)に続いて、「通学のしやすさ・距離」(68.1%)、「自分の興味関心に応じて多様な学びが選択できること」(63.3%)に続いて、「確かな学力を身につける授業が充実していること」(42.8%)となっている。

(2) 高校に期待する教育 (問8)

「自ら学び続ける力が身につく教育」(59.5%)をはじめ、「社会性や協調性、コミュニケーション能力など協働する力が身につく教育」(58.8%)、「多様な選択肢の中から進路を決定する力が身につく教育」(52.9%)、「自分で問いや課題を見つけ、主体的に取り組む力が身につく教育」(51.8%)を期待している。

(3) 学級の規模について (問10)

多い順に「4～6学級」(51.7%)、「2～3学級」(32.5%)、「1学級」(11.7%)、続いて「7学級以上」(4.1%)となっている。

(4) 通学時間について (問11)

多い順に「60分以内まで」(59.4%)、「30分以内まで」(25.3%)、「90分以内まで」(12.8%)、「120分以内まで」(2.3%)、「121分以上」(0.3%)となっている。

(5) 将来生活する場所について (問12)

「本人の希望次第」(67.0%)が最も多く、続いて、「地元」(8.7%)、「特に考えはない」(8.3%)、「県外」と「一度は地元を離れても、いつかは戻ってほしい」(6.1%)となっている。

(6) 今後の伊賀地域の県立高校のあり方について (問13)

今後の伊賀地域の高校については、「一定の統合は避けられない」(61.6%)が最も多く、続いて「統合は避けるべき」(33.6%)、「積極的に統合を進めるべき」(4.8%)となっている。

○ 学級規模と教育環境

1 教員数

(1) 教職員定数

各学校に配置される教職員定数の標準は、法律により、入学定員（≒学級数）に応じて定められています。

全日制普通科の場合

1学年 あたりの 学級数	1学級	2学級	3学級	4学級	5学級	6学級	7学級	8学級
教員数 (人)	8	15	23	29	35	43	48	52
差		7	8	6	6	8	5	4

※ 校長、教頭、養護教諭、実習助手、事務職員を除く

※ 上記以外に学科による加算や加配教員、非常勤講師等の配置があります

※ あくまで標準であり、すべての学校がこの人数に一致するわけではありません

(2) 学級数別の各教科担当教員の配置シミュレーション（全日制普通科）

1学年 あたりの 学級数	1学級	2学級	3学級	4学級	5学級	6学級	7学級	8学級
計	8	15	23	29	35	43	48	52
国語	1	2	4	5	5	7	7	8
数学	2	3	4	5	6	7	8	9
英語	2	3	4	5	6	7	8	9
社会	1	2	3	4	5	6	6	7
理科	1	2	3	4	5	6	7	8
保体	1	2	3	3	4	5	6	6
芸術	0	1	1	1	2	3	3	3
家庭	0	0	1	1	1	1	1	1
情報	0	0	0	1	1	1	1	1

※ 1～7学級の教科別教員数については、県内の8学級の高校の教科別教員数を参考に算出

※ 国語・数学・英語は学年あたりの配置人数が1、2、3人で色分け

※ 社会は地歴科と公民科から構成しており、地歴科では日本史、世界史、地理を専門とする教員を5人、公民科では1人を配置できる6人と、地歴3人、公民1人を配置できる4人で色分け

※ 理科は物理、化学、生物を専門とする教員が2人ずつ配置できる6人と、1人ずつの3人で色分け

※ 保健体育は学年あたりの人数が2人、1人で色分け

※ 芸術は音楽、美術、書道の教員が1人ずつ配置できる3人で色分け

※ この表はシミュレーションであり、実際は学校ごとに教育課程などが異なるため、教員数の合計、教科別の人数ともこのとおりとは限りません。

2 部活動

R4学校規模別部活動設置状況(男子) マネージャー含む

第1学年学級数					1	2	3	4	5	6	7	8
学校数					2	7	2	9	12	7	8	7
No	競技・種目	設置 学校数	設置 割合	登録 人数								
1	硬式野球	53	98.1%	1,393	2	7	2	8	12	7	8	7
2	バスケットボール	47	87.0%	918	1	6	2	8	10	5	8	7
3	陸上競技	46	85.2%	824	2	4	2	7	10	6	8	7
4	卓球	42	77.8%	682	1	4	2	5	10	5	8	7
5	バドミントン	41	75.9%	1,130	0	6	0	6	11	4	7	7
6	サッカー	39	72.2%	1,515	0	2	2	5	10	5	8	7
7	テニス	34	63.0%	513	0	2	2	4	8	4	8	6
8	バレーボール	33	61.1%	627	1	2	0	5	7	4	7	7
9	ソフトテニス	31	57.4%	518	1	4	0	6	5	4	5	6
10	剣道	27	50.0%	177	0	0	1	4	5	5	5	7
11	ハンドボール	20	37.0%	472	0	0	0	1	4	4	5	6
12	柔道	20	37.0%	146	1	1	0	2	8	1	3	4
13	弓道	19	35.2%	348	0	0	1	4	5	3	5	1
14	山岳(ワグ-フナゲル)	12	22.2%	148	0	0	0	2	1	2	3	4
15	ラグビー	10	18.5%	207	0	0	0	1	3	1	2	3
16	水泳	10	18.5%	87	0	0	0	3	1	0	2	4
17	ダンス	9	16.7%	39	0	0	0	0	4	1	2	2
18	レスリング	7	13.0%	53	0	1	0	1	4	0	1	0
19	軟式野球	6	11.1%	104	0	0	0	0	1	1	2	2
20												
設置部活動の種類(～No.19)					7	11	8	18	19	17	19	18
設置部活動の全種類					7	15	9	22	28	23	26	22

R4学校規模別部活動設置状況(女子) マネージャー含む

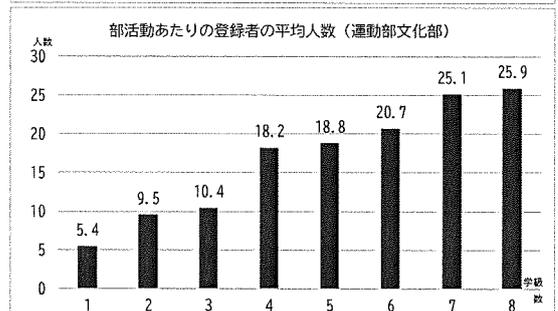
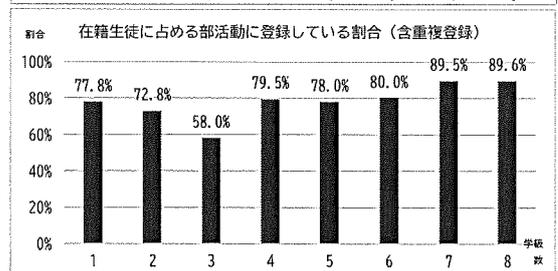
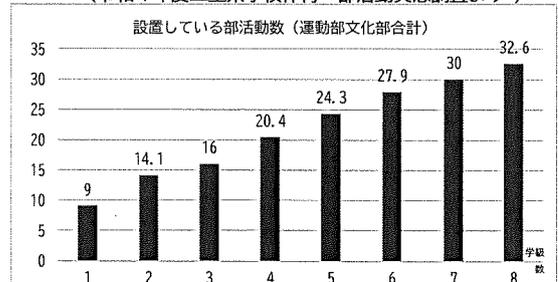
第1学年学級数					1	2	3	4	5	6	7	8
学校数					2	7	2	9	12	7	8	7
No	競技・種目	設置 学校数	設置 割合	登録 人数								
1	陸上競技	41	75.9%	486	1	3	1	6	9	6	8	
2	バドミントン	39	72.2%	913	0	5	0	7	10	4	6	
3	バスケットボール	39	72.2%	575	2	2	0	5	10	6	7	
4	卓球	37	68.5%	334	0	1	2	5	8	6	8	
5	バレーボール	34	63.0%	533	1	1	0	5	7	6	7	
6	テニス	29	53.7%	316	0	1	1	3	5	6	7	
7	ソフトテニス	28	51.9%	279	1	3	0	5	5	5	4	
8	剣道	25	46.3%	135	0	0	1	2	4	5	6	
9	弓道	17	31.5%	334	0	0	1	3	5	2	5	
10	ハンドボール	15	27.8%	255	0	0	0	0	3	3	4	
11	ダンス	12	22.2%	403	0	0	0	0	5	1	3	
12	ソフトボール	12	22.2%	188	0	0	0	2	3	3	2	
13	柔道	12	22.2%	38	0	0	0	1	4	2	1	
14	水泳	10	18.5%	54	0	0	0	3	0	1	2	
15	硬式野球	9	16.7%	24	0	1	0	1	3	3	0	
16	サッカー	7	13.0%	93	0	1	0	0	2	0	1	
17	体操	5	9.3%	66	0	0	0	1	1	0	1	
18	空手道	5	9.3%	57	0	0	0	0	0	1	2	
19	山岳(ワグ-フナゲル)	5	9.3%	31	0	0	0	1	1	0	0	
20												
設置部活動の種類(～No.19)					4	9	5	15	17	16	17	
設置部活動の全種類					4	11	6	17	25	21	25	

R4学校規模別部活動設置状況(文化部)

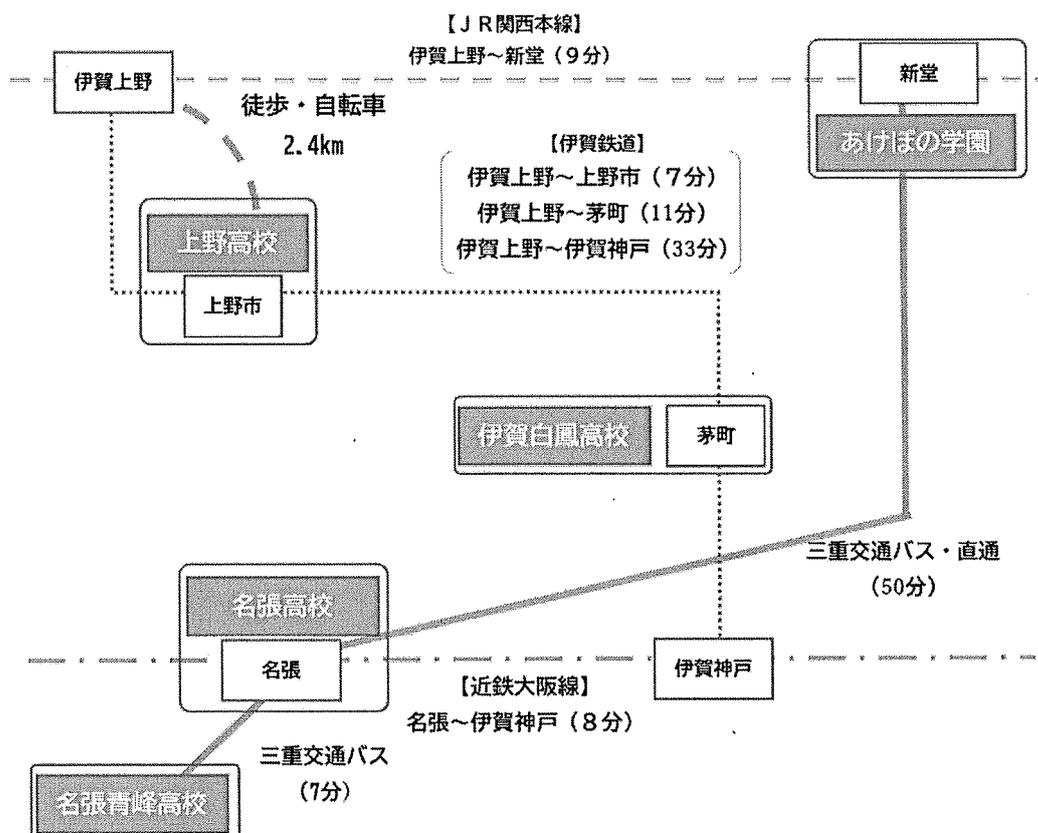
第1学年学級数					1	2	3	4	5	6	7	8
学校数					2	7	2	9	12	7	8	7
No	競技・種目	設置 学校数	設置 割合	登録 人数								
1	美術	47	87.0%	634	0	5	2	8	10	7	8	7
2	吹奏楽	44	81.5%	1,347	1	2	1	8	11	6	8	7
3	茶道	38	70.4%	536	1	4	2	5	8	5	7	6
4	書道	36	66.7%	351	0	2	2	5	9	5	6	7
5	放送	31	57.4%	308	0	1	0	4	9	5	7	5
6	写真	24	44.4%	586	0	2	0	4	6	6	4	2
7	家庭	19	35.2%	310	2	3	2	3	3	2	2	2
8	演劇	19	35.2%	214	0	0	0	2	5	3	4	5
9	ボランティア	13	24.1%	205	0	3	1	1	3	3	1	1
10	華道	13	24.1%	136	0	1	1	2	4	3	2	0
11	コンピュータ	11	20.4%	147	1	1	0	1	3	2	2	1
12	文芸	11	20.4%	106	0	1	0	0	0	2	3	5
13	アニメ・漫画	10	18.5%	197	0	1	0	0	3	2	3	1
14	人権サークル	10	18.5%	44	0	0	1	2	3	2	2	0
15	調理	9	16.7%	236	0	0	0	1	2	1	2	3
16	英語	9	16.7%	101	0	2	0	1	2	0	1	3
17	合唱	9	16.7%	64	0	0	0	1	2	1	4	1
18	新聞	8	14.8%	67	0	0	0	0	3	2	2	1
19	邦楽	7	13.0%	91	0	1	0	0	1	0	0	5
20	自然科学	7	13.0%	47	0	0	0	1	1	0	2	3
設置部活動の種類(～No.20)					4	14	8	16	19	17	19	18
設置部活動の全種類					4	19	9	30	37	33	32	31

○1学年あたりの学級数別の部活動の状況

(令和4年度三重県学校体育・部活動実態調査より)



○ 伊賀地域の県立高等学校(全日制)への交通手段等
 (1)通学における主な路線図



(2)通学方法別生徒数と割合(令和7年5月1日 学校基本調査より)

通学方法		学校名	上野	あけぼの学園	伊賀白鳳	名張	名張青峰	合計
徒歩のみ			84	2	116	54	58	314
			11.7%	0.9%	16.9%	9.3%	8.2%	10.8%
自転車のみ			152	13	283	101	41	590
			21.3%	6.1%	41.1%	17.5%	5.8%	20.4%
単車のみ			0	0	2	0	0	2
			0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.1%
JRのみ			0	30	12	0	0	42
			0.0%	14.2%	1.7%	0.0%	0.0%	1.4%
私鉄のみ			193	0	68	158	20	439
			27.0%	0.0%	9.9%	27.3%	2.8%	15.2%
バスのみ			58	98	33	125	164	478
			8.1%	46.2%	4.8%	21.6%	23.3%	16.5%
JRと	私鉄		40	1	63	16	7	127
			5.6%	0.5%	9.2%	2.8%	1.0%	4.4%
	バス		0	4	7	0	1	12
			0.0%	1.9%	1.0%	0.0%	0.1%	0.4%
自転車			2	17	4	0	0	23
			0.3%	8.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.8%
私鉄と	バス		47	5	10	20	330	412
			6.6%	2.4%	1.5%	3.5%	46.9%	14.2%
自転車			29	2	9	39	29	108
			4.1%	0.9%	1.3%	6.7%	4.1%	3.7%
バスと	自転車		9	7	9	10	20	55
			1.3%	3.3%	1.3%	1.7%	2.8%	1.9%
その他 <small>(車送迎、3つ以上の交通機関等)</small>			101	33	72	55	34	295
			14.1%	15.6%	10.5%	9.5%	4.8%	10.2%
合計			715	212	688	578	704	2,897

令和7年度 伊賀地域高等学校活性化推進協議会 委員

No.	区分	所属	名前
1	学識経験者	三重大学大学院 地域イノベーション学研究科 准教授	加藤 貴也
2	有識者	上野都市ガス株式会社 取締役保安工務部長	西垣 浩尚
3		中外医薬生産株式会社 管理本部総務管理室 室長	上出 優子
4		株式会社アサネットワーク 代表	伊集 基之
5		オキツモ株式会社 経営管理部総務課長	加藤 幸司
6	関係市教育委員会 教育長	伊賀市教育委員会 教育長	澤田 剛
7		名張市教育委員会 教育長	西山 嘉一
8	県立学校長代表	名張青峰高等学校 校長	水守 智士
9		伊賀白鳳高等学校 校長	今高 成則
10		名張高等学校 校長	松崎 隆尚
11	小中学校長代表	伊賀市小中学校長会 (伊賀市立阿山中学校 校長)	中川 裕晴
12		名張市小中学校長会 代表 (名張市立赤目中学校 校長)	山本 和弘
13	小中学校PTA 関係者	伊賀市PTA連合会 会長 (伊賀市立阿山小学校PTA)	内田 真
14		名張市PTA連合会 会長 (名張市立つつじが丘小学校PTA)	早川 美恵
15	高等学校PTA 関係者	伊賀地区県立学校PTA協議会 会長 (上野高等学校PTA会長)	中道 教之
16		伊賀市内県立学校PTA 代表 (あけぼの学園高等学校PTA顧問)	岡田 みどり
17		名張市内県立学校PTA 代表 (名張高等学校PTA会長)	安藤 美穂
18	教員代表	小中学校教員 代表 (伊賀市立上野西小学校 教諭)	福本 真也
19		高等学校教員 代表 (伊賀白鳳高等学校 教諭)	米川 森幸

令和 7 年度伊勢志摩地域高等学校活性化推進協議会のまとめ

令和 7 年 12 月

1 これまでの経緯

(1) 令和 6 年度までの経緯

伊勢志摩地域では、平成 17 年度から「少子化などの社会の変化が著しい中、高校の特色化、魅力化を図るとともに、生徒にとって魅力ある学習環境を整備する」ため、協議会を設置し、協議を続けてきました。

こうした中、「県立高等学校活性化計画（R4～R8）」（以下、「計画」という。）に基づき、令和 4 年度には、地域の中学生と保護者を対象としたアンケート調査の結果も踏まえながら検討を重ね、令和 5 年 2 月に協議会のまとめを策定しました。この中で、「令和 3 年度に生まれた子どもたちが高校へ入学する令和 19 年度には 18 学級から 21 学級に減少することが見込まれます。そのため、現在の 9 校 10 校舎の配置のままでは当地域の高校生に必要な学びを提供していくことが難しいことから、統合も含めた活性化が必要」であることと、「令和 6 年度の生徒減については、専門学科の学びの選択肢や普通科の一定規模の維持を基本としつつ、地域の小規模校が担ってきた役割やニーズをふまえ、さらに小規模化が想定される高校の学びを支えながら、できるかぎり統合ではなく学級減で対応することが望ましい」との方向性が示され、その上で、「南伊勢高校については、令和 5 年度に南勢校舎の全生徒数が 10 人程度と見込まれ、今後も生徒増が見込めない状況であるため、令和 6 年度から南勢校舎を募集停止とすることはやむをえない。」との方向性をあわせて示しました。このことから、令和 6 年度には南勢校舎が募集停止となりましたが、南勢校舎に在籍する生徒と度会校舎に在籍する生徒との協働的な学びが一層進められました。

令和 5 年度の協議会においては、令和 4 年度にまとめた「現在の 9 校の配置のままでは当地域の高校生に必要な学びを提供していくことが難しいことから、統合も含めた活性化が必要」、「専門学科の学びの選択肢や普通科の一定規模の維持を基本として対応する」を踏まえ、引き続き、当地域の高等学校の学びと配置のあり方について協議し、「令和 5 年度の協議（今後の学びと配置のあり方について）」を策定しました。このまとめでは、令和 8 年度の 1 学級減、令和 10 年度の 3～4 学級減、令和 13～15 年度の 3～5 学級程度の学級減に対し、令和 10 年度の学級減への対応については令和 7 年度までに、令和 13～15 年度の学級減への対応については、令和 10 年度までに、伊勢志摩協議会としての方向性をまとめる必要性が示されました。また、その協議を進めるにあたっては、学校個別ではなく、当地域全体を見渡して、「伊勢市内の高校の再編」と「小規模校のあり方」の 2 つの視点が重要であるとされました。

令和 6 年度の協議会では、当地域の第 1 学年の総学級数が令和 7 年度入学生の 29 学級と比較し、15 年先の令和 21 年度には 14～17 学級程度減少し、12～15 学級程度となることを見込まれる中、引き続き、令和 4 年度に策定された計画や「令和 5 年度までの協議（今後の学びと配置のあり方について）」を踏まえ、「伊勢市内の高校の再編」と「小規模校のあり方」の視点で、15 年先の当地域の配置の姿をイメージしながら、その過程である令和 13 年度から 15 年度頃までに想定される断続的な学級減へのより具体的対応について、さらに協議を進めました。

【参考】「県立高等学校活性化計画」（令和4年3月）より

これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方

- これからの高等学校は、生徒の個性と能力を伸ばしつつ、予測困難な時代を豊かに生きるために必要な力を育み、持続可能な社会の創り手を育成することが求められている。そのため、生徒一人ひとりの興味・関心を高める教育に加え、協働的な学びや学校行事、部活動等を通じ、多様な考え方や価値観にふれ、互いに協力しあったり、切磋琢磨したりしながら、豊かな社会性・人間性を身につけられる環境が一層重要となっている。
- 平成29年度から地域の協力を得て取組を進めてきた3学級以下の小規模校活性化の検証結果、令和2年度に生まれた子どもたちが中学校を卒業する15年先までの中学校卒業者の減少の状況等をふまえると、これからの時代に求められる学びを提供していくには、現行の高等学校の配置を継続していくのは難しい状況にある。このため、各地域の高等学校の学びと配置のあり方について検討を進め、その中で1学年3学級以下の高等学校は統合についての協議も行うこととする。これらについては、それぞれの地域の活性化協議会において具体的な内容を丁寧に協議することとし、協議が必要となる地域に協議会がない場合は同様の場を設けるものとする。
- こうした検討・協議は、統合という結論ありきで協議するのではなく、地域の実情に応じ丁寧に進めることとし、その際、状況に応じて、これまで取り組んできた、地域と連携した学びや学校独自の学びについての継承、交通が不便な地域における学びの機会の提供方策、分校化や校舎制への移行などについて協議することとする。
- 1学年3学級以下の高等学校のうち、他の高等学校では担うことが難しい県内唯一の学科や学びの形態を有する高等学校は、引き続き活性化に取り組むこととする。
- 入学者が2年連続して20人に満たず、その後も増える見込みのない場合は、募集停止とすることとする。
- 次代の担い手となる三重の子どもたちがこれからも安心して学び、豊かな社会性・人間性が育まれる高校教育を進めていく。

【参考】「令和4年度伊勢志摩地域高等学校活性化推進協議会のまとめ」（令和5年2月）より

今後の伊勢志摩地域の高等学校の学びと配置のあり方について（当協議会の考え方）

- これからの時代を生きる伊勢志摩地域の高校生にとって、自己の将来を切り拓く力や、自ら学び続ける力、確かな学力の育成とともに、大学進学や就職などの進路希望の実現につながる多様な学び、学校内外での様々な人々との関わりを通じて豊かな社会性・人間性が育まれる学び、地域と連携し地域への愛着心が育まれる学び、それらの学びの質を高めるための一人ひとりへのきめ細かな関わりが必要です。現在、当地域における高校の1学年の総学級数は32学級ですが、令和3年度に生まれた子どもたちが高校へ入学する令和19年度には18学級から21学級に減少することが見込まれます。そのため、現在の9校10校舎の配置のままでは当地域の高校生に必要な学びを提供していくことが難しいことから、統合も含めた活性化が必要となります。
- 今後、令和19年度までの15年間における伊勢志摩地域の高校の配置と活性化方策については、この期間の生徒の減少状況をふまえ、当地域全体を見通した具体的な検討を進めるとともに、必要に応じて、交通が不便な地域における学びの機会の提供方策、中学生への事前の周知についても検討することとします。その過程にある令和6年度の生徒減については、専門学科の学びの選択肢や普通科の一定規模の維持を基本としつつ、地域の小規模校が担ってきた役割やニーズをふまえ、さらに小規模化が想定される高校の学びを支えながら、できるかぎり統合ではなく学級減で対応することが望ましいと考えます。
南伊勢高校については、令和5年度に南勢校舎の全生徒数が10人程度と見込まれ、今後も生徒増が見込めない状況であるため、令和6年度から南勢校舎を募集停止とすることはやむをえないと考えます。募集停止後は、引き続き南勢校舎に在籍する高校2、3年生の生徒が度会校舎の生徒と共に学ぶ機会を増やすとともに、南勢校舎を活用して通信制高校のサテライト教室を設け、学習支援の環境やこれまで培ってきた地域での学びを提供することについて、ニーズ調査や研究を進めていくことが望ましいと考えます。

【参考】「令和5年度の協議（今後の学びと配置のあり方について）」の概要

- 現在の9校の配置のままでは当地域の高校生に必要な学びを提供していくことが難しい
- 各学科・コースの学びの選択肢はできる限り維持することが望ましい
- 進学ニーズに応える普通科高校は、8学級規模が望ましい。やむを得ず学校規模を縮小する場合、6学級を下回らないよう一定規模を維持
- 部活動の活性化の観点から4学級以上が望ましい
- 1学年1学級となる3校の役割や教育実践を注視しながら、統合も含めた今後のあり方について議論
- 水産高校は引き続き活性化に取り組む（現計画期間）

【参考】令和6年度 伊勢志摩地域高等学校活性化推進協議会～主な意見～

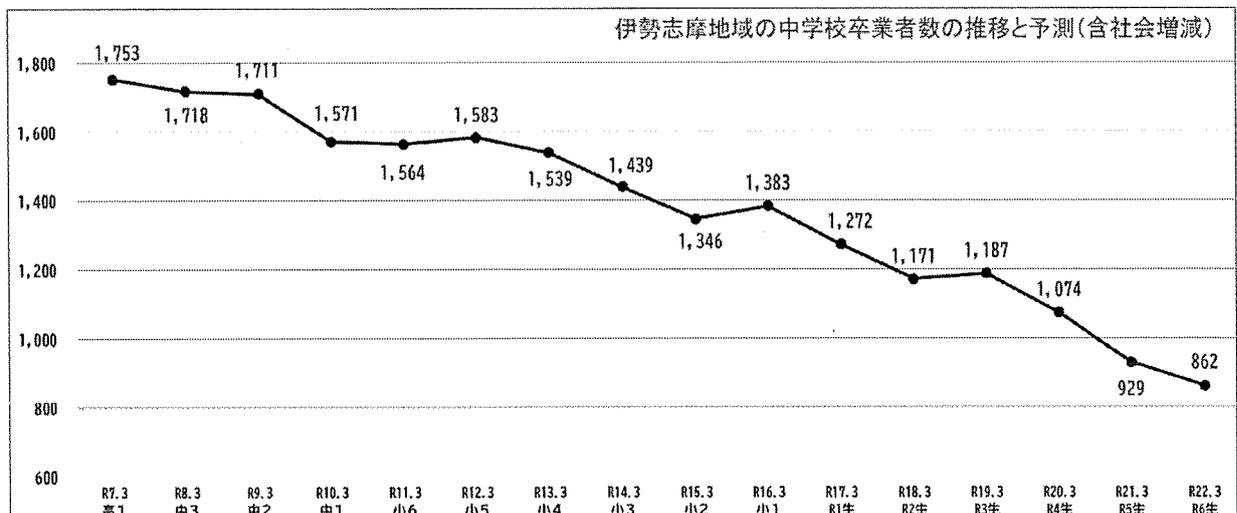
- 中学校卒業生数の減少を踏まえると、統廃合はやむを得ない
- 15年先を見据え、逆算して学級減への対応を検討
- 「進学ニーズに応える普通科高校は、6学級を下回らない」と「部活動の活性化の観点から4学級以上」の視点が大切
- 学びの選択肢の維持、多様な子どもたちのニーズに対応
- 現場の声を踏まえつつ、抜本的な再編も検討
- 通学時間・距離や校舎の老朽化への対応も考慮
- 県内唯一の学科を有する水産高校と総合学科の学び
- 高校の特色化・魅力化と情報発信
- 入試制度や学級編制基準、教員の配置基準の動向も考慮

2 当地域の県立高校を取り巻く状況

(1) 中学校卒業生数の推移と予測

当地域の令和7年3月の中学校卒業生数は、前年度比26人増の1,753人であった。その後は、断続的に中学校卒業生数の減少が続き、令和10年3月には1,571人（前年度比140人減）、令和13年3月の1,539人（前年度比44人減）から令和15年3月の1,346人（前年度比93人）までの3年間で合計237人の減少が見込まれる。

さらに15年先の令和22年3月には862人となり、令和7年3月と比較すると半数以下になることが想定されている。



(2) 学級数の推移

平成 23 年度の総学級数と令和 8 年度の総学級数との比較から算出した割合をみると、地域の割合は県全体の割合より小さくなっており、減少幅が大きかったことが分かる。

学科別の割合では、普通科と総合学科と比較して職業系専門学科の減少幅は小さくなっており、県全体、地域とも専門的な学びの選択肢を維持する方向で推移してきた。

【伊勢志摩地域】

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R8/H23
普通科	21	21	21	21	20	20	20	20	19	17	16	16	16	14	14	13	61.9%
専門学科	18	19	18	18	17	17	17	16	15	15	14	14	15	14	14	14	77.8%
総合学科	4	4	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	25.0%
学級数合計	43	44	42	42	40	39	39	38	36	34	32	32	33	29	29	28	65.1%
前年度比		△1	▼2		▼2	▼1		▼1	▼2	▼2	▼2		△1	▼4		▼1	▼15

【県全体】

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R8/H23
普通科	200	201	201	204	193	195	189	188	177	173	164	166	159	156	150	145	72.5%
専門学科	97	99	98	99	98	96	96	95	93	91	86	87	88	87	87	87	89.7%
総合学科	27	27	25	24	24	24	23	23	23	21	21	21	21	20	21	20	74.1%
学級数合計	324	327	324	327	315	315	308	306	293	285	271	274	268	263	258	252	77.8%
前年度比		△3	▼3	△3	▼12		▼7	▼2	▼13	▼8	▼14	△3	▼6	▼5	▼5	▼6	▼72

(3) 中学校卒業生の進学状況

直近 2 ヶ年の伊勢志摩地域の公立中学校卒業生の進学状況をみると、52%以上の生徒が当地域の県立高校(全日制)に進学しており、地域の県立・私立・国立高専へは合わせて約 76%の生徒が進学している状況にある。一方で地域外の県立高校(全日制)へは、10%程度進学している状況があり、特に大紀町と玉城町で松阪地域の県立高校(全日制)へ進学する割合が高くなっている。学校別の状況では、南伊勢高校度会校舎は鳥羽市と志摩市及び大紀町からの進学者が、また、志摩高校と水産高校は玉城町と度会町、大紀町の 3 町からの進学者がほぼ 0 人の状況となっている。

区分 年度	卒業生数 ①②③ 合計	伊勢志摩地域①			地域外②				その他③
		全日制 県立	私立・ 国立高専	地域内 合計	松阪地域 全日制県立	津地域 全日制県立	その他の 県立・私立・ 高専・県外	地域外 合計	
R7.3 卒	1,753	927 52.9%	415 23.7%	1,342 76.6%	126 7.2%	21 1.2%	127 7.3%	274 15.6%	137 7.8%
R6.3 卒	1,727	900 52.1%	419 24.3%	1,319 76.4%	141 8.2%	24 1.4%	100 5.8%	265 15.3%	143 8.3%

※地域外：伊勢志摩地域の全日制的県立（9校）と私立（2校）と商船（1校）以外の高校・高専への進学者数

※その他：特別支援・定時制・通信制・各種学校への進学及び就職等の数

※小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、内訳と合計の割合が一致しない場合があります。

(4) 県立高校（全日制）卒業生の進路状況（R7.3 卒）

令和 7 年 3 月の進路状況を見ると、当地域の全日制県立高校から 1,099 人の生徒が卒業し、その半数を超える 557 人が四年制大学等へ進学し、続いて約 3 割となる 324 人の生徒が就職するといった状況となっている。

学科別では普通科・普通科系専門学科の宇治山田高校と伊勢高校の 9 割近くが四年制大学等へ進学、南伊勢高校と志摩高校は進学に加え、前者で 7 割以上、後者で 4 割以上が就職を選択しており高い割合を有している。また、職業系専門学科の高校では約 8 割が就職する伊勢工業高校をはじめ、4 校全体でも約半数が就職している。一方で、宇治山田商業高校の半数以上の生徒が四年制大学等

へ進学するなど、四年制大学等へも約4人に1人が進学している状況である。総合学科は、進学と就職で約1対2の割合となっている。

学科	区分	四年制大学	短大等	専門学校等	就職	その他	合計
普通科		424	20	35	47	23	549
		77.2%	3.6%	6.4%	8.6%	4.2%	100%
専門学科		132	29	94	255	3	513
		25.7%	5.7%	18.3%	49.7%	0.6%	100%
総合学科		1	4	8	22	2	37
		2.7%	10.8%	21.6%	59.5%	5.4%	100%
合計		557	53	137	324	28	1,099
		50.7%	4.8%	12.5%	29.5%	2.5%	100%

(5) 県立高校（全日制）への通学状況など

令和7年度に当地域の県立高校(全日制)に通っている生徒(3学年合計)の通学費用を金額別にみると、不要が約5割と一番多く、8割を超える生徒が7,000円以内までとなっている。学校別にみても、概ね地域全体と類似の傾向を示しているが、鳥羽高校は5,000円を超える割合が、志摩高校においては、15,000円以内の区分で3番目に高い割合を示している。また、南伊勢高校と水産高校においては、9,000円を超える金額の割合が高くなっている。

通学時間別では、令和4年度に実施した地域の中学生と保護者へのアンケート調査で回答率が大きく下がる91分以上は約3%であり、対して90分以内が約97%、60分以内が約83%と概ね許容できる範囲に当てはまる状況となっている。

【通学費用】

(単位：%)

通学費用	宇治山田 (588人)	伊勢 (834人)	伊勢工業 (444人)	宇治山田商業 (516人)	明野 (466人)	南伊勢 度会校舎 (78人)	鳥羽 (136人)	志摩 (91人)	水産 (155人)	合計 (3308人)	積み上げ
不要	43.9	58.2	54.5	35.7	32.6	61.5	24.3	26.4	49.0	49.0	45.4
3000円以内	5.6	2.9	3.4	2.7	5.6	0.0	0.7	3.3	0.0	3.5	48.9
5000円以内	21.4	15.7	15.3	17.8	32.8	5.1	11.0	40.7	0.0	18.9	67.8
7000円以内	18.4	12.4	16.4	21.3	15.2	1.3	54.4	4.4	0.0	16.4	84.3
9000円以内	2.6	2.6	1.6	1.6	3.4	3.4	3.7	1.1	1.9	2.9	87.2
11000円以内	1.4	1.2	1.4	2.3	1.7	3.8	2.9	2.2	13.5	2.2	89.4
13000円以内	2.9	2.8	4.3	4.3	2.1	7.7	2.2	7.7	3.9	3.4	92.8
15000円以内	3.2	3.1	2.3	5.8	2.6	7.7	0.0	12.1	9.0	3.9	96.7
15001円以上	0.7	1.2	0.9	5.6	3.9	7.7	0.7	2.2	22.6	3.3	100

【通学時間】

(単位：%)

通学時間	宇治山田 (588人)	伊勢 (834人)	伊勢工業 (444人)	宇治山田商業 (516人)	明野 (466人)	南伊勢 度会校舎 (78人)	鳥羽 (136人)	志摩 (91人)	水産 (155人)	合計 (3308人)	積み上げ
15分以内	8.5	21.9	23.2	14.3	11.4	30.8	14.0	16.5	30.3	17.2	17.2
30分以内	33.7	31.7	33.6	33.6	33.6	29.5	16.2	33.0	23.2	30.6	47.8
45分以内	47.8	20.5	13.5	16.7	21.5	20.5	16.2	30.8	6.5	19.0	66.7
60分以内	15.1	12.0	12.0	17.8	15.9	14.1	14.1	16.5	21.3	16.1	82.8
90分以内	15.0	12.0	13.5	22.9	14.8	1.3	14.0	3.3	7.7	14.2	97.0
120分以内	4.4	1.8	1.8	2.3	1.7	3.8	0.0	0.0	5.2	2.4	99.4
121分以上	0.3	0.3	0.2	0.4	0.9	0.0	0.0	0.0	5.8	0.6	100

参考：令和4年度伊勢志摩地域高等学校活性化推進協議会 中学生と保護者へのアンケート調査結果より

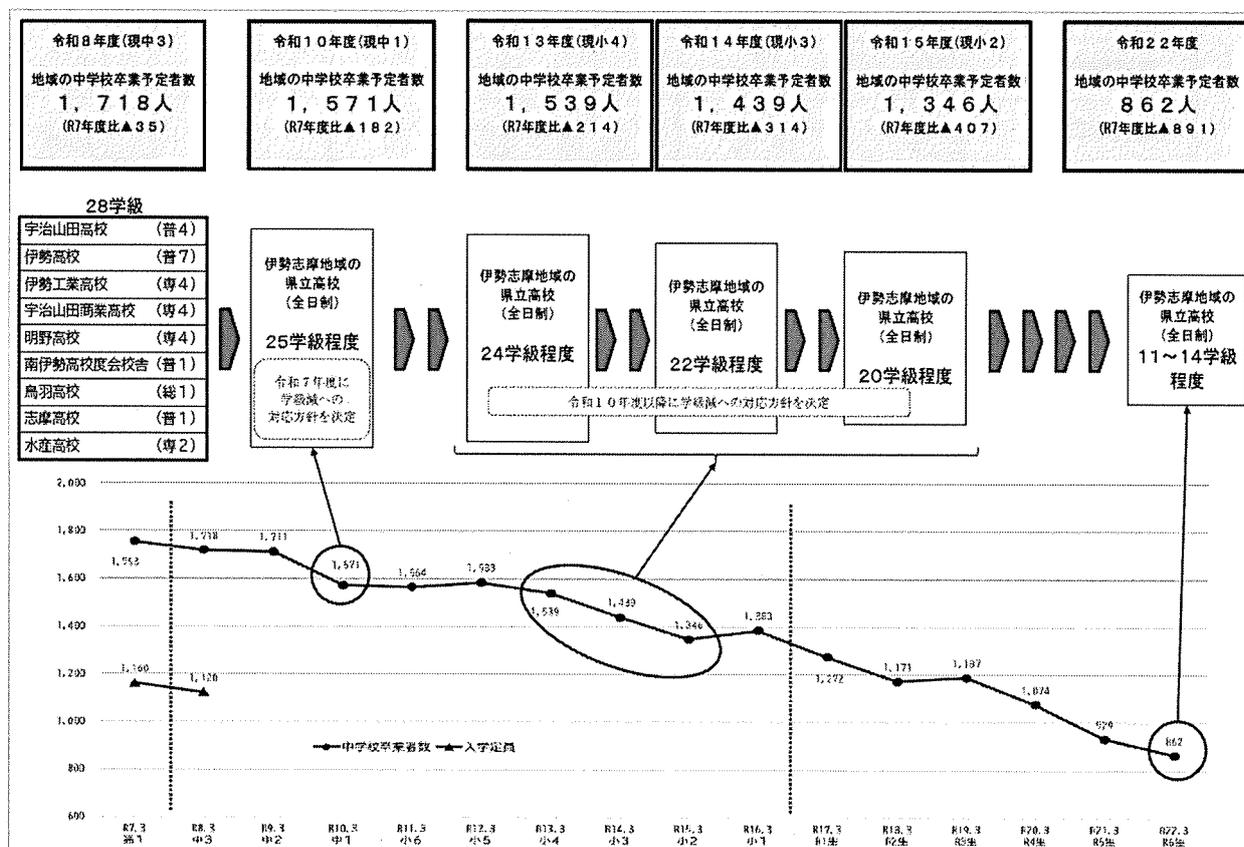
中学生：あなたは、進学したい(または、進学するとしたら)高校までの通学時間(片道)は、どれくらいまでなら可能であると思いますか。

保護者：お子さんが進学したい高校までの通学時間(片道)は、どれくらいまでなら可能であると思いますか。

項目	生徒(%)	保護者(%)
30分以内	26.3	19.1
31～60分	52.7	62.9
61～90分	16.6	13.6
91～120分	2.8	1.9
121分以上	1.6	0.4

(6) 令和22年度までの当地域の県立高等学校(全日制)の総学級数の予測

当地域の第1学年の総学級数は、下図に示すとおり、15年先の令和22年度には11～14学級程度となると見込まれている。その過程にある令和10年度には25学級程度になり、令和13年度からの3年間で5学級減少し、令和15年度には20学級程度にまで減少することが想定される。



3 令和7年度の協議

(1) 第1回(令和7年7月28日)

令和10年度に想定される3学級程度の学級減への具体的な対応方針について、今年度中に方向性をまとめる必要があることから、これまでの協議を整理した「学びと配置のあり方の方向性」をふまえて、1学年あたりの総学級数が11～14学級程度となる「15年先の学びと配置の将来像(案)」について協議した。

(2) 第2回(令和7年9月29日)

これまでの協議をふまえ、15年先の学びと配置のあり方や令和10年度に想定される当地域の県立高校の学級減への具体的な対応を含む「令和7年度伊勢志摩地域高等学校活性化推進協議会のまとめ」の策定に向け、協議した。

(3) 第3回(令和7年11月18日)

これまでの協議をふまえ、「令和7年度伊勢志摩地域高等学校活性化推進協議会のまとめ」(最終案)について協議し、令和10年度入学者選抜(令和9年度実施)から南伊勢高校度会校舎と志摩高校の募集を停止し、県立高校(全日制)9校を7校に再編して、学びの充実を図るとの方向性をとりまとめた。

4 令和7年度の主な意見

(1) 学びのあり方について

①第1回（令和7年7月28日）

- 人間関係を構築する力を身につけるためには人数が多い方が望ましいと思う一方で、中学校で不登校だった生徒や学習でつまずいた生徒が小規模の高校に入学し、生き生きと学校生活を送っている姿を見ると、小規模の高校も必要ではないかと感じる。
- 地元で活躍する人材を育成する観点も含め、子どもたちの将来の夢の実現のためにも多様な選択肢があり、その中から自ら選び学べる環境があることが大切である。そのためにも地域の高校の存続は必要である。
- 地域の学びの選択肢をできる限り維持するために、総合学科の今後のあり方について検討していく必要がある。
- 子どもが進学や就職など多様な進路を自ら考え、選択していけるような新しい時代の学びにふさわしい学級編制のあり方も考えながら議論を進める必要がある。
- 職業高校において、ICTを活用してオンラインによる座学と対面による実習を組み合わせるなどすれば、通学時間に関する課題をカバーできるのではないか。
- 高校の特色化・魅力化を進めるうえでは、地域の子どもたちから選ばれるという観点に加え、地域の産業界から求められるという観点も必要ではないかと感じている。
- 雇用する側は、コミュニケーションがとれる人材、やる気のある人材を求めており、その2つもっている生徒は就職してからの伸びも大きいと感じている。このことは学校教育においても重要な観点となるのではないか。
- これだけ広い地域で3校程度に集約するとなると、通学時間や費用の課題が大きくなると考えられる。また、どの業界も人材不足が大きな問題となっており、15年先はより厳しくなることが予測される。こうした中、地域学習の一環として、高校生と地域の事業者との交流会を実施するなど、産業界としても高校生が地域に根付くような活動により一層、注力していきたい。
- 県外の大学へ進学すると地元へ戻らない生徒も多い中、工業高校を卒業した生徒は地元に着してくれる貴重な人材として、企業側も年数をかけて大切に育成している。鳥羽商船高専にある学びとの重なりも意識して工業系の学びを配置する必要がある。一方、商業高校については、約6割が四年制大学へ進学していることから、今後普通科に集約されるのではないかと感じている。こうしたことから将来的に14学級で3校に集約されるというのは、現実的な姿だと理解している。

②第2回（令和7年9月29日）

- 15年先を見据えた県立高校のあり方を考える上で、私立高校側と何らかの協議は行われているのか。
- ⇒（事務局）公立高校と私立高校の翌年度の募集定員総数については、三重県公私立高等学校協議会で年度ごとに協議しているが、長期的な定員計画についての具体的な協議は行われていない。

- 現在の学級編制基準と教員配置基準であれば、15年先には3校程度との結論となるのだろうが、全国的に生徒数が激減している状況と、現在の基準が合わなくなっていると感じる。現在行われている国の動きに注視していく必要があるのではないかと。
- 出生数の減少をふまえると、15年先に3校程度となることは理解できるし、致し方ないことだと思う。一方で、人口増につながれば、地域の活性化にもつながるという観点から、地域の子どもたちだけでなく県外を含む他地域からの入学者が増えるような魅力ある高校づくりをしていくことも追記いただきたい。
- 3校程度への集約は、これ以上少なくなることはないという最低限の数字として理解している。今後、「学びと配置のあり方の方針」に記載された要件が3校程度で実現できるのかという議論が必要になる。
- 地域経済の観点から、地域に学校があることは移住や子育て世代のIターンUターンの促進にとって、大きな意味がある。そうしたことから、子どもの学びが一番であるが、子どもが生活する地域の視点を加えてほしい。
- 1学年1学級規模では、仮に人間関係がこじれてもクラス替えができず修復が難しい。加えて、学校行事や部活動など集団で活動することに制約が生じるなどの課題も多い。また、教員配置数も少なくなる中、どの学校にもある一定の校務を少人数で担う必要があり、働き方の観点からも、1学級規模は厳しい状況である。
- 志摩高校の存続を望むものの、今後の生徒数の減少を見通すと非常に厳しいのが現実である。苦渋の選択として募集停止とするのであれば、水産高校において普通科に準ずる学びを保障してもらいたい。
- 義務教育である小中学校は、地域に根差した教育の場として、小規模でもよいと考える。しかし、高校では社会とのつながりや交友関係を広げるためにも、少人数で地域に留まるのではなく、都市部に出ていくことも必要ではないかと。

③第3回（令和7年11月18日）

- 誰一人取り残さない教育の観点から、多人数の中で学ぶことが苦手な子どもたちへの支援が大切である。多様な子どもたちが充実した学校生活を送ることができるよう、子どもの学びのグランドデザインを策定し、安心して学べる高校の実現をめざしてほしい。
- 中学校現場では、2校が募集停止となれば、学び直しを希望する子どもたちは一体どこに進学したらよいのかとの不安が広がっている。15年先を見据えた方向性としては理解できるが、今後も普通科でゆったりと学び直しができる県立高校があればよいと思う。
- 次期学習指導要領でも重視される、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させていけるよう、きめ細かい教育の観点も方針に取り入れてはどうか。
- 来年度から、地域の3校が全学年で1学級規模となる。その高校では、教員数がさらに減少することとなり、子どもたちへの教育が十分行き届かなくなるのではないかと懸念している。また、学

校数を維持することで各校の小規模化が進むと、各校の魅力を高めることもできなくなる恐れがある。

- 令和4年度の協議会のまとめの際にも議論があった、伊勢志摩地域について学び、伊勢志摩地域全体で子どもたちを育てていこうという「伊勢志摩学」の方向性を改めて盛り込む必要がある。
- 小規模校を維持することによって、これまでの協議で大切にしてきた進学ニーズに応える高校や、多様な学びの選択肢が維持できなくなり、他地域への流出が加速するのではないかと危惧する。断腸の思いだが、募集停止を決断すべき時期に来ているのではないか。
- それぞれの高校が持っている役割を放棄するのではなく、集約された高校にその機能を引き継いでいくことが重要である。単に地域の学校を残してほしいというだけではなく、柔軟な学びの環境を整えるという発想で検討することが大切である。
- 社会に出た後も人間関係を構築する力は重要であり、コロナ禍で育った子どもたちには、オンラインを活用した学びだけでなく、多様な人や価値観の中で学ぶことが求められる。また、高校進学により長くなる通学時間を有効活用することも学びの機会の1つと捉えることができる。
- 私立高校授業料の実質無償化が進められる中で、改めて公立高校の役割を考えながら、再編の議論を進める必要がある。

(2) 配置のあり方について

①第1回（令和7年7月28日）

- 誰一人取り残さない教育の実現のためにも、一人ひとりのニーズにあった学校の配置が必要である。
- 統合は合理化のためではなく、子どもたちにとって魅力ある学校としていくために進めることが大切である。また、既存の高校のあり方をベースに考えるのではなく、例えば目指すべき教育が25人や30人であれば実現可能ではないかという視点で考えてみるのもよいのではないか。
- 私立高校の授業料無償化による影響をふまえ、校舎の新設や改修などにより、県立高校の魅力を高める必要がある。特に工業科では、基本的な知識・技術が身につけていても、就職後に最新の設備の取扱いでつまづくこともあるため、施設・設備の更新が一刻も早く実現することを望んでいる。
- 協働的な学びと個別最適な学びを高校生に提供していくためには、校舎制を採用したり、複数校を教員が行き来して授業を行ったりするなど、フレキシブルに考えていくことが必要である。
- 15年先の配置については3校に絞るといった発想ではなく、市町を越えたエリアでどのような学びを提供していくのかを中心に置きながら、校舎制を採用したり、老朽化が進んでいるのであればどこかに集約して新築したりするなど、フレキシブルに考えていきたい。
- 令和22年度の将来像を3校程度と想定すると議論はしやすくなるが、3校に集約するという話が独り歩きすると、これまで大切にしてきた「伊勢市内の高等学校の再編」と「小規模校のあり方」についての議論が意味をなさなくなってしまうのではないか。

- 私立高校普通科の学級数を勘案しながら、今後、県立高校が 14 学級程度となったときに必要な学科が一体何なのかや、学科をどのように集約させていくのか等について、もっと高校現場の意見を聞きながら協議を進めていきたい。
- 配置を考える上では、通学時間や費用の観点から、通学する子どもだけでなく保護者の思いにも配慮する必要がある。
- 中学校では部活動の地域展開や生徒減により学校における活動が縮小している。こうした中、部活動は生徒のニーズが高く、輝く場ではあるものの、「部活動の活性化の観点から、1 学年 4 学級以上が望ましい」として高校の再編を考えるのは厳しいのではないか。
- 15 年先を見据えて、そこから逆算しながら、令和 10 年度やその先に想定される学級減への対応を考える手法は正しいが、その 15 年先の高校配置のグランドデザインを県が主導して打ち出していく必要があるのではないか。

②第 2 回（令和 7 年 9 月 29 日）

- 度会町では、長年にわたり南伊勢高校度会校舎の活性化や存続に向けた支援をしてきた。小規模校だからこそ生き生きと高校生活を送っている生徒も多いことから、公立の役割として採算性を求めずに、地域の核である学校を存続させてほしい。
- 「学びと配置のあり方の方針」については、今後の私立高校の授業料無償化の影響に加え、入学定員の動きについても影響があると考えられるので、方針の 1 つに追記してはどうか。また、私立高校の関係者を加え、協議会で議論していきたい。
- 「15 年先の学びと配置のイメージ」については、提示された 3 校程度とする案だけでは意見交換が難しいため、メリット・デメリットを提示したうえで、複数案による議論が必要ではないか。
- これまでの 15 年間は、再編を避けて学級減で対応してきたことで、県内の高校が一斉に小規模化してしまった。高校時代は、多様な経験や人との出会いにより心身を育てる重要な時期であることを考えると、もはや地域の高校の小規模化は限界に達している。対応を先延ばしにしてきた県教委の責任も大きい。
- 15 年先までのグランドデザインについては、新たなワーキンググループを設置するなどして議論し、学校の配置だけでなく、学習内容の変化や入試制度の改革なども含めた方向性を示していく必要があるのではないか。
- 南伊勢高校度会校舎と志摩高校が募集停止となった場合、南伊勢町の子どもたちにとって、普通科の選択肢に大きな影響がでることになる。志摩高校は旧南勢町から通いやすい位置にあるので、水産高校志摩校舎として残す案も検討してほしい。
- 専門高校からも大学等へ進学しており、大学進学ニーズに応える高校を普通科高校に限定して表記するのはどうかと考える。また、2 校の募集停止案は、これまで度会町が支援してきた経緯をふまえると、非常につらい。

- 小規模校や総合学科のあり方については、どのように存続させるかという視点での議論が大切ではないか。また、地域で3校程度となると、伊勢市内に集約されることになり、通学が困難な子どもたちが増えるのではないかと危惧している。近い範囲に高校が存在することも子どもたちにとっては大事なことである。

③第3回（令和7年11月18日）

- 子どものニーズや学科の特色などを把握している高校現場の意向を勘案した上で、教育環境を整備すべきである。今後は、他府県の先進事例も参考にしながら議論できるとよい。
- 再編により、遠くの高校に通うことになる子どもたちへのサポートが重要であり、校舎制やサテライト施設とすることも手立てとなりうるのではないか。また、再編後の通学時間の変化なども追跡調査しながら検討を進める必要がある。
- 地域の経済団体としては、地域に高校があることの経済効果は大きく、なんとか募集停止とならない代替案を考えてもらいたい。
- 今後、高校でも35人学級編制などが実現し、協議会の方向性を見直しが必要となったときには、柔軟な枠組みで対応してもらいたい。
- 協議会の方向性として、「募集停止とし」や「整理統合する」といった表現はきつい印象を与える。協議会としては、もう少し柔らかい表現が望ましい。
- 地域の学校の存続を望む意見はあるが、小規模校の限界についても議論されてきた。学校の機能をどのように引き継ぐのかを議論するためにも、曖昧な方向性では何も進んでいかなくなるのではないか。また、募集停止となっても、その高校に在籍する生徒にとって魅力ある高校となるよう、全力でサポートしていくことが大事である。

5 今後の当地域の学びと配置のあり方について

(1) 学びと配置のあり方の方針

- 少子化の中にあっても、主役となる子どもたちを第一に考えながら、地域にどのような高校が必要なのか、前向きに検討する。
- 地域で活躍する人材育成や地域の活性化の観点から、地域の高校で、子どもたちが学びたいと思える特色・魅力ある教育環境を提供することが大事である。
- 大学等への進学や各専門分野の技術・技能の習得など、多様なニーズに対応できる教育環境を整える必要がある。
- 再編に関する議論にあたっては、引き続き「伊勢市内の高校の再編」と「小規模校のあり方」の2つの観点で論じる必要がある。
- 子どもたちの選択肢の維持を図るにあたっては、地域にある国公立の学びの重なりや、役割についても勘案しながら、検討を進める必要がある。
- 学びと配置のあり方を検討する上で、私立高校の入学定員の状況や授業料無償化の影響、学級編制標準と教員の配置標準の見直し、入試制度改革の動きなどについて注視する必要がある。
- 引き続き県立高校が、「学びのセーフティーネット」としての役割を果たし、多様な背景をもつ子どもたちの選択肢となるよう、教育環境を整備する。
- 地域の子どもたちが地域で学べるよう、普通科、専門学科、総合学科の学科・コース・系列など多様な学びの選択肢をできるだけ維持する。
- 大学進学へのニーズに応える高校は、多様な選択科目の開設や専門性の高い教員配置のためには、少なくとも1学年あたり6学級あることが望ましい。
- 部活動の活性化の観点から、1学年あたり4学級以上あることが望ましい。
- 令和4年3月に策定された「県立高等学校活性化計画」で規定する「他の高等学校では担うことが難しい県内唯一の学科」である水産高校は、引き続き活性化に取り組むこととする。
- 地域における学びの選択肢の維持のために、総合学科のあり方については、引き続き議論する必要がある。
- 再編を行うにあたっては、校舎制の採用や多様なニーズに応えられる校舎の新築・建替え、ICTの活用による授業変革など、柔軟かつ抜本的な試みも必要である。
- 同一の設置者が多様な課程、学科を有しているという県立高校の強みを生かし、異なる学科の併設や定時制や通信制などの課程の枠を越えた検討を進める必要がある。
- 再編するにあたっての学科や学校の組合せなど、協議会だけでは方向性を示すことが難しい内容もあるので、専門的な知見や高校現場の意見をふまえて検討する必要がある。
- 通学方法や通学時間など、通学に係る状況を考慮する。通学時間については、概ね90分以内、できれば60分以内であることが望ましい。
- 令和10年度の学級減への対応については、15年先までの過程であることを意識しつつ、令和13年度から令和15年度までの学級減への対応とのつながりを想定して方向性をとりまとめる。
- 地域の子どもたちや保護者が行きたい、行かせたいと思える特色・魅力ある教育が実現できるよう、15年先の学びと配置の将来像（グランドデザイン）を描く必要がある。

(2) 1学年あたり14学級程度となることが想定される15年先(令和22年度)の学びと配置の

イメージ

- 「学びと配置のあり方の方針」をふまえ、多様な背景をもつ子どもへの対応や、進学へのニーズへの対応、各専門分野の技術・技能の習得などの学びの選択肢を確保しつつ、通学に係る課題や教育を取り巻く環境を勘案した上で、伊勢志摩地域全体で全日制課程の県立高校は、3校程度に集約される。
- 上記のうちの1校は、県内唯一の学科を有する水産高校となる。

(3) 15年先(令和22年度)を見据えた令和10年度に想定される3学級減への具体的対応

- 大学進学へのニーズに応えるため、多様な選択科目の開設や専門性の高い教員配置ができる1学年あたり6学級以上の普通科高校を、地域に1校は維持する。
- 現在ある専門的な学びを含む多様な学びの選択肢をできる限り維持する。
- 学校行事や部活動など、子どもたちが協働的に活動できるよう、可能な限り一定の学校規模を維持する。
- 総合学科の学びのあり方については、引き続き協議する。
- 多様な背景をもつ子どもたちが安心して学べる環境のあり方については、引き続き協議する。
- こうしたことから、令和10年度に南伊勢高校度会校舎と志摩高校の募集を停止することとし、全日制課程の県立高校9校を7校に再編して、これまで両校が担ってきた地域の学びを引継ぎつつ、学びを整理統合することで、伊勢志摩地域全体の県立高校の学びの充実を図る。
- なお、伊勢志摩地域における多様な学びの提供を保障する観点から、15年先に3校程度に集約されるうちの1校となる、県内唯一の学科を有する水産高校においても、進学や就職などの多様なニーズに応える普通科に準ずる学びを取り入れる必要がある。

(4) 今後の協議について

- 合わせて5学級減程度の減少が想定される令和13～15年度には、令和10年度の学級減への対応後の配置のままでは、当地域の高校として望ましいとされる学校規模を維持することが難しくなることから、「伊勢市内の高校の再編」と「小規模のあり方」、「総合学科のあり方」の3つの視点を柱として引き続き議論を進め、次期県立高等学校活性化計画の策定に係る協議も注視しつつ、令和9年度を目途に方向性をとりまとめます。
- 「建物の集約化」に係る協議においては、多くの校舎で老朽化が進んでいることから、校舎の改築・新築を含む老朽化対策と多様なニーズに応えられる教育環境の提供を一体的にとらえ議論する必要があることから、長期的な視野をもって速やかに議論を進め、「学びの集約化」とともに、その方向性を示します。
- 高校は広域性(市町を越えて通学)を有することから、伊勢志摩を1つの地域としてとらえ、どの高校に進学しても地域のことを学び、地域と連携し、地域への愛着心が育まれる「伊勢志摩学」について、引き続き議論する必要があります。
- 15年先の学びと配置の将来像(グランドデザイン)については、その過程にある学級減への対応の方針決定に係る根幹となることから、専門的な知見や高校現場の意見をふまえ、多面的な視点から教育環境への影響を検討しながら、より具体的な姿が示されるよう考えをとりまとめ、早期に示す必要があります。

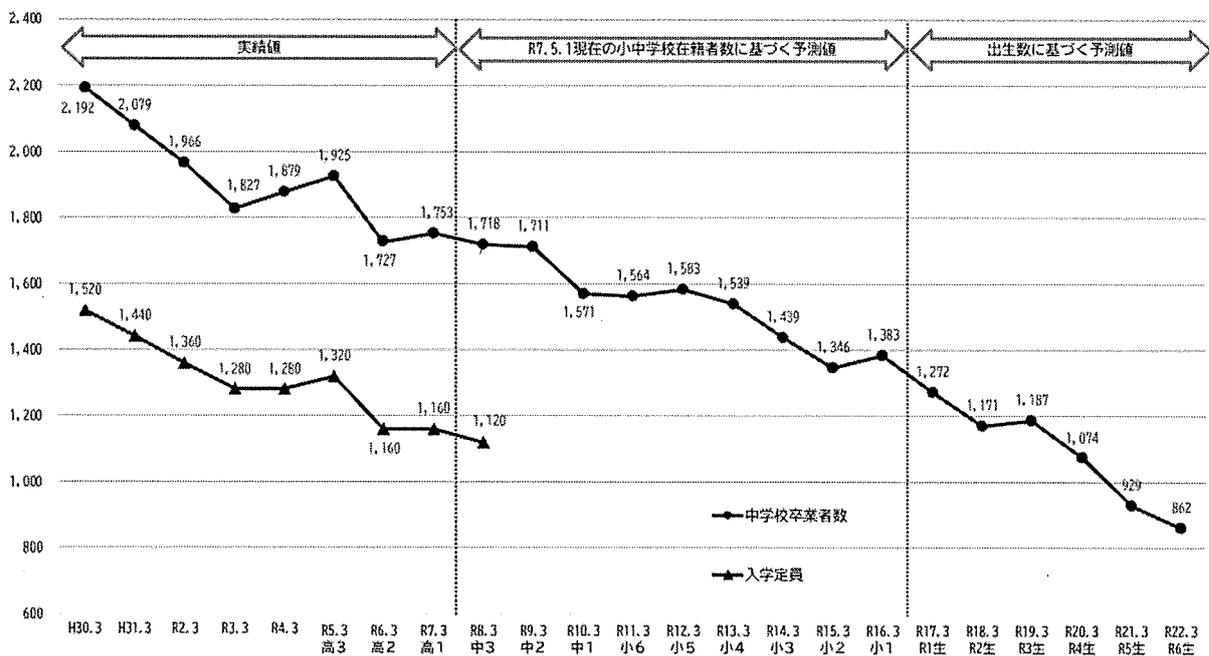
【参考資料：令和7年度伊勢志摩地域高等学校活性化推進協議会資料より抜粋】

○伊勢志摩地域の中学校卒業生数の推移と予測（含む社会増減）

令和7年5月1日 教育政策課調べ

		R 4.3	R 5.3	R 6.3	R 7.3	R 8.3	R 9.3	R 10.3	R 11.3	R 12.3	R 13.3	R 14.3	R 15.3	R 16.3
		卒業	卒業	卒業	卒業	現中3	現中2	現中1	現小6	現小5	現小4	現小3	現小2	現小1
伊勢市	卒業生数	1,082	1,126	975	1,029	996	1,019	958	891	942	899	864	782	863
	前年度対比		44	-151	54	-33	23	-61	-67	51	-43	-35	-82	81
	R7.3対比					-33	-10	-71	-138	-87	-130	-165	-247	-166
度会郡	卒業生数	315	337	311	321	297	293	272	276	273	288	244	259	231
	前年度対比		22	-26	10	-24	-4	-21	4	-3	15	-44	15	-28
	R7.3対比					-24	-28	-49	-45	-48	-33	-77	-62	-90
鳥羽市	卒業生数	143	122	106	119	109	98	99	110	88	101	85	94	86
	前年度対比		-21	-16	13	-10	-11	1	11	-22	13	-16	9	-8
	R7.3対比					-10	-21	-20	-9	-31	-18	-34	-25	-33
志摩市	卒業生数	339	340	335	284	316	301	242	287	280	251	246	211	203
	前年度対比		1	-5	-51	32	-15	-59	45	-7	-29	-5	-35	-8
	R7.3対比					32	17	-42	3	-4	-33	-33	-73	-81
小計	卒業生数	1,879	1,925	1,727	1,753	1,718	1,711	1,571	1,564	1,583	1,539	1,439	1,346	1,383
	前年度対比		46	-198	26	-35	-7	-140	-7	19	-44	-100	-93	37
	R7.3対比					-35	-42	-182	-189	-170	-214	-314	-407	-370
県内合計	卒業生数	16,244	16,055	15,891	15,718	15,517	15,261	14,807	14,345	14,044	14,030	13,399	12,753	12,408
	前年度対比		-189	-164	-173	-201	-256	-454	-462	-301	-14	-631	-646	-345
	R7.3対比					-201	-457	-911	-1,373	-1,674	-1,688	-2,319	-2,965	-3,310

○伊勢志摩地域の中学校卒業生数と県立高等学校入学定員の推移



【伊勢志摩地域の出生数】

	H28年度生 現小3	H29年度生 現小2	H30年度生 現小1	R元年度生 5～6歳	R2年度生 4～5歳	R3年度生 3～4歳	R4年度生 2～3歳	R5年度生 1～2歳	R6年度生 0～1歳
伊勢市	864	814	883	811	761	744	705	601	544
度会郡	241	230	206	188	180	200	177	154	134
鳥羽市	109	94	98	83	65	88	56	57	42
志摩市	240	227	209	205	177	167	145	126	150
合計	1,454	1,365	1,396	1,287	1,183	1,199	1,083	938	870

○県立高等学校（全日制）の学級数の状況

(1) 平成23年度

地域名	入学定員 (22/25年度)	40人ベースの学級数									学校数	
		1学級	2学級	3学級	4学級	5学級	6学級	7学級	8学級	9学級		
桑名	1,400 (2,229)				桑名工業(工)		桑名北(普)		桑名西(普) いなべ総合学園(総)	桑名(普・看・理)	5校 (35学級)	
四日市	3,080 (3,762)				四日市(普)		朝明(普) 四日市農芸 (農・家) 四日市中央工業 (工)	四日市四郷(普) 四日市商業(商)	川越(普・外) 四日市南(普) 四日市西(普) 四日市工業(工)	四日市(普)	11校 (77学級)	
鈴鹿亀山	1,440 (2,456)				飯野(外・他)	石薬師(普)	稻生(普・体) 亀山(普・家・情)	白子(普・家)		神戸(普・理)	6校 (36学級)	
津	2,160 (2,987)			白山(普・商)		津工業(工)	久居農林(農・家)	津商業(商) 久居(普)		津東(普)	津(普) 津西(普・他)	8校 (54学級)
松阪	1,200 (1,962)		飯南(総) 鼎学園(総)			松阪商業(商・他)	松阪工業(工)	相可(普・農・家)	松阪(普・理)		6校 (30学級)	
伊勢志摩	1,705 (2,704)			南伊勢(普) 志摩(普) 水産(水)	鳥羽(総)	伊勢工業(工) 宇治山田商業(商) 明野(農・家・福)		宇治山田(普)	伊勢(普)		9校 (43学級)	
伊賀	1,320 (1,742)		あけぼの学園(総)			名張(総)	名張桔梗丘(普) 名張西(普・工・外)	上野(普・理) 伊賀白鳳 (農・工・商・福)			6校 (33学級)	
東紀州	360 (447)			紀南(普)			木本(普・総)	尾鷲(普・工・商)			3校 (16学級)	
学校数		0校 (0学級)	3校 (6学級)	5校 (15学級)	4校 (16学級)	7校 (35学級)	11校 (66学級)	10校 (70学級)	10校 (80学級)	4校 (36学級)	54校 (324学級)	

【備考】

- 学科名略称：(普)普通科(普通科におけるコース制を含む)、専門学科[(農)農業、(工)工業、(商)商業、(水)水産、(家)家庭、(看)看護、(情)情報、(福)福祉、(理)理数、(体)体育、(外)外国語、(他)その他専門学科(国際科学、国際教養、応用デザイン)、(総)総合学科
- 校舎制の南伊勢高校は、南勢校舎2学級・度会校舎1学級となっています。
- 1学級40人ベースの学級数を記載していますが、30人・35人学級の実施により水産高校は3学級105人として募集しています。



(2) 令和8年度

地域名	入学定員 (22/25年度)	40人ベースの学級数									学校数
		1学級	2学級	3学級	4学級	5学級	6学級	7学級	8学級	9学級	
桑名	1,160 (1,924)				桑名北(普) 桑名工業(工)		桑名西(普)	いなべ総合学園(総)	桑名(普・看・理)		5校 (29学級)
四日市	2,480 (3,440)			朝明(普・福)	四日市四郷(普) 飯野(普)	四日市西(普) 四日市農芸 (農・家) 四日市中央工業 (工)	四日市商業(商)	川越(普・他) 四日市工業(工)	四日市(普) 四日市南(普)		11校 (62学級)
鈴鹿亀山	1,120 (2,258)		石薬師(普)		稻生(普・体) 飯野(外・他)	亀山(普・家・情)	白子(普・家)	神戸(普・理)			6校 (28学級)
津	1,840 (2,552)		白山(普・商)		久居(普)		津東(普) 津工業(工) 津商業(商) 久居農林(農・家)		津(普) 津西(普・他)		8校 (46学級)
松阪	1,000 (1,810)		飯南(総) 鼎学園(総)		松阪商業(商)	松阪工業(工) 相可(普・農・家)		松阪(普・理)			6校 (25学級)
伊勢志摩	1,120 (1,718)	南伊勢 度会校舎(普) 鳥羽(総) 志摩(普)	水産(水)		宇治山田(普) 伊勢工業(工) 宇治山田商業 (商) 明野(農・家・福)			伊勢(普)			9校 (28学級)
伊賀	920 (1,368)	あけぼの学園(総)				名張青峰(普) 名張(総)	上野(普・理) 伊賀白鳳 (農・工・商・福)				5校 (23学級)
東紀州	360 (447)				尾鷲(普・工・商)	熊野青藍 木本校舎(普・総) 紀南校舎(総)					2校 (9学級)
学校数		4校 (4学級)	5校 (10学級)	1校 (3学級)	13校 (52学級)	9校 (45学級)	9校 (54学級)	6校 (42学級)	5校 (40学級)	0校 (0学級)	52校 (250学級)

【備考】

- 学科名略称：(普)普通科(普通科におけるコース制、学際領域学科など普通教育を主とする学科を含む)、専門学科[(農)農業、(工)工業、(商)商業、(水)水産、(家)家庭、(看)看護、(情)情報、(福)福祉、(理)理数、(体)体育、(外)外国語、(他)その他専門学科(国際探究、国際科学、応用デザイン)、(総)総合学科
- 校舎制の熊野青藍高校は、木本校舎4学級・紀南校舎1学級となっています。
- 1学級40人ベースの学級数を記載していますが、30人・35人学級の実施により伊賀白鳳高校は7学級240人、尾鷲高校は5学級160人として募集しています。

○学級数の推移（平成23年度～令和8年度）

（1）伊勢志摩地域の学級数の推移

校名・学科		年度																R8/H23
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
普通科・普通科系専門学科		21	21	21	21	20	20	20	20	19	17	16	16	16	14	14	13	61.9%
職業系専門学科		18	19	18	18	17	17	17	16	15	15	14	14	15	14	14	14	77.8%
総合学科		4	4	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	25.0%
学級数合計		43	44	42	42	40	39	39	38	36	34	32	32	33	29	29	28	65.1%
前年度比（増減）			△1	▼2		▼2	▼1		▼1	▼2	▼2	▼2		△1	▼4		▼1	▼15
学校別詳細	明野（農業・家庭・福祉）	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	80.0%
	宇治山田（普通）	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5	4	57.1%
	伊勢（普通・その他）	8	8	8	8	8	8	8	8	7	7	7	7	7	7	7	7	87.5%
	宇治山田商業（商業）	5	6	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4	5	4	4	4	80.0%
	伊勢工業（工業）	5	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	80.0%
	南伊勢（普通）	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	1	1	1	33.3%
	鳥羽（総合）	4	4	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	25.0%
	志摩（普通）	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	1	1	1	33.3%
	水産（水産）	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	66.7%

（2）三重県の学級数の推移

学科（地域の高校）		年度																R8/H23
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
普通科・普通科系専門学科		200	201	201	204	193	195	189	188	177	173	164	166	159	156	150	145	72.5%
職業系専門学科		97	99	98	99	98	96	96	95	93	91	86	87	88	87	87	87	89.7%
総合学科		27	27	25	24	24	24	23	23	23	21	21	21	21	20	21	20	74.1%
学級数合計		324	327	324	327	315	315	308	306	293	285	271	274	268	263	258	252	77.8%
前年度比（増減）			△3	▼3	△3	▼12		▼7	▼2	▼13	▼8	▼14	△3	▼6	▼5	▼5	▼6	▼72
学校別詳細	普通（宇治山田・伊勢・南伊勢・志摩）	182	183	183	186	175	178	172	171	160	156	147	150	144	141	135	130	71.4%
	農業（明野）	15	15	15	15	15	15	15	15	14	14	13	13	13	13	13	13	86.7%
	工業（伊勢工業）	39	40	40	40	40	39	39	38	38	37	35	35	35	35	35	35	89.7%
	商業（宇治山田商業）	27	28	26	27	27	26	26	26	25	24	22	23	24	23	23	23	85.2%
	水産（水産）	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	66.7%
	家庭（明野）	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	100%
	看護	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	100%
	情報	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	100%
	福祉（明野）	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	150%
	理数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	7	7	116.7%
	体育	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	50.0%
	英語	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	40.0%
	その他（伊勢）	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4	4	5	5	100%
	総合学科（鳥羽）	27	27	25	24	24	24	23	23	23	21	21	21	21	20	21	20	74.1%

○市町別の中学校卒業生進学先の状況

伊勢市の状況

卒業年度	卒業者数	伊勢志摩地域											地域内合計①	松阪地域県立	津地域県立	その他県立	県内私立・高専・専外	地域外合計②	その他合計③	合計 (①+②+③)			
		県立高校					私立高校・国立高専																
		宇治山田	伊勢	伊勢工業	宇治山田商業	明野	鳥羽	志摩	水産	南伊勢 度会校舎	県立高校 小計	皇學館	伊勢学園	鳥羽商船	私立・高専 小計								
R7.3卒	1,029	92	187	87	74	79	10	1	2	12	544	152	79	32	263	807	51	12	3	75	141	81	1,029
		519 50.4%					1.0%	0.3%	1.2%	52.9%		22.4%	3.1%	25.6%	78.4%	5.0%	1.2%	0.3%	7.3%	13.7%	7.9%	100%	
R6.3卒	975	81	174	63	76	70	12	0	3	2	481	129	108	34	271	752	73	14	8	40	135	88	975
		464 47.6%					1.2%	0.3%	0.2%	49.3%		24.3%	3.5%	27.8%	77.1%	7.5%	1.4%	0.8%	4.1%	13.8%	9.0%	100%	

鳥羽市の状況

卒業年度	卒業者数	伊勢志摩地域											地域内合計①	松阪地域県立	津地域県立	その他県立	県内私立・高専・専外	地域外合計②	その他合計③	合計 (①+②+③)			
		県立高校					私立高校・国立高専																
		宇治山田	伊勢	伊勢工業	宇治山田商業	明野	鳥羽	志摩	水産	南伊勢 度会校舎	県立高校 小計	皇學館	伊勢学園	鳥羽商船	私立・高専 小計								
R7.3卒	119	6	8	14	6	16	12	2	3	0	67	15	10	11	36	103	4	0	0	1	5	11	119
		50 42.0%					10.1%	4.2%	0%	56.3%		21.0%	9.2%	30.3%	86.6%	3.4%	0%	0%	0.8%	4.2%	9.2%	100%	
R6.3卒	106	13	10	11	6	7	14	2	2	0	65	7	5	9	21	86	3	1	3	7	14	6	106
		47 44.3%					13.2%	3.8%	0%	61.3%		11.3%	8.5%	19.8%	81.1%	2.8%	0.9%	2.8%	6.6%	13.2%	5.7%	100%	

志摩市の状況

卒業年度	卒業者数	伊勢志摩地域											地域内合計①	松阪地域県立	津地域県立	その他県立	県内私立・高専・専外	地域外合計②	その他合計③	合計 (①+②+③)			
		県立高校					私立高校・国立高専																
		宇治山田	伊勢	伊勢工業	宇治山田商業	明野	鳥羽	志摩	水産	南伊勢 度会校舎	県立高校 小計	皇學館	伊勢学園	鳥羽商船	私立・高専 小計								
R7.3卒	284	28	33	19	31	13	5	50	28	0	179	29	15	18	62	241	9	1	2	13	25	18	284
		124 43.7%					1.8%	17.6%	0%	63.0%		15.5%	6.3%	21.8%	84.9%	3.2%	0.4%	0.7%	4.6%	8.8%	6.3%	100%	
R6.3卒	335	38	42	20	18	20	2	68	41	0	208	37	25	16	78	286	7	2	5	13	27	22	335
		138 41.2%					0.6%	20.3%	0%	62.1%		18.5%	4.8%	23.3%	85.4%	2.1%	0.6%	1.5%	3.9%	8.1%	6.6%	100%	

玉城町の状況

卒業年度	卒業者数	伊勢志摩地域											地域内合計①	松阪地域県立	津地域県立	その他県立	県内私立・高専・専外	地域外合計②	その他合計③	合計 (①+②+③)			
		県立高校					私立高校・国立高専																
		宇治山田	伊勢	伊勢工業	宇治山田商業	明野	鳥羽	志摩	水産	南伊勢 度会校舎	県立高校 小計	皇學館	伊勢学園	鳥羽商船	私立・高専 小計								
R7.3卒	157	19	13	10	8	6	2	0	0	9	67	7	12	5	24	91	28	7	1	17	53	13	157
		56 35.7%					1.3%	0%	5.7%	42.7%		12.1%	3.2%	15.3%	58.0%	17.8%	4.5%	0.6%	10.8%	33.8%	8.3%	100%	
R6.3卒	145	19	8	16	9	12	2	1	1	5	72	7	9	2	18	90	27	6	1	7	41	14	145
		64 44.1%					1.4%	0.7%	3.4%	49.7%		11.0%	1.4%	12.4%	62.1%	18.6%	4.1%	0.7%	4.8%	28.3%	9.7%	100%	

度会町の状況

卒業年度	卒業者数	伊勢志摩地域											地域内合計①	松阪地域県立	津地域県立	その他県立	県内私立・高専・専外	地域外合計②	その他合計③	合計 (①+②+③)			
		県立高校					私立高校・国立高専																
		宇治山田	伊勢	伊勢工業	宇治山田商業	明野	鳥羽	志摩	水産	南伊勢 度会校舎	県立高校 小計	皇學館	伊勢学園	鳥羽商船	私立・高専 小計								
R7.3卒	69	4	15	5	9	2	0	0	0	7	42	6	5	3	14	56	6	0	0	2	8	5	69
		35 50.7%					0%	0%	10.1%	60.9%		15.9%	4.3%	20.3%	81.2%	8.7%	0%	0%	2.9%	11.6%	7.2%	100%	
R6.3卒	68	2	10	8	8	6	0	0	0	4	38	8	2	2	12	50	5	0	0	5	10	8	68
		34 50.0%					0%	0%	5.9%	55.9%		14.7%	2.9%	17.6%	73.5%	7.4%	0%	0%	7.4%	14.7%	11.8%	100%	

南伊勢町の状況

卒業年度	卒業者数	伊勢志摩地域											地域内合計①	松阪地域県立	津地域県立	その他県立	県内私立・高専・専外	地域外合計②	その他合計③	合計 (①+②+③)			
		県立高校					私立高校・国立高専																
		宇治山田	伊勢	伊勢工業	宇治山田商業	明野	鳥羽	志摩	水産	南伊勢 度会校舎	県立高校 小計	皇學館	伊勢学園	鳥羽商船	私立・高専 小計								
R7.3卒	43	3	2	9	2	3	0	1	1	3	23	7	1	1	9	32	4	0	1	4	9	2	43
		19 44.2%					0%	2.3%	7.0%	53.5%		18.6%	2.3%	20.9%	74.4%	9.3%	0%	2.3%	9.3%	20.9%	4.7%	100%	
R6.3卒	52	4	5	0	7	8	0	7	3	1	32	8	4	0	12	44	0	1	3	2	6	2	52
		24 46.2%					0%	13.5%	1.9%	62%		23.1%	0%	23.1%	84.6%	0%	1.9%	5.8%	3.8%	11.5%	3.8%	100%	

大紀町

卒業年度	卒業者数	伊勢志摩地域											地域内合計①	松阪地域県立	津地域県立	その他県立	県内私立・高専・専外	地域外合計②	その他合計③	合計 (①+②+③)			
		県立高校					私立高校・国立高専																
		宇治山田	伊勢	伊勢工業	宇治山田商業	明野	鳥羽	志摩	水産	南伊勢 度会校舎	県立高校 小計	皇學館	伊勢学園	鳥羽商船	私立・高専 小計								
R7.3卒	52	2	1	1	0	0	0	0	0	1	5	0	6	1	7	12	24	1	1	7	33	7	52
		4 7.7%					0%	0%	1.9%	9.6%		11.5%	1.9%	13.5%	23.1%	46.2%	1.9%	1.9%	13.5%	63.5%	13.5%	100%	
R6.3卒	46	2	0	1	0	1	0	0	0	0	4	2	5	0	7	11	26	0	1	5	32	3	46
		4 8.7%					0%	0%	0%	8.7%		15.2%	0%	15.2%	23.9%	56.5%	0%	2.2%	10.9%	69.6%	6.5%	100%	

伊勢志摩地域の状況(総計)

卒業年度	卒業者数	伊勢志摩地域											地域内合計①	松阪地域県立	津地域県立	その他県立	県内私立・高専・専外	地域外合計②	その他合計③	合計 (①+②+③)			
		県立高校					私立高校・国立高専																
		宇治山田	伊勢	伊勢工業	宇治山田商業	明野	鳥羽	志摩	水産	南伊勢 度会校舎	県立高校 小計	皇學館	伊勢学園	鳥羽商船	私立・高専 小計								
R7.3卒	1,753	154	259	145	130	119	29	59	34	32	927	216	128	71	415	1,342	126	21	8	119	274	137	1,753
		807 46.0%					1.7%	3.4%	1.8%	52.9%		19.6%	4.1%	23.7%	76.6%	7.2%	1.2%	0.5%	6.8%	15.6%	7.8%	100%	
R6.3卒	1,727	159	249	119	124	124	30	83	50	12	900	198	158	63	419	1,319	141	24	21	79	265	143	1,727
		775 44.9%					1.7%	4.8%	0.7%	52.1%		20.6%	3.6%	24.3%	76.4%	8.2%	1.4%	1.2%	4.6%	15.3%	8.3%	100%	

※地域外：伊勢志摩地域の全日制の県立(9校)と私立(2校)と商船(1校)以外の高校・高専への進学者数
 ※その他：特別支援・定時制・通信制・各種学校への進学及び就職等の数

○伊勢志摩地域の県立高校(全日制)卒業生の進路状況(令和7年3月卒)

学校名	学科	四年制大学	短大等	専門学校等	就職	その他	卒業生数
明野	農業 家庭福祉	24	16	48	66	3	157
		15.3%	10.2%	30.6%	42.0%	1.9%	100%
宇治山田	普通	170	8	16	1	2	197
		86.3%	4.1%	8.1%	0.5%	1.0%	100%
伊勢	普通	242	8	3	2	19	274
		88.3%	2.9%	1.1%	0.7%	6.9%	100%
宇治山田商	商業	89	4	22	43	0	158
		56.3%	2.5%	13.9%	27.2%	0%	100%
伊勢工	工業	15	0	16	118	0	149
		10.1%	0%	10.7%	79.2%	0%	100%
南伊勢 (度会・南勢)	普通	3	1	3	24	0	31
		9.7%	3.2%	9.7%	77.4%	0%	100%
鳥羽	総合	1	4	8	22	2	37
		2.7%	10.8%	21.6%	59.5%	5.4%	100%
志摩	普通	9	3	13	20	2	47
		19.1%	6.4%	27.7%	42.6%	4.3%	100%
水産	水産	4	9	8	28	0	49
		8.2%	18.4%	16.3%	57.1%	0%	100%

普通科計	424	20	35	47	23	549
	77.2%	3.6%	6.4%	8.6%	4.2%	100%
専門学科計	132	29	94	255	3	513
	25.7%	5.7%	18.3%	49.7%	0.6%	100%
総合学科計	1	4	8	22	2	37
	2.7%	10.8%	21.6%	59.5%	5.4%	100%
合計	557	53	137	324	28	1,099
	50.7%	4.8%	12.5%	29.5%	2.5%	100%

※上段は人数、下段は卒業生数に対する割合を表す
 ※「四年制大学」は大学校を含む
 ※「短大等」は専攻科、高専を含む
 ※「その他」は進学待機を含む

○伊勢志摩地域の県立高校(全日制)への通学状況(令和7年度)

(1) 通学方法別生徒数と割合

R7. 5. 1 学校基本調査

通学方法		学校名	宇治山田	伊勢	伊勢工業	宇治山田 商業	明野	南伊勢 度会校舎	鳥羽	志摩	水産	合計
徒歩のみ		28	10	7	4	8	5	13	10	14	99	
		4.8%	1.2%	1.6%	0.8%	1.7%	6.4%	9.8%	11.0%	9.0%	3.0%	
自転車のみ		222	473	229	180	134	28	15	3	53	1,337	
		37.8%	56.7%	51.6%	34.9%	28.8%	35.9%	11.0%	3.3%	34.2%	40.4%	
JRのみ		47	2	8	28	0	0	1	0	0	86	
		8.0%	0.2%	1.8%	5.4%	0%	0%	0.7%	0%	0%	2.6%	
私鉄のみ		149	27	29	0	127	0	42	42	0	416	
		25.3%	3.2%	6.5%	0%	27.3%	0%	30.9%	46.2%	0%	12.6%	
バスのみ		34	36	10	49	0	24	5	22	48	228	
		5.8%	4.3%	2.3%	9.5%	0%	30.8%	3.7%	24.2%	31.0%	6.9%	
船のみ		0	1	0	0	0	0	1	0	1	3	
		0%	0.1%	0%	0%	0%	0%	0.7%	0%	0.6%	0.1%	
JRと	私鉄	1	0	0	20	22	0	9	0	0	52	
		0.2%	0%	0%	3.9%	4.7%	0%	6.6%	0%	0%	1.6%	
	バス	1	6	0	1	0	1	0	0	0	9	
		0.2%	0.7%	0%	0.2%	0%	1.3%	0%	0%	0%	0.3%	
私鉄と	自転車	20	53	19	60	2	0	0	0	0	154	
		3.4%	6.4%	4.3%	11.6%	0.4%	0%	0%	0%	0%	4.7%	
	バス	10	13	3	10	38	1	0	2	11	88	
		1.7%	1.6%	0.7%	1.9%	8.2%	1.3%	0%	2.2%	7.1%	2.7%	
バスと	船	1	0	0	0	1	0	0	1	5	8	
		0.2%	0%	0%	0%	0.2%	0%	0%	1.1%	3.2%	0.2%	
	自転車	70	182	112	139	123	0	38	0	0	664	
		11.9%	21.8%	25.2%	26.9%	26.4%	0%	27.9%	0%	0%	20.1%	
船と	バス	0	0	0	0	0	0	3	0	0	3	
		0%	0%	0%	0%	0%	0%	2.2%	0%	0%	0.1%	
	自転車	3	22	24	8	0	4	0	0	8	69	
		0.5%	2.6%	5.4%	1.6%	0%	5.1%	0%	0%	5.2%	2.1%	
その他 (車送迎、3つ以上の交通機関等)	自転車	0	2	0	0	0	0	1	0	0	3	
		0%	0.2%	0%	0%	0%	0%	0.7%	0%	0%	0.1%	
合計		2	7	3	17	11	15	8	11	15	89	
		0.3%	0.8%	0.7%	3.3%	2.4%	19.2%	5.9%	12.1%	9.7%	2.7%	
		588	834	444	516	466	78	136	91	155	3,308	

(2) 通学費用別生徒数と割合

R7. 5. 1 学校基本調査

費用	学校名	宇治山田	伊勢	伊勢工業	宇治山田 商業	明野	南伊勢 度会校舎	鳥羽	志摩	水産	合計	積み上げ
不要		258	485	242	184	152	48	33	24	76	1,502	1,502
		43.9%	58.2%	54.5%	35.7%	32.6%	61.5%	24.3%	26.4%	49.0%	45.4%	45.4%
3,000円以内		33	24	15	14	26	0	1	3	0	116	1,618
		5.6%	2.9%	3.4%	2.7%	5.6%	0%	0.7%	3.3%	0%	3.5%	48.9%
5,000円以内		126	131	68	92	153	4	15	37	0	626	2,244
		21.4%	15.7%	15.3%	17.8%	32.8%	5.1%	11.0%	40.7%	0%	18.9%	67.8%
7,000円以内		108	103	73	110	71	1	74	4	0	544	2,788
		18.4%	12.4%	16.4%	21.3%	15.2%	1.3%	54.4%	4.4%	0%	16.4%	84.3%
9,000円以内		15	22	7	23	16	4	5	1	3	96	2,884
		2.6%	2.6%	1.6%	4.5%	3.4%	5.1%	3.7%	1.1%	1.9%	2.9%	87.2%
11,000円以内		8	10	6	12	8	3	4	2	21	74	2,958
		1.4%	1.2%	1.4%	2.3%	1.7%	3.8%	2.9%	2.2%	13.5%	2.2%	89.4%
13,000円以内		17	23	19	22	10	6	3	7	6	113	3,071
		2.9%	2.8%	4.3%	4.3%	2.1%	7.7%	2.2%	7.7%	3.9%	3.4%	92.8%
15,000円以内		19	26	10	30	12	6	0	11	14	128	3,199
		3.2%	3.1%	2.3%	5.8%	2.6%	7.7%	0%	12.1%	9.0%	3.9%	96.7%
15,001円以上		4	10	4	29	18	6	1	2	35	109	3,308
		0.7%	1.2%	0.9%	5.6%	3.9%	7.7%	0.7%	2.2%	22.6%	3.3%	100%
合計		588	834	444	516	466	78	136	91	155	3,308	3,308

※通学費用は1か月あたりの費用

(3) 通学時間別生徒数と割合

R7. 5. 1 学校基本調査

時間	学校名	宇治山田	伊勢	伊勢工業	宇治山田 商業	明野	南伊勢 度会校舎	鳥羽	志摩	水産	合計	積み上げ
15分以内		50	183	103	74	53	24	19	15	47	568	568
		8.5%	21.9%	23.2%	14.3%	11.4%	30.8%	14.0%	16.5%	30.3%	17.2%	17.2%
30分以内		198	264	149	132	158	23	22	30	36	1,012	1,580
		33.7%	31.7%	33.6%	25.6%	33.9%	29.5%	16.2%	33.0%	23.2%	30.6%	47.8%
45分以内		135	171	60	86	100	16	21	28	10	627	2,207
		23.0%	20.5%	13.5%	16.7%	21.5%	20.5%	15.4%	30.8%	6.5%	19.0%	66.7%
60分以内		89	100	63	92	74	11	55	15	33	532	2,739
		15.1%	12.0%	14.2%	17.8%	15.9%	14.1%	40.4%	16.5%	21.3%	16.1%	82.8%
90分以内		88	100	60	118	69	1	19	3	12	470	3,209
		15.0%	12.0%	13.5%	22.9%	14.8%	1.3%	14.0%	3.3%	7.7%	14.2%	97.0%
120分以内		26	15	8	12	8	3	0	0	8	80	3,289
		4.4%	1.8%	1.8%	2.3%	1.7%	3.8%	0%	0%	5.2%	2.4%	99.4%
121分以上		2	1	1	2	4	0	0	0	9	19	3,308
		0.3%	0.1%	0.2%	0.4%	0.9%	0%	0%	0%	5.8%	0.6%	100%
合計		588	834	444	516	466	78	136	91	155	3,308	3,308

※通学時間は片道の所要時間

○学校規模と教育環境について

1 教員数

(1) 教職員定数

各学校に配置される教職員定数の標準は、法律により、入学定員（≒学級数）に応じて定められています。

全日制普通科の場合

1学年 あたりの 学級数	1学級	2学級	3学級	4学級	5学級	6学級	7学級	8学級
教員数 (人)	8	15	23	29	35	43	48	52
差		7	8	6	6	8	5	4

※ 校長、教頭、養護教諭、実習助手、事務職員を除く

※ 上記以外に学科による加算や加配教員、非常勤講師等の配置があります

※ あくまで標準であり、すべての学校がこの人数に一致するわけではありません

(2) 学級数別の各教科担当教員の配置シミュレーション（全日制普通科）

1学年 あたりの 学級数	1学級	2学級	3学級	4学級	5学級	6学級	7学級	8学級
計	8	15	23	29	35	43	48	52
国語	1	2	4	5	5	7	7	8
数学	2	3	4	5	6	7	8	9
英語	2	3	4	5	6	7	8	9
社会	1	2	3	4	5	6	6	7
理科	1	2	3	4	5	6	7	8
保体	1	2	3	3	4	5	6	6
芸術	0	1	1	1	2	3	3	3
家庭	0	0	1	1	1	1	1	1
情報	0	0	0	1	1	1	1	1

※ 1～7学級の教科別教員数については、県内の8学級の高校の教科別教員数を参考に算出

※ 国語・数学・英語は学年あたりの配置人数が1、2、3人で色分け

※ 社会は地歴科と公民科から構成しており、地歴科では日本史、世界史、地理を専門とする教員を5人、公民科では1人を配置できる6人と、地歴3人、公民1人を配置できる4人で色分け

※ 理科は物理、化学、生物を専門とする教員が2人ずつ配置できる6人と、1人ずつの3人で色分け

※ 保健体育は学年あたりの人数が2人、1人で色分け

※ 芸術は音楽、美術、書道の教員が1人ずつ配置できる3人で色分け

※ この表はシミュレーションであり、実際は学校ごとに教育課程などが異なるため、教員数の合計、教科別の人数ともこのとおりとは限りません。

2 部活動

R4学校規模別部活動設置状況（男子）マネージャー含む

第1学年学級数					1	2	3	4	5	6	7	8
学校数					2	7	2	9	12	7	8	7
No	競技・種目	設置 学校数	設置 割合	登録 人数								
1	硬式野球	53	98.1%	1,393	2	7	2	8	12	7	8	7
2	バスケットボール	47	87.0%	918	1	6	2	8	10	5	8	7
3	陸上競技	46	85.2%	824	2	4	2	7	10	6	8	7
4	卓球	42	77.8%	682	1	4	2	5	10	5	8	7
5	バドミントン	41	75.9%	1,130	0	6	0	6	11	4	7	7
6	サッカー	39	72.2%	1,515	0	2	2	5	10	5	8	7
7	テニス	34	63.0%	513	0	2	2	4	8	4	8	6
8	バレーボール	33	61.1%	627	1	2	0	5	7	4	7	7
9	ソフトテニス	31	57.4%	518	1	4	0	6	5	4	5	6
10	剣道	27	50.0%	177	0	0	1	4	5	5	5	7
11	ハンドボール	20	37.0%	472	0	0	0	1	4	4	5	6
12	柔道	20	37.0%	146	1	1	0	2	8	1	3	4
13	弓道	19	35.2%	348	0	0	1	4	5	3	5	1
14	山岳 (ワグナー)	12	22.2%	148	0	0	0	2	1	2	3	4
15	ラグビー	10	18.5%	207	0	0	0	1	3	1	2	3
16	水泳	10	18.5%	87	0	0	0	3	1	0	2	4
17	ダンス	9	16.7%	39	0	0	0	0	4	1	2	2
18	レスリング	7	13.0%	53	0	1	0	1	4	0	1	0
19	軟式野球	6	11.1%	104	0	0	0	0	1	1	2	2
20												
設置部活動の種類（～No.19）					7	11	8	18	19	17	19	18
設置部活動の全種類					7	15	9	22	28	23	26	22

R4学校規模別部活動設置状況（女子）マネージャー含む

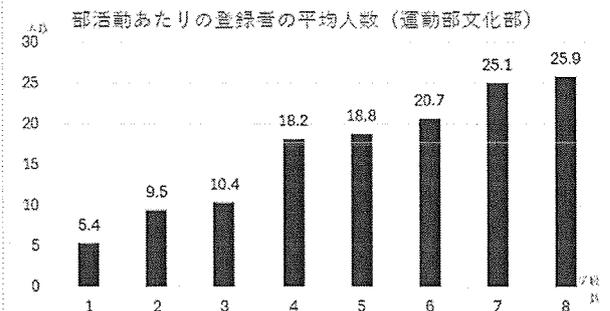
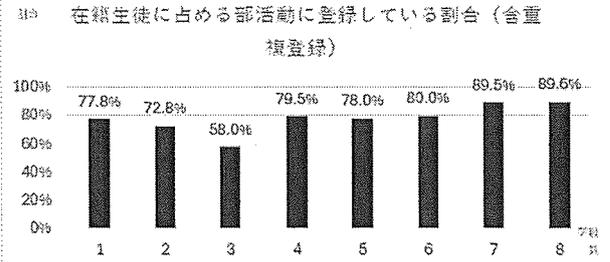
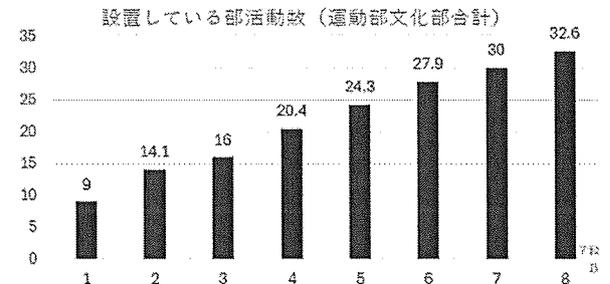
第1学年学級数					1	2	3	4	5	6	7	8
学校数					2	7	2	9	12	7	8	7
No	競技・種目	設置 学校数	設置 割合	登録 人数								
1	陸上競技	41	75.9%	486	1	3	1	6	9	6	8	7
2	バドミントン	39	72.2%	913	0	5	0	7	10	4	6	7
3	バスケットボール	39	72.2%	575	2	2	0	5	10	6	7	7
4	卓球	37	68.5%	334	0	1	2	5	8	6	8	7
5	バレーボール	34	63.0%	533	1	1	0	5	7	6	7	7
6	テニス	29	53.7%	316	0	1	1	3	5	6	7	6
7	ソフトテニス	28	51.9%	279	1	3	0	5	5	5	4	5
8	剣道	25	46.3%	135	0	0	1	2	4	5	6	7
9	弓道	17	31.5%	334	0	0	1	3	5	2	5	1
10	ハンドボール	15	27.8%	255	0	0	0	0	3	3	4	5
11	ダンス	12	22.2%	403	0	0	0	0	5	1	3	3
12	ソフトボール	12	22.2%	188	0	0	0	2	3	3	2	2
13	柔道	12	22.2%	38	0	0	0	1	4	2	1	4
14	水泳	10	18.5%	54	0	0	0	3	0	1	2	4
15	硬式野球	9	16.7%	24	0	1	0	1	3	3	0	1
16	サッカー	7	13.0%	93	0	1	0	0	2	0	1	3
17	体操	5	9.3%	66	0	0	0	1	1	0	1	2
18	空手道	5	9.3%	57	0	0	0	0	0	1	2	2
19	山岳 (ワグナー)	5	9.3%	31	0	0	0	1	1	0	0	3
20												
設置部活動の種類（～No.19）					4	9	5	15	17	16	17	19
設置部活動の全種類					4	11	6	17	25	21	25	21

R4学校規模別部活動設置状況（文化部）

第1学年学級数					1	2	3	4	5	6	7	8
学校数					2	7	2	9	12	7	8	7
No	競技・種目	設置 学校数	設置 割合	登録 人数								
1	美術	47	87.0%	694	0	5	2	8	10	7	8	7
2	吹奏楽	44	81.5%	1,947	1	2	1	8	11	6	8	7
3	茶道	38	70.4%	536	1	4	2	5	8	5	7	6
4	書道	36	66.7%	351	0	2	2	5	9	5	6	7
5	放送	31	57.4%	308	0	1	0	4	9	5	7	5
6	写真	24	44.4%	586	0	2	0	4	6	6	4	2
7	家庭	19	35.2%	310	2	3	2	3	3	2	2	2
8	演劇	19	35.2%	214	0	0	0	2	5	3	4	5
9	ボランティア	13	24.1%	205	0	3	1	1	3	3	1	1
10	華道	13	24.1%	136	0	1	1	2	4	3	2	0
11	コンピュータ	11	20.4%	147	1	1	0	1	3	2	2	1
12	文芸	11	20.4%	106	0	1	0	0	0	2	3	5
13	アニメ・漫画	10	18.5%	197	0	1	0	0	3	2	3	1
14	人権サークル	10	18.5%	44	0	0	1	2	3	2	2	0
15	調理	9	16.7%	236	0	0	0	1	2	1	2	3
16	英語	9	16.7%	101	0	2	0	1	2	0	1	3
17	合唱	9	16.7%	64	0	0	0	1	2	1	4	1
18	新聞	8	14.8%	67	0	0	0	0	3	2	2	1
19	邦楽	7	13.0%	91	0	1	0	0	1	0	0	5
20	自然科学	7	13.0%	47	0	0	0	1	1	0	2	3
20												
設置部活動の種類（～No.20）					4	14	8	16	19	17	19	18
設置部活動の全種類					4	19	9	30	37	33	32	31

○1学年あたりの学級数別の部活動の状況

(令和4年度三重県学校体育・部活動実態調査より)



令和7年度伊勢志摩地域高等学校活性化推進協議会 委員

No	区分	所属等	名前
1	学識経験者	三重大学 教育学部 教授	田中 伸明
2	地域有識者	伊勢商工会議所 常務理事	中本 龍二
3		鳥羽商工会議所 専務理事	矢野 次男
4		志摩市商工会 常務理事	西尾 新
5		度会町商工会 事務局長	山本 雄紀
6	関係市町教育委員会 教育長	伊勢市教育委員会 教育長	小林 貴法
7		鳥羽市教育委員会 教育長	岩本 和也
8		志摩市教育委員会 教育長	舟戸 宏一
9		度会町教育委員会 教育長	中村 武弘
10		南伊勢町教育委員会 教育長	劔山 成実
11	県立学校長代表	県立伊勢工業高等学校 校長	奥山 敦弘
12	小中学校長代表	伊勢市立二見中学校 校長	中西 祐一
13		鳥羽市立鳥羽東中学校 校長	山下 幸也
14		志摩市立磯部中学校 校長	助田 宏樹
15		大紀町立大宮中学校 校長	作野 順也
16	小中学校PTA 関係者	伊勢市PTA連合会 代表	西城 宏樹
17		鳥羽市PTA連合会 代表	東谷 俊介
18		志摩市PTA連合会 代表	西世古 真一
19		度会郡PTA連絡協議会 代表	山上 美穂
20	高等学校PTA 関係者	南勢地区高等学校PTA連合会 代表	尾崎 佳奈
21	教職員代表	伊勢市立修道小学校 教諭	黒坂 泰之
22		大紀町立大宮中学校 教諭	糸川 明道
23		県立伊勢まなび高等学校 教諭	大西 孝明

議案第34号

専決処分の承認について（令和7年度三重県一般会計補正予算（第5号）
（教育委員会関係）について）

令和7年11月28日急施を要したため、別紙のとおり令和7年度三重県一般会計補正予算（第5号）（教育委員会関係）に係る意見聴取について専決処分したので、これを報告し承認を求める。

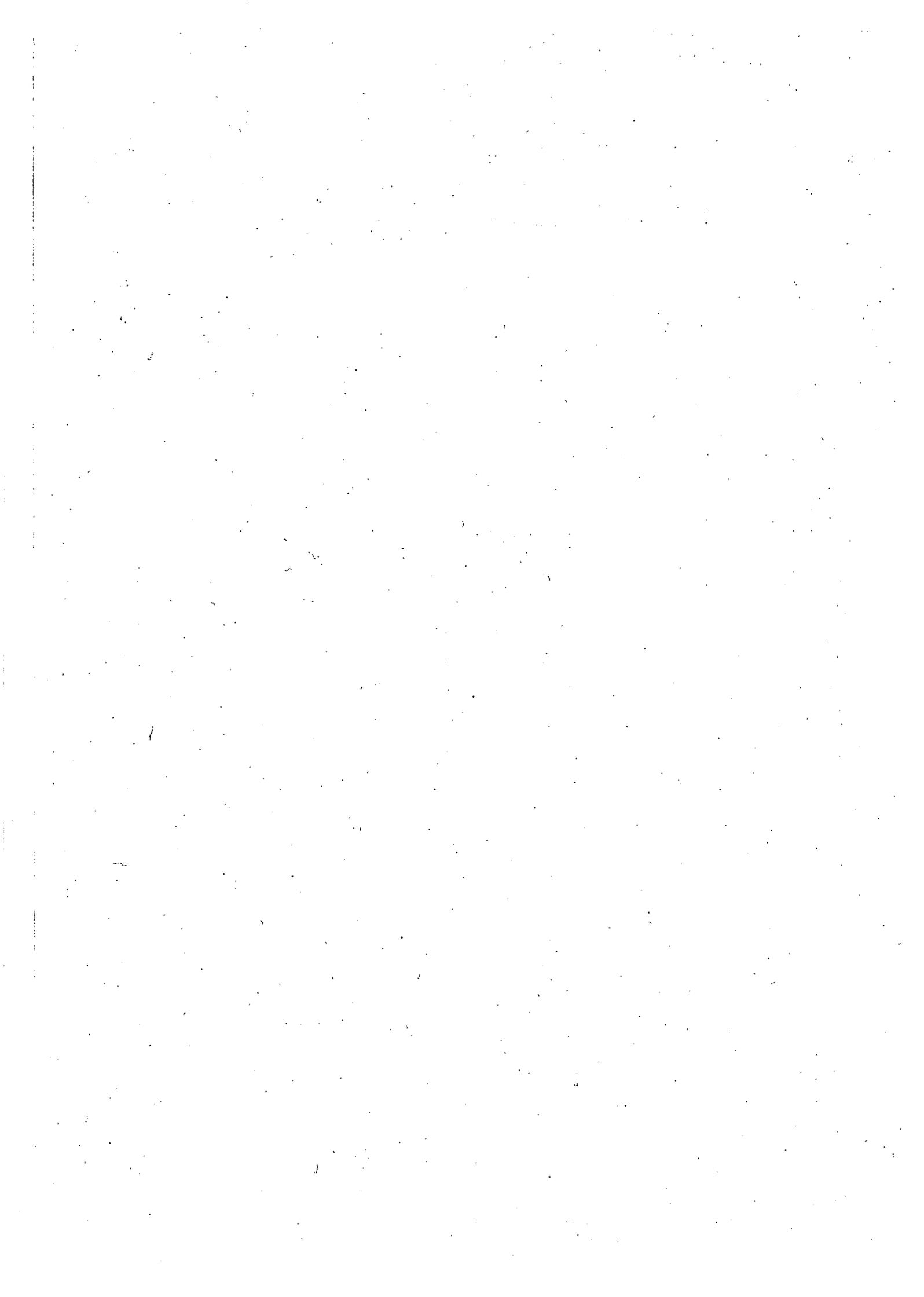
令和7年12月23日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

提案理由

令和7年度三重県一般会計補正予算（第5号）（教育委員会関係）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から意見を求められたが、急施を要したため三重県教育委員会教育長事務専決規則第3条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項によりこれを報告して承認を求める。

これが、この議案を提出する理由である。



教委第 01-73 号
令和 7 年 11 月 28 日

三重県知事 一見 勝之 様

三重県教育委員会教育長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づく
教育委員会の意見について

令和 7 年 11 月 28 日付け総務第 01-9-03 号で照会のありました令和 7 年定例会に提出する議案にかかる「歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件」は、原案に同意します。

事務担当	教育総務課	企画調整班	中島
	電話	059-224-2946	
	FAX	059-224-2319	

総務第 01-9-03 号
令和 7 年 11 月 28 日

三重県教育委員会教育長 福永 和伸 様

三重県知事 一見 勝之

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づく教育
委員会の意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に定められた「歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件」について、令和 7 年定例会に提出する議案を作成するので、同条に基づき教育委員会の意見を伺います。

事務担当 総務部総務課 乾 (PHS 5230)

令和7年度三重県一般会計補正予算(第5号)

【教育委員会関係】

歳出補正予算

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額
教育費	教育総務費	21,254,763	3,573	21,258,336
	小学校費	55,556,077	-	55,556,077
	中学校費	31,548,590	-	31,548,590
	高等学校費	34,981,760	-	34,981,760
	特別支援学校費	15,895,800	-	15,895,800
	社会教育費	577,894	-	577,894
	保健体育費	647,942	10,071	658,013
災害復旧費	教育施設災害復旧費	80,000	-	80,000
合計		160,542,826	13,644	160,556,470

歳出補正予算の主な内訳

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	内容
教育総務費				
高校生等教育費負担軽減事業費	4,116,747	3,573	4,120,320	高校生等奨学給付金受給対象者に対して、物価高騰による学用品費等の増額分を支給することによる増額
保健体育費				
学校給食・食育推進事業費	423	10,071	10,494	給食費の一部(食材価格高騰分)を公費負担とすることによる増額

議案第35号

専決処分の承認について（令和7年度三重県一般会計補正予算（第6号）
（教育委員会関係）について）

令和7年11月28日急施を要したため、別紙のとおり令和7年度三重県一般会計補正予算（第6号）（教育委員会関係）に係る意見聴取について専決処分したので、これを報告し承認を求める。

令和7年12月23日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

提案理由

令和7年度三重県一般会計補正予算（第6号）（教育委員会関係）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から意見を求められたが、急施を要したため三重県教育委員会教育長事務専決規則第3条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項によりこれを報告して承認を求める。

これが、この議案を提出する理由である。



教委第 01-73 号
令和 7 年 11 月 28 日

三重県知事 一見 勝之 様

三重県教育委員会教育長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づく
教育委員会の意見について

令和 7 年 11 月 28 日付け総務第 01-9-03 号で照会のありました令和 7 年定例会に提出する議案にかかる「歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件」は、原案に同意します。

事務担当	教育総務課	企画調整班	中島
電話	059-224-2946		
FAX	059-224-2319		

総務第 01-9-03 号
令和 7 年 11 月 28 日

三重県教育委員会教育長 福永 和伸 様

三重県知事 一見 勝之

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づく教育
委員会の意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に定められた「歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件」について、令和 7 年定例会に提出する議案を作成するので、同条に基づき教育委員会の意見を伺います。

事務担当 総務部総務課 乾 (PHS 5230)

令和7年度三重県一般会計補正予算(第6号)

【教育委員会関係】

歳出補正予算

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額
教育費	教育総務費	21,258,336	113,815	21,372,151
	小学校費	55,556,077	1,533,657	57,089,734
	中学校費	31,548,590	855,218	32,403,808
	高等学校費	34,981,760	780,646	35,762,406
	特別支援学校費	15,895,800	342,800	16,238,600
	社会教育費	577,894	1,509	579,403
	保健体育費	658,013	884	658,897
災害復旧費	教育施設災害復旧費	80,000	-	80,000
合計		160,556,470	3,628,529	164,184,999

歳出補正予算の主な内訳

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	内容
教育総務費				
事務局人件費	2,451,184	67,669	2,518,853	人事委員会勧告に基づく給与改定等による給料等の増額
小学校費				
小学校人件費	53,927,539	1,517,645	55,445,184	
中学校費				
中学校人件費	30,571,561	845,978	31,417,539	
高等学校費				
高等学校人件費	26,410,587	740,693	27,151,280	
特別支援学校費				
特別支援学校人件費	10,518,060	290,643	10,808,703	

議案第36号

専決処分の承認について（公立学校職員の給与に関する条例等の一部を
改正する条例案）

令和7年11月28日急施を要したため、別紙のとおり公立学校職員の給与に関する条例等
の一部を改正する条例案に係る意見聴取について専決処分したので、これを報告し承認を求
める。

令和7年12月23日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

提案理由

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について、地方教育行政の
組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から意見を求められたが、急施を
要したため、三重県教育委員会教育長事務専決規則第3条第1項の規定に基づき専決処分
したので、同条第2項によりこれを報告して承認を求める。

これが、この議案を提出する理由である。

教委第 01-73 号
令和 7 年 11 月 28 日

三重県知事 一見 勝之 様

三重県教育委員会教育長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づく
教育委員会の意見について

令和 7 年 11 月 28 日付け総務第 01-9-03 号で照会のありました令和 7 年定例会に提出する議案にかかる「歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件」は、原案に同意します。

事務担当	教育総務課	企画調整班	中島
電話	059-224-2946		
FAX	059-224-2319		

総務第 01-9-03 号
令和 7 年 11 月 28 日

三重県教育委員会教育長 福永 和伸 様

三重県知事 一見 勝之

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づく教育
委員会の意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に定められた「歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件」について、令和 7 年定例会に提出する議案を作成するので、同条に基づき教育委員会の意見を伺います。

事務担当 総務部総務課 乾 (PHS 5230)

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

右提出する。

令和七年十二月三日

三重県知事 一見勝之

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(通勤手当)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前項第二号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 自転車以外の自動車等を使用する職員(ハに掲げる職員を除く。)</p> <p>(1) (4) (略)</p> <p>(5) 使用距離が片道二十キロメートル以上二十五キロメートル未満である職員 <u>一万三千八百円</u></p> <p>(6) 使用距離が片道二十五キロメートル以上三十キロメートル未満である職員 <u>一万六千六百元</u></p> <p>(7) 使用距離が片道三十キロメートル以上三十五キロメートル未満である職員 <u>一万九千六百元</u></p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前項第二号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 自転車以外の自動車等を使用する職員(ハに掲げる職員を除く。)</p> <p>(1) (4) (略)</p> <p>(5) 使用距離が片道二十キロメートル以上二十五キロメートル未満である職員 <u>一万三千七百元</u></p> <p>(6) 使用距離が片道二十五キロメートル以上三十キロメートル未満である職員 <u>一万六千五百円</u></p> <p>(7) 使用距離が片道三十キロメートル以上三十五キロメートル未満である職員 <u>一万九千二百円</u></p>

(8) 使用距離が片道三十五キロメートル以上四十キロメートル未満である職員 二万二千六百円

(9) 使用距離が片道四十キロメートル以上四十五キロメートル未満である職員 二万五千六百円

(10) 使用距離が片道四十五キロメートル以上五十キロメートル未満である職員 二万八千三百円

(11) 使用距離が片道五十キロメートル以上五十五キロメートル未満である職員 三万千円

(12) 使用距離が片道五十五キロメートル以上六十キロメートル未満である職員 三万三千九百円

(13) 使用距離が片道六十キロメートル以上六十五キロメートル未満である職員 三万六千七百円

(14) 使用距離が片道六十五キロメートル以上七十キロメートル未満である職員 三万九千五百円

(15) 使用距離が片道七十キロメートル以上七十五キロメートル未満である職員 四万二千三百円

(16) 使用距離が片道七十五キロメートル以上八十キロメートル未満である職員 四万五千二百円

(17) 使用距離が片道八十キロメートル以上である職員 四万八千円

ハ (略)

三 (略)

3 7 (略)

(宿日直手当)

第二十二条 (略)

2 宿日直手当の額は、前項の勤務一回につき、四千七百円(規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、六千四百円)を超えない範囲内において規則で定める。ただし、執務が行われる時間が

(8) 使用距離が片道三十五キロメートル以上四十キロメートル未満である職員 二万千九百円

(9) 使用距離が片道四十キロメートル以上四十五キロメートル未満である職員 二万四千六百円

(10) 使用距離が片道四十五キロメートル以上五十キロメートル未満である職員 二万七千二百円

(11) 使用距離が片道五十キロメートル以上五十五キロメートル未満である職員 二万九千八百円

(12) 使用距離が片道五十五キロメートル以上六十キロメートル未満である職員 三万二千四百円

(13) 使用距離が片道六十キロメートル以上六十五キロメートル未満である職員 三万四千七百円

(14) 使用距離が片道六十五キロメートル以上七十キロメートル未満である職員 三万六千七百円

(15) 使用距離が片道七十キロメートル以上七十五キロメートル未満である職員 三万八千四百円

(16) 使用距離が片道七十五キロメートル以上八十キロメートル未満である職員 三万九千八百円

(17) 使用距離が片道八十キロメートル以上である職員 四万七千円

ハ (略)

三 (略)

3 7 (略)

(宿日直手当)

第二十二条 (略)

2 宿日直手当の額は、前項の勤務一回につき、四千四百円(規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、六千円)を超えない範囲内において規則で定める。ただし、執務が行われる時間が執

執務が通常行われる日の執務時間の二分の一に相当する時間である日で規則で定めるものに割り振られた勤務時間に引き続いて行われる場合(夜間に授業を行う学校にあつては、これに準じて規則で定める場合)にあつては、その額は、七千五百円(規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、九千六百円)を超えない範囲内で規則で定める額とする。

3 (略)
(期末手当)

第二十三条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百二十五、十一月に支給する場合には百分の百二十七・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一〜四 (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」とする。

4〜6 (略)
(勤勉手当)

第二十四条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日

務が通常行われる日の執務時間の二分の一に相当する時間である日で規則で定めるものに割り振られた勤務時間に引き続いて行われる場合(夜間に授業を行う学校にあつては、これに準じて規則で定める場合)にあつては、その額は、六千六百円(規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、九千五百円)を超えない範囲内で規則で定める額とする。

3 (略)
(期末手当)

第二十三条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一〜四 (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」とする。

4〜6 (略)
(勤勉手当)

第二十四条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日

<p>現在。次項及び附則第十二項第六号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、六月に支給する場合には百分の百五、十二月に支給する場合には百分の百七・五を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の五十、十二月に支給する場合には百分の五十二・五を乗じて得た額の総額</p> <p>3 5 (略)</p>	<p>現在。次項及び附則第十二項第六号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百五を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の五十を乗じて得た額の総額</p> <p>3 5 (略)</p>
---	--

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一 (第9条関係)

高等学校等教育職給料表

5

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	215,200	262,100	334,800	391,700	467,000
	2	217,600	263,500	336,600	393,200	468,800
	3	219,900	264,900	338,400	394,600	470,600
	4	222,200	266,300	340,100	396,000	472,400
	5	224,400	267,700	341,700	397,400	474,100
	6	226,700	268,900	343,600	398,800	475,800
	7	228,900	270,100	345,500	400,300	477,700
	8	231,100	271,300	347,300	401,700	479,500
	9	233,300	272,600	349,100	403,000	481,200
	10	235,500	273,700	351,100	404,400	482,800
	11	237,700	274,800	352,900	405,900	484,400
	12	239,900	276,000	354,600	407,400	485,900
	13	242,100	277,300	356,300	408,700	487,400
	14	244,200	279,000	358,000	410,200	488,700
	15	246,300	280,700	359,500	411,700	490,100
	16	248,400	282,400	361,100	413,200	491,400
	17	250,500	284,100	362,700	414,600	492,600
	18	252,300	286,100	364,000	416,200	493,200
	19	254,000	288,300	365,200	417,800	493,800
	20	255,700	290,500	366,300	419,300	494,500
	21	257,400	292,700	367,600	420,500	495,100
	22	258,700	294,900	369,200	421,900	495,700
	23	260,000	297,100	370,800	423,300	496,300
	24	261,200	299,200	372,300	424,600	497,000
	25	262,400	301,200	373,700	426,200	497,600
	26	263,600	303,100	375,300	427,600	498,200
	27	264,800	305,000	376,800	428,900	498,800
	28	266,000	306,800	378,300	430,300	499,500
	29	267,100	308,600	379,800	431,700	500,100
	30	268,100	310,500	381,400	433,000	
	31	269,200	312,300	383,000	434,500	
	32	270,200	314,000	384,500	436,000	
	33	271,300	315,700	386,000	437,600	
	34	272,400	317,500	387,600	439,000	
	35	273,600	319,200	389,100	440,600	
	36	274,900	320,800	390,600	442,100	
	37	276,100	322,400	392,100	443,800	
	38	277,200	324,100	393,600	445,300	
	39	278,400	325,900	395,100	446,900	
	40	279,500	327,600	396,500	448,500	

【第198号 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案】

	41	280,800	328,900	397,800	450,000
	42	281,800	330,800	399,300	451,500
	43	282,800	332,600	400,700	452,700
	44	283,700	334,300	402,100	453,900
	45	284,300	335,900	403,600	455,100
	46	285,100	337,800	405,200	456,400
	47	285,900	339,500	406,800	457,600
	48	286,700	341,200	408,200	458,800
	49	287,400	342,900	409,400	459,900
	50	288,200	344,600	410,800	461,100
	51	288,900	346,300	412,200	462,300
	52	289,700	348,000	413,500	463,500
	53	290,500	349,700	414,700	464,700
	54	291,300	351,000	415,900	465,900
	55	292,000	352,300	417,200	467,100
	56	292,800	353,600	418,500	468,300
	57	293,500	355,100	419,800	469,400
	58	294,100	356,700	421,100	470,000
	59	294,900	358,200	422,500	470,500
	60	295,700	359,800	423,700	471,000
	61	296,400	361,200	424,900	471,500
	62	297,000	362,800	426,300	472,100
	63	297,800	364,400	427,700	472,600
	64	298,400	365,800	429,000	473,100
	65	299,400	367,300	430,200	473,600
	66	300,200	368,900	431,400	474,200
	67	300,900	370,500	432,700	474,700
	68	301,600	372,000	434,100	475,200
	69	302,200	373,500	435,400	475,700
	70	302,900	375,100	436,600	
	71	303,600	376,600	437,600	
	72	304,300	378,100	438,800	
	73	305,000	379,600	440,000	
	74	305,700	381,200	441,100	
	75	306,400	382,800	442,300	
	76	306,900	384,300	443,300	
	77	307,500	385,700	444,400	
	78	308,100	387,100	445,400	
	79	308,800	388,500	446,400	
	80	309,400	389,800	447,400	
	81	309,900	391,100	448,300	
	82	310,500	392,500	449,100	
	83	311,200	393,800	449,900	
	84	311,900	395,100	450,700	

定年
前再
任用
短時
勤職
務員
以外
の員

85	312,500	396,200	451,400
86	313,300	397,600	451,800
87	314,000	398,900	452,200
88	314,600	400,200	452,600
89	315,300	401,400	453,000
90	316,100	402,700	453,300
91	316,900	403,800	453,600
92	317,700	405,000	453,800
93	318,200	406,200	454,100
94	319,000	407,300	454,400
95	319,800	408,500	454,700
96	320,600	409,700	454,900
97	321,200	411,100	455,100
98	321,900	412,100	455,400
99	322,700	413,100	455,700
100	323,400	414,100	455,900
101	324,200	415,000	456,100
102	325,000	416,000	456,400
103	325,900	417,100	456,700
104	326,700	418,200	456,900
105	327,300	418,900	457,100
106	328,100	419,800	
107	328,900	420,700	
108	329,700	421,600	
109	330,400	422,400	
110	330,800	423,200	
111	331,100	424,000	
112	331,600	424,800	
113	332,100	425,400	
114	332,500	426,100	
115	332,900	426,800	
116	333,300	427,500	
117	333,800	428,100	
118	334,300	428,600	
119	334,700	428,900	
120	335,200	429,200	
121	335,700	429,500	
122	336,100	429,800	
123	336,500	430,100	
124	337,000	430,300	
125	337,500	430,500	
126	337,800	430,800	
127	338,100	431,100	
128	338,400	431,300	

129	338,600	431,500			
130	338,900	431,800			
131	339,200	432,100			
132	339,400	432,300			
133	339,600	432,500			
134	339,800	432,800			
135	340,000	433,100			
136	340,300	433,300			
137	340,600	433,500			
138	340,800	433,800			
139	341,100	434,100			
140	341,400	434,300			
141	341,600	434,500			
142	341,800	434,800			
143	342,100	435,100			
144	342,300	435,300			
145	342,600	435,500			
146	342,800				
147	343,100				
148	343,400				
149	343,600				
150	343,800				
151	344,100				
152	344,400				
153	344,600				
定年 再任用 短時間 勤務員	基 準 給料月額				
	円 249,500	円 291,200	円 321,400	円 350,500	円 438,300

- 備考 (一) この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。
- (二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円（規則で定める職員にあつては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の104を乗じて得た額との差額を基準として規則で定める額）をそれぞれ加算した額とする。

別表第二 (第9条関係)

中学校・小学校教育職給料表

9

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	215,200	236,300	334,800	364,200	450,400
	2	217,600	238,700	336,600	365,700	451,700
	3	219,900	241,100	338,400	367,200	452,900
	4	222,200	243,600	340,100	368,600	454,200
	5	224,400	246,000	341,700	370,000	455,300
	6	226,700	248,400	343,600	371,300	456,400
	7	228,900	250,800	345,500	372,600	457,600
	8	231,100	253,300	347,300	374,000	458,800
	9	233,300	255,700	349,100	375,400	460,100
	10	235,500	257,300	351,100	376,700	461,300
	11	237,700	258,900	352,900	378,000	462,400
	12	239,900	260,500	354,600	379,200	463,500
	13	242,100	262,100	356,300	380,400	464,700
	14	244,200	263,500	358,000	381,700	465,500
	15	246,300	264,900	359,500	382,900	466,300
	16	248,400	266,300	361,100	384,100	467,200
	17	250,500	267,700	362,700	385,100	468,100
	18	252,300	268,900	364,000	386,300	468,500
	19	254,000	270,100	365,200	387,500	469,000
	20	255,700	271,300	366,300	388,600	469,500
	21	257,400	272,600	367,600	389,600	470,000
	22	258,700	273,700	369,000	390,800	470,400
	23	260,000	274,800	370,400	392,000	470,900
	24	261,200	276,000	371,700	393,100	471,400
	25	262,400	277,300	372,900	394,100	471,900
	26	263,500	279,000	374,300	395,300	472,300
	27	264,600	280,700	375,600	396,400	472,800
	28	265,700	282,400	376,900	397,500	473,300
	29	266,900	284,100	378,100	398,600	473,800
	30	268,000	286,100	379,500	399,800	
	31	269,100	288,300	380,800	401,000	
	32	270,100	290,500	382,100	402,100	
	33	271,200	292,700	383,400	403,100	
	34	272,200	294,900	384,600	404,200	
	35	273,200	297,100	385,700	405,400	
	36	274,300	299,200	386,900	406,600	
	37	275,500	301,200	388,100	407,800	
	38	276,400	303,100	389,300	409,100	
	39	277,400	305,000	390,500	410,200	
	40	278,500	306,800	391,600	411,400	

【第198号 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案】

【第198号 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案】

	41	279,700	308,600	392,700	412,500
	42	280,800	310,500	393,900	413,800
	43	281,900	312,300	395,100	414,800
	44	283,000	314,000	396,200	415,900
	45	283,900	315,700	397,300	417,100
	46	284,700	317,500	398,600	418,300
	47	285,500	319,200	399,800	419,500
	48	286,300	320,800	400,900	420,700
	49	286,900	322,400	401,800	421,800
	50	287,700	324,100	403,000	422,800
	51	288,400	325,900	404,000	424,100
	52	289,100	327,600	405,100	425,300
	53	289,900	328,900	405,900	426,500
	54	290,700	330,800	407,000	427,600
	55	291,300	332,600	408,000	428,700
	56	292,000	334,300	409,000	429,800
	57	292,700	335,900	410,100	430,800
	58	293,500	337,800	411,100	432,000
	59	294,300	339,500	412,200	433,200
	60	294,900	341,200	413,300	434,400
	61	295,500	342,900	414,300	435,000
	62	296,200	344,600	415,400	435,800
	63	296,900	346,300	416,500	436,500
	64	297,400	348,000	417,500	437,000
	65	298,100	349,700	418,400	437,300
	66	298,800	351,000	419,300	437,600
	67	299,400	352,300	420,300	438,000
	68	300,000	353,600	421,300	438,400
	69	300,700	355,100	422,100	438,700
	70	301,400	356,600	422,900	439,100
	71	302,000	358,100	423,600	439,400
	72	302,700	359,600	424,400	439,700
	73	303,200	360,900	425,100	440,000
	74	303,800	362,400	425,700	440,300
	75	304,500	363,900	426,400	440,600
	76	305,000	365,300	427,100	440,900
	77	305,600	366,700	427,700	441,100
	78	306,200	368,200	428,400	441,400
	79	306,800	369,700	428,900	441,700
	80	307,400	371,200	429,500	441,900
	81	307,900	372,500	429,900	442,100
	82	308,400	373,800	430,300	442,400
	83	309,000	375,100	430,600	442,700
	84	309,600	376,300	430,800	442,900

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

85	310,000	377,500	431,000	443,100
86	310,400	378,700	431,300	443,400
87	310,900	379,800	431,600	443,700
88	311,400	380,900	431,800	443,900
89	311,800	381,900	432,000	444,100
90	312,300	383,000	432,300	
91	312,700	384,100	432,600	
92	313,200	385,200	432,800	
93	313,500	386,300	433,000	
94	314,000	387,400	433,300	
95	314,500	388,400	433,600	
96	314,900	389,500	433,800	
97	315,200	390,500	434,000	
98	315,600	391,500	434,300	
99	316,000	392,400	434,600	
100	316,400	393,300	434,800	
101	316,800	394,100	435,000	
102	317,100	395,100	435,300	
103	317,400	395,900	435,600	
104	317,700	396,800	435,800	
105	317,900	397,600	436,000	
106	318,200	398,500		
107	318,500	399,400		
108	318,700	400,300		
109	318,900	401,100		
110	319,100	402,100		
111	319,400	403,000		
112	319,700	403,900		
113	319,900	404,500		
114	320,100	405,400		
115	320,300	406,300		
116	320,600	407,200		
117	320,900	408,000		
118	321,100	408,700		
119	321,400	409,500		
120	321,700	410,300		
121	321,900	410,900		
122	322,100	411,600		
123	322,300	412,300		
124	322,600	412,900		
125	322,900	413,500		
126		414,200		
127		414,700		
128		415,300		

129	415,900				
130	416,500				
131	417,000				
132	417,500				
133	417,800				
134	418,100				
135	418,300				
136	418,600				
137	418,900				
138	419,200				
139	419,500				
140	419,800				
141	420,100				
142	420,400				
143	420,700				
144	421,000				
145	421,200				
146	421,500				
147	421,800				
148	422,000				
149	422,200				
150	422,500				
151	422,800				
152	423,000				
153	423,200				
154	423,500				
155	423,800				
156	424,000				
157	424,200				
定年 前再 用時 短 間 勤 務 員	基 準 給料月額				
	円 240,700	円 288,100	円 316,600	円 343,900	円 427,900

- 備考 (一) この表は、中学校、小学校及び義務教育学校に勤務する教育職員に適用する。
- (二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,500円（規則で定める職員にあつては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の104を乗じて得た額との差額を基準として規則で定める額）をそれぞれ加算した額とする。

学校栄養職員給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	203,300	242,100	276,700	328,600	374,600
	2	205,400	243,400	277,500	330,000	376,300
	3	207,500	244,700	278,200	331,400	377,900
	4	209,600	246,000	279,000	332,800	379,500
	5	211,600	247,200	279,800	334,200	381,000
	6	213,600	248,300	280,600	335,800	382,600
	7	215,600	249,300	281,400	337,300	384,200
	8	217,400	250,200	282,100	338,800	385,800
	9	219,200	251,300	282,800	340,200	387,400
	10	221,100	252,400	283,600	341,800	389,400
	11	223,000	253,500	284,400	343,300	391,400
	12	225,100	254,700	285,200	344,800	393,400
	13	226,800	255,900	286,000	346,200	394,800
	14	228,800	257,100	286,800	347,800	396,500
	15	231,000	258,300	287,500	349,300	398,200
	16	233,100	259,400	288,300	350,800	399,900
	17	235,200	260,400	289,100	352,300	401,600
	18	236,300	261,400	289,900	353,900	403,100
	19	237,300	262,500	290,700	355,500	404,600
	20	238,400	263,500	291,400	357,000	406,100
	21	239,500	264,600	292,200	358,300	407,400
	22	240,300	265,500	293,100	359,800	408,700
	23	241,200	266,300	294,000	361,300	410,000
	24	242,000	267,100	294,700	362,800	411,100
	25	242,900	267,900	295,400	364,200	412,200
	26	243,800	268,700	296,300	365,700	413,300
	27	244,700	269,500	297,200	367,200	414,400
	28	245,600	270,300	297,900	368,600	415,500
	29	246,400	271,000	298,700	370,000	416,300
	30	247,200	271,800	299,700	371,600	417,100
	31	247,900	272,600	300,600	373,000	417,800
	32	248,700	273,400	301,600	374,500	418,600
	33	249,400	274,200	302,600	375,700	419,000
	34	250,000	275,000	303,700	376,800	419,600
	35	250,700	275,600	304,700	378,000	420,100
	36	251,400	276,400	305,600	379,100	420,500
	37	252,100	277,300	306,600	380,100	420,900
	38	252,700	278,100	307,600	380,900	421,100
	39	253,300	278,900	308,600	381,800	421,400
	40	253,900	279,600	309,600	382,900	421,700

	41	254,500	280,300	310,500	383,900	422,000
	42	255,100	281,100	311,700	384,900	422,300
	43	255,700	281,900	312,800	385,900	422,600
	44	256,200	282,600	313,900	386,800	422,900
	45	256,600	283,300	314,900	387,600	423,100
	46	257,200	284,100	316,000	388,400	423,400
	47	257,600	284,900	317,100	389,300	423,700
	48	258,000	285,600	318,100	390,100	424,000
	49	258,400	286,300	319,200	390,600	424,200
	50	258,900	287,000	320,200	391,400	424,400
	51	259,400	287,600	321,300	392,200	424,700
	52	259,900	288,300	322,400	393,000	425,000
	53	260,200	289,000	323,400	393,400	425,200
	54	260,500	289,600	324,400	394,100	
	55	260,800	290,300	325,400	394,800	
	56	261,100	290,900	326,400	395,400	
	57	261,400	291,600	327,300	395,800	
	58	261,700	292,300	328,300	396,300	
	59	262,000	293,000	329,300	396,900	
	60	262,300	293,600	330,200	397,500	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	61	262,600	294,100	331,100	397,900	
	62	262,900	294,700	331,800	398,400	
	63	263,200	295,400	332,500	398,900	
	64	263,500	296,000	333,100	399,400	
	65	263,800	296,500	333,700	400,000	
	66	264,100	297,100	334,400	400,500	
	67	264,400	297,800	335,000	401,100	
	68	264,700	298,400	335,600	401,700	
	69	265,000	299,000	336,200	402,200	
	70	265,300	299,600	336,400	402,700	
	71	265,600	300,200	336,800	403,100	
	72	265,800	300,800	337,300	403,500	
	73	266,000	301,400	337,900	403,800	
	74	266,300	301,900	338,400	404,300	
	75	266,600	302,300	338,900	404,700	
	76	266,800	302,700	339,300	405,100	
	77	267,000	303,000	339,900	405,500	
	78	267,300	303,300	340,400		
	79	267,600	303,500	340,800		
	80	267,800	303,800	341,300		
	81	268,000	304,100	341,800		
	82	268,300	304,300	342,100		
	83	268,600	304,600	342,300		
	84	268,800	304,900	342,600		

85	269,000	305,100	343,000		
86		305,300	343,400		
87		305,500	343,700		
88		305,700	344,000		
89		306,100	344,300		
90		306,300	344,500		
91		306,500	344,900		
92		306,700	345,200		
93		307,100	345,400		
94		307,300	345,700		
95		307,500	346,000		
96		307,800	346,200		
97		308,100	346,400		
98		308,300	346,700		
99		308,500	347,000		
100		308,800	347,200		
101		309,100	347,400		
102		309,300	347,600		
103		309,500	348,000		
104		309,800	348,200		
105		310,100	348,400		
106			348,700		
107			349,100		
108			349,500		
109			349,700		
定年前再任用 短時間勤務職員	基 準 給料月額				
	円 203,600	円 230,200	円 259,600	円 300,100	円 342,300

備考 この表は、中学校、小学校等に勤務する学校栄養職員に適用する。

別表第四（第9条関係）

行政職給料表

職員 の 分 区	職務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	198,100	244,300	278,600	312,100	334,900	369,100
	2	199,200	245,600	279,600	313,600	336,700	370,800
	3	200,400	247,000	280,600	315,000	338,500	372,400
	4	201,500	248,400	281,600	316,400	340,200	374,000
	5	202,600	249,800	282,600	317,800	341,900	375,600
	6	204,300	251,200	283,600	318,900	343,600	377,400
	7	205,900	252,600	284,500	319,900	345,300	378,900
	8	207,500	254,000	285,500	321,100	346,900	380,500
	9	209,000	255,400	286,500	322,300	348,500	381,800
	10	210,700	256,600	287,500	323,900	350,200	383,400
	11	212,300	257,900	288,500	325,500	351,900	385,000
	12	213,900	259,200	289,500	327,100	353,500	386,500
	13	215,400	260,400	290,500	328,500	355,000	388,400
	14	217,100	261,600	291,800	330,100	356,600	390,300
	15	218,800	262,800	293,100	331,700	358,200	392,200
	16	220,500	264,000	294,300	333,300	359,700	394,000
	17	221,700	265,100	295,500	334,700	361,100	395,500
	18	223,300	266,200	296,800	336,400	362,800	397,300
	19	224,900	267,300	298,000	338,000	364,400	399,000
	20	226,400	268,400	299,200	339,600	366,000	400,600
	21	227,900	269,300	300,200	341,000	367,100	402,300
	22	229,500	270,300	301,400	342,700	368,600	403,700
	23	231,100	271,300	302,600	344,400	370,100	405,100
	24	232,700	272,300	303,900	346,000	371,600	406,500
	25	234,300	273,300	305,200	347,200	373,300	407,900
	26	236,000	274,200	306,200	349,100	375,100	409,100
	27	237,300	275,000	307,200	350,800	376,700	410,300
	28	238,600	275,900	308,200	352,400	378,400	411,300
	29	239,900	276,700	309,300	353,900	379,800	412,400
	30	241,000	277,500	310,500	355,500	381,100	413,600
	31	242,100	278,300	311,600	357,100	382,300	414,700
	32	243,200	279,000	312,800	358,700	383,700	415,800
	33	244,300	279,700	313,900	360,400	384,800	416,500
	34	245,200	280,500	315,200	362,200	385,700	417,200
	35	246,100	281,300	316,500	364,000	386,700	417,800
	36	247,100	281,900	317,800	365,800	387,700	418,500
	37	248,100	282,600	319,000	367,300	388,500	419,100
	38	249,000	283,400	320,300	368,700	389,400	419,700
	39	249,900	284,100	321,600	370,100	390,300	420,200
	40	250,700	284,800	322,900	371,500	391,100	420,600

41	251,500	285,500	324,200	373,000	391,900	421,000
42	252,200	286,200	325,400	373,800	392,700	421,200
43	252,800	286,900	326,700	374,700	393,500	421,500
44	253,400	287,600	327,800	375,700	394,200	421,800
45	254,100	288,300	328,700	376,600	394,900	422,100
46	254,700	288,900	330,000	377,700	395,600	422,400
47	255,300	289,600	331,300	378,600	396,300	422,700
48	255,900	290,200	332,600	379,600	397,000	423,000
49	256,400	290,900	333,700	380,500	397,500	423,200
50	257,000	291,500	335,000	381,200	398,100	423,500
51	257,600	292,200	336,200	381,900	398,700	423,700
52	258,100	292,900	337,400	382,500	399,400	424,000
53	258,500	293,400	338,700	382,900	399,800	424,200
54	258,900	294,000	339,700	383,500	400,400	424,500
55	259,200	294,600	340,800	384,100	401,000	424,800
56	259,500	295,300	341,900	384,800	401,500	425,100
57	259,800	295,900	342,600	385,100	401,900	425,300
58	260,100	296,500	343,500	385,800	402,500	425,600
59	260,400	297,100	344,200	386,500	403,100	425,900
60	260,700	297,800	345,000	387,100	403,600	426,100
61	261,000	298,400	345,800	387,400	404,000	426,300
62	261,300	299,000	346,200	387,900	404,500	426,600
63	261,600	299,500	346,700	388,500	405,000	426,900
64	261,900	300,000	347,400	389,100	405,600	427,100
65	262,200	300,500	348,200	389,400	405,900	427,300
66	262,500	301,100	348,900	390,000	406,300	427,600
67	262,800	301,600	349,600	390,700	406,600	427,900
68	263,100	302,200	350,200	391,300	407,000	428,100
69	263,400	302,600	350,700	391,700	407,300	428,300
70	263,700	303,100	351,300	392,200	407,600	428,600
71	264,000	303,600	351,800	392,800	407,900	428,900
72	264,300	304,200	352,400	393,300	408,100	429,100
73	264,600	304,700	352,700	393,800	408,300	429,300
74	264,900	305,100	353,200	394,400	408,600	
75	265,200	305,400	353,500	394,800	408,900	
76	265,500	305,700	353,900	395,100	409,100	
77	265,800	305,900	354,300	395,500	409,300	
78	266,100	306,200	354,800	396,000	409,600	
79	266,400	306,400	355,300	396,400	409,900	
80	266,700	306,700	355,800	396,800	410,100	
81	267,000	306,900	356,100	397,200	410,300	
82	267,300	307,100	356,500	397,700	410,600	
83	267,600	307,400	356,900	398,100	410,900	
84	267,900	307,600	357,300	398,500	411,100	

定年
前再
任用
短時
間勤
務員
以外
の職
員

85	268,200	307,900	357,600	398,800	411,300	
86	268,500	308,100	358,000			
87	268,800	308,400	358,400			
88	269,100	308,700	358,800			
89	269,400	309,000	359,000			
90	269,700	309,300	359,400			
91	270,000	309,600	359,800			
92	270,300	309,900	360,200			
93	270,600	310,100	360,400			
94		310,300	360,700			
95		310,600	361,100			
96		311,000	361,400			
97		311,200	361,700			
98		311,500	362,100			
99		311,800	362,500			
100		312,200	362,900			
101		312,400	363,400			
102		312,700	363,800			
103		313,000	364,200			
104		313,300	364,600			
105		313,500	365,100			
106		313,800	365,500			
107		314,100	365,800			
108		314,400	366,100			
109		314,600	366,500			
110		314,900				
111		315,300				
112		315,600				
113		315,800				
114		316,000				
115		316,300				
116		316,700				
117		316,900				
118		317,100				
119		317,400				
120		317,700				
121		318,000				
122		318,200				
123		318,500				
124		318,800				
125		319,100				
定年 再任用 短時間 勤務員	基 準 給料月額					
	円 202,600	円 230,100	円 271,800	円 292,400	円 308,000	円 334,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

第二条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第一（第9条関係）</p> <p>高等学校等教育職給料表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(略)</div> <p>備考（一） (略)</p> <p>（二） この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に <u>11,500円</u>（規則で定める職員にあつては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に <u>100分の105</u>を乗じて得た額との差額を基準として規則で定める額）を、<u>4級である職員の給料月額は、この表の額に3,800円（規則で定める職員にあつては、この表の4級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の105を乗じて得た額との差額を基準として規則で定める額）をそれぞれ加算した額とする。</u></p>	<p>別表第一（第9条関係）</p> <p>高等学校等教育職給料表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(略)</div> <p>備考（一） (略)</p> <p>（二） この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に <u>7,700円</u>（規則で定める職員にあつては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に <u>100分の104</u>を乗じて得た額との差額を基準として規則で定める額）をそれぞれ加算した額とする。</p>
<p>別表第二（第9条関係）</p> <p>中学校・小学校教育職給料表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(略)</div> <p>備考（一） (略)</p> <p>（二） この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に <u>11,500円</u>（規則で定める職員にあつては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に <u>100分の105</u>を乗じて得た額との差額を基準として規則で定める額）</p>	<p>別表第二（第9条関係）</p> <p>中学校・小学校教育職給料表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(略)</div> <p>備考（一） (略)</p> <p>（二） この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に <u>7,500円</u>（規則で定める職員にあつては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に <u>100分の104</u>を乗じて得た額との差額を基準として規則で定める額）をそれ</p>

【第198号 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案】

を、4級である職員の給料月額
は、この表の額に4,000円（規
則で定める職員にあつては、こ
の表の4級の給料月額とこれに
対応する特2級の給料月額に
100分の105を乗じて得た額と
の差額を基準として規則で定
める額）をそれぞれ加算した額
とする。

ぞれ加算した額とする。

第三条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改
正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(通勤手当)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員 の区分に応じ、当該各号に定める額とす る。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前項第二号に掲げる職員 次に掲げ る職員の区分に応じ、支給単位期間につ き、それぞれ次に定める額(定年前再任 用短時間勤務職員のうち、支給単位期間 当たりの通勤回数を考慮して規則で定 める職員にあつては、その額から、その 額に規則で定める割合を乗じて得た額 を減じた額)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 自転車以外の自動車等を使用する 職員(ハに掲げる職員を除く。)</p> <p>(1) (16) (略)</p> <p>(17) 使用距離が片道八十キロメー トル以上八十五キロメートル未満で ある職員 四万八千百円</p> <p>(18) 使用距離が片道八十五キロメー トル以上九十キロメートル未満で ある職員 五万千円</p> <p>(19) 使用距離が片道九十キロメー トル以上九十五キロメートル未満で</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員 の区分に応じ、当該各号に定める額とす る。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前項第二号に掲げる職員 次に掲げ る職員の区分に応じ、支給単位期間につ き、それぞれ次に定める額(定年前再任 用短時間勤務職員のうち、支給単位期間 当たりの通勤回数を考慮して規則で定 める職員にあつては、その額から、その 額に規則で定める割合を乗じて得た額 を減じた額)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 自転車以外の自動車等を使用する 職員(ハに掲げる職員を除く。)</p> <p>(1) (16) (略)</p> <p>(17) 使用距離が片道八十キロメー トル以上である職員 四万八千百円</p>

- ある職員 五万三千九百円
- (20) 使用距離が片道九十五キロメートル以上百キロメートル未満である職員 五万六千七百元
- (21) 使用距離が片道百キロメートル以上百五十キロメートル未満である職員 五万九千五百円
- (22) 使用距離が片道百五十キロメートル以上百十キロメートル未満である職員 六万二千二百円
- (23) 使用距離が片道百十キロメートル以上百十五キロメートル未満である職員 六万四千九百円
- (24) 使用距離が片道百十五キロメートル以上百二十キロメートル未満である職員 六万七千六百元
- (25) 使用距離が片道百二十キロメートル以上である職員 七万三百円

ハ (略)

三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前二号に定める額(自動車等の駐車のための施設(規則で定める施設に限る。以下この号において「駐車施設」という。)を利用し、かつ、駐車施設の利用に係る料金(以下この号及び第六項において「駐車料金」という。)を支払っているもの(規則で定める職員に限る。以下この号において「駐車施設利用職員」という。)にあつては、規則で定めるところにより、一箇月当たりの駐車料金の額に相当する額(その額が五千円を超えるときは、五千円。以下この号において「一箇月当たりの駐車料金相当額」という。)を加算した額)(一箇月当たりの運賃等相当

ハ (略)

三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前二号に定める額(自動車等の駐車のための施設(規則で定める施設に限る。以下この号において「駐車施設」という。)を利用し、かつ、駐車施設の利用に係る料金(以下この号及び第六項において「駐車料金」という。)を支払っているもの(規則で定める職員に限る。以下この号において「駐車施設利用職員」という。)にあつては、規則で定めるところにより、一箇月当たりの駐車料金の額に相当する額の二分の一の額(その額が三千五百円を超えるときは、三千五百円。以下この号において「一箇月当たりの駐車料金相当額の二分の一の額」という。)を加

額及び前号に定める額の合計額（駐車施設利用職員にあつては、一箇月当たりの駐車料金相当額を加算した額）が十五万円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、十五万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第一号に定める額又は前号に定める額

3 3 7 (略)

(期末手当)

第二十三条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十六・二五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

1 1 4 (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十六・二五」とあるのは「百分の七十一・二五」とする。

4 4 6 (略)

(勤勉手当)

第二十四条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

1 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職

算した額）（一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額（駐車施設利用職員にあつては、一箇月当たりの駐車料金相当額の二分の一の額を加算した額）が十五万円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、十五万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第一号に定める額又は前号に定める額

3 3 7 (略)

(期末手当)

第二十三条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百二十五、十二月に支給する場合には百分の百二十七・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

1 1 4 (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」とする。

4 4 6 (略)

(勤勉手当)

第二十四条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

1 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職

<p>員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十二項第六号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百六・二五を乗じて得た額の総額</p> <p>一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の五十一・二五を乗じて得た額の総額</p> <p>3 ～ 5 (略)</p>	<p>員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十二項第六号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、六月に支給する場合には百分の百五、十二月に支給する場合には百分の百七・五を乗じて得た額の総額</p> <p>一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の五十、十二月に支給する場合には百分の五十二・五を乗じて得た額の総額</p> <p>3 ～ 5 (略)</p>
---	---

(公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第四条 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和七年三重県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則 1 ～ 7 (略)</p> <p>(令和八年三月三十一日までの間における扶養手当に関する経過措置)</p> <p>8 切替日から令和八年三月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例(以下「<u>第二条改正後給与条例</u>」という。)第十五条の規定の適用については、同条第二項中「六 民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条第二項の規定により、家庭裁判所において扶養の義務を負わせた者」とあるのは、<u>「六 民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の</u></p>	<p>附則 1 ～ 7 (略)</p> <p>(令和八年三月三十一日までの間における扶養手当に関する経過措置)</p> <p>8 切替日から令和八年三月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例(以下「<u>第二条改正後給与条例</u>」という。)第十五条の規定の適用については、同条第二項中「六 民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条第二項の規定により、家庭裁判所において扶養の義務を負わせた者」とあるのは、<u>「六 民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の</u></p>

<p>規定により、家庭裁判所において扶養の義務を負わせた者（事情にある者を含む。）</p> <p>と、同条第三項中「する」とあるのは「とし、前項第七号に該当する扶養親族については、三千円とする」とする。</p> <p>9 12 (略)</p>	<p>規定により、家庭裁判所において扶養の義務を負わせた者（事情にある者を含む。）</p> <p>と、同条第三項中「一万三千円」とあるのは「一万二千円」と、「する」とあるのは「とし、前項第七号に該当する扶養親族については、三千円とする」とする。</p> <p>9 12 (略)</p>
---	--

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は令和八年一月一日から、第三条の規定は同年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例（以下この項から附則第五項までにおいて「新条例」という。）の第十六条第二項第二号、第二十二條第二項及び別表第一から別表第四までの規定は令和七年四月一日から、新条例第二十三條第二項及び第三項並びに第二十四條第二項の規定は同年十二月一日から適用する。
 (令和七年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号給)
- 3 令和七年四月一日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第一条の規定による改正前の公立学校職員の給与に関する条例（次項及び附則第五項において「旧条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあつた職員のうち、三重県教育委員会（以下この項、次項及び附則第六項において「県委員会」という。）が三重県人事委員会（以下この項、次項及び附則第六項において「人事委員会」という。）と協議して定める職員の、新条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、県委員会が人事委員会と協議して定めるところによる。
 (施行日から令和八年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整)
- 4 施行日から令和八年三月三十一日までの間において、新条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあつた職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず旧条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から新条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、県委員会が人事委員会と協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
 (給与の内払)
- 5 新条例の規定を適用する場合においては、旧条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。
 (規則への委任)
- 6 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、県委員会及び人事

委員会が共同で定める規則で定める。

提案理由

人事委員会の議会及び知事に対する令和七年十月十五日付けの給与改定に関する報告等に鑑み、公立学校職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正等を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正理由

人事委員会の議会及び知事に対する令和7年10月15日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、公立学校職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正等を行うものである。

2 改正内容

- (1) 公民較差を解消するため、給料月額を引上げ改定する。
- (2) 高等学校等教育職給料表及び中学校・小学校教育職給料表の3級及び4級における給料月額に加算を行う。
- (3) 通勤手当について、以下の通り改める。
 - ①自動車使用者等の距離区分に応じた支給額を引上げ改定する。
 - ②自動車使用者等の距離区分に120km以上を上限とする距離区分を新設する。
 - ③パークアンドライド利用者における駐車場代の月額を5,000円を上限に全額支給する。
- (4) 期末手当及び勤勉手当の年間支給割合を以下のように改定する。
 - ①期末手当 100分の250 ⇒ 100分の252.5
(再任用職員については、100分の140⇒100分の142.5)
 - ②勤勉手当 100分の210 ⇒ 100分の212.5
(再任用職員については、100分の100⇒100分の102.5)
- (5) 扶養手当について、子1人あたりの月額を13,000円(現行12,000円)に改める。
- (6) 宿日直手当について、勤務1回あたりの額を4,700円(現行4,400円)に改める。

3 施行期日等

- ・ 2 (1) (3) ① (5) (6) は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- ・ 2 (4) は公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。
- ・ 2 (2) は令和8年1月1日から施行する。
- ・ 2 (3) ②③は令和8年4月1日から施行する。

【参考】 期末手当及び勤勉手当の支給割合（今回改正するのは下線部分）

令和7年度

	手当	6月	12月	計
定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員	期末手当	1.25月（支給済み）	<u>1.275月</u> （現行1.25月）	<u>2.525月</u> （現行2.50月）
	勤勉手当	1.05月（支給済み）	<u>1.075月</u> （現行1.05月）	<u>2.125月</u> （現行2.10月）
定年前再任用 短時間勤務職 員	期末手当	0.70月（支給済み）	<u>0.725月</u> （現行0.70月）	<u>1.425月</u> （現行1.40月）
	勤勉手当	0.50月（支給済み）	<u>0.525月</u> （現行0.50月）	<u>1.025月</u> （現行1.00月）

令和8年度～

	手当	6月	12月	計
年前再任用短 時間勤務職員 以外の職員	期末手当	<u>1.2625月</u>	<u>1.2625月</u>	<u>2.525月</u>
	勤勉手当	<u>1.0625月</u>	<u>1.0625月</u>	<u>2.125月</u>
定年前再任用 短時間勤務職 員	期末手当	<u>0.7125月</u>	<u>0.7125月</u>	<u>1.425月</u>
	勤勉手当	<u>0.5125月</u>	<u>0.5125月</u>	<u>1.025月</u>

議案第37号

専決処分の承認について（知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案（三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例関係））

令和7年11月28日急施を要したため、別紙のとおり知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案に係る意見聴取について専決処分したので、これを報告し承認を求める。

令和7年12月23日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

提案理由

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から意見を求められたが、急施を要したため、三重県教育委員会教育長事務専決規則第3条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項によりこれを報告して承認を求める。

これが、この議案を提出する理由である。

教委第 01-73 号
令和 7 年 11 月 28 日

三重県知事 一見 勝之 様

三重県教育委員会教育長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づく
教育委員会の意見について

令和 7 年 11 月 28 日付け総務第 01-9-03 号で照会のありました令和 7 年定例会に提出する議案にかかる「歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件」は、原案に同意します。

事務担当	教育総務課	企画調整班	中島
電話	059-224-2946		
FAX	059-224-2319		

総務第 01-9-03 号
令和 7 年 11 月 28 日

三重県教育委員会教育長 福永 和伸 様

三重県知事 一見 勝之

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づく教育
委員会の意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に定められた「歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件」について、令和 7 年定例会に提出する議案を作成するので、同条に基づき教育委員会の意見を伺います。

事務担当 総務部総務課 乾 (PHS 5230)

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案

右提出する。

令和七年十二月三日

三重県知事 一 見 勝 之

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第一条 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例(昭和三十五年三重県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第四条 知事及び副知事には期末手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十七・五</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第四条 知事及び副知事には期末手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十二・五</u></p>

第二条 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第四条 知事及び副知事には期末手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 六月 <u>百分の百七十五</u></p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十五</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第四条 知事及び副知事には期末手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 六月 <u>百分の百七十二・五</u></p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十七・五</u></p>

(三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第三条 三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例(平成十三年三重県条例第六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改

正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十七・五</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十二・五</u></p> <p>2 (略)</p>

第四条 三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 六月 <u>百分の百七十五</u></p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十五</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 六月 <u>百分の百七十二・五</u></p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十七・五</u></p> <p>2 (略)</p>

(常勤の人事委員会委員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第五条 常勤の人事委員会委員の給与及び旅費に関する条例（昭和三十二年三重県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十七・五</u></p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十二・五</u></p>

第六条 常勤の人事委員会委員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 六月 <u>百分の百七十五</u></p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十五</u></p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 六月 <u>百分の百七十二・五</u></p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十七・五</u></p>

(識見を有する者のうちから選任された監査委員の給与及び旅費条例の一部改正)

第七条 識見を有する者のうちから選任された監査委員の給与及び旅費条例（昭和二十二年三重県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 常勤の監査委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十七・五</u></p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 常勤の監査委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十二・五</u></p>

第八条 識見を有する者のうちから選任された監査委員の給与及び旅費条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 常勤の監査委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 六月 <u>百分の百七十五</u></p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十五</u></p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 常勤の監査委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 六月 <u>百分の百七十二・五</u></p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十七・五</u></p>

(公営企業管理者の給与及び旅費条例の一部改正)

第九条 公営企業管理者の給与及び旅費条例（昭和四十一年三重県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 管理者には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十七・五</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 管理者には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十二・五</u></p> <p>2 (略)</p>

第十条 公営企業管理者の給与及び旅費条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 管理者には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 六月 <u>百分の百七十五</u></p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十五</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 管理者には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 六月 <u>百分の百七十二・五</u></p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十七・五</u></p> <p>2 (略)</p>

附 則

(施行期日等)

1. この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条、第八条及び第十条の規定は、令和八年四月一日から施行する。
2. 第一条の規定による改正後の知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例第四条の規定、第三条の規定による改正後の三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例第三条の規定、第五条の規定による改正後の常勤の人事委員会委員の給与及び旅費に関する条例第二条の規定、第七条の規定による改正後の識見を有する者のうちから選任された監査委員の給与及び旅費条例第二条の規定及び第九条の規定による改正後の公営企業管理者の給与及び旅費条例第二条の規定（次項においてこれらを「新条例の規定」という。）は、令和七年十二月の期末手当から適用する。
（期末手当の内払）
3. 第一条の規定による改正前の知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例第四条の規定、第三条の規定による改正前の三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例第三条の規定、第五条の規定による改正前の常勤の人事委員会委員の給与及び旅費に関する条例第二条の規定、第七条の規定による改正前の識見を有する者のうちから選任された監査委員の給与及び旅費条例第二条の規定及び第九条の規定による改正前の公営企業管理者の給与及び旅費条例第二条の規定に基づいて令和七年十二月に支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合の改正等に鑑み、特別職に属する職員の期末手当の支給割合の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案 (三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例関係) 要綱

1 改正理由

特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合の改正等に鑑み、特別職に属する職員の期末手当の支給割合の改正を行うものである。

2 改正内容

特別職に属する職員の期末手当について、年間支給割合を100分の350（現行100分の345）に改める。

3 実施期日

公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。

【参考】 期末手当の支給割合 ※今回改正するのは下線部分

年度	手当	6月	12月	計
R7	期末手当	1.725月（支給済み）	<u>1.775月</u> （現行1.725月）	<u>3.50月</u> （現行3.45月）
R8～	期末手当	<u>1.75月</u>	<u>1.75月</u>	<u>3.50月</u>

議案第38号

専決処分の承認について（公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する 条例の一部を改正する条例案）

令和7年11月28日急施を要したため、別紙のとおり公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案に係る意見聴取について専決処分したので、これを報告し承認を求める。

令和7年12月23日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

提案理由

公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から意見を求められたが、急施を要したため、三重県教育委員会教育長事務専決規則第3条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項によりこれを報告して承認を求める。

これが、この議案を提出する理由である。

教委第 01-73 号
令和 7 年 11 月 28 日

三重県知事 一見 勝之 様

三重県教育委員会教育長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づく
教育委員会の意見について

令和 7 年 11 月 28 日付け総務第 01-9-03 号で照会のありました令和 7 年定例会に提出する議案にかかる「歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件」は、原案に同意します。

事務担当	教育総務課	企画調整班	中島
	電 話	059-224-2946	
	FAX	059-224-2319	

総務第 01-9-03 号
令和 7 年 11 月 28 日

三重県教育委員会教育長 福永 和伸 様

三重県知事 一見 勝之

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づく教育
委員会の意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に定められた「歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件」について、令和 7 年定例会に提出する議案を作成するので、同条に基づき教育委員会の意見を伺います。

事務担当 総務部総務課 乾 (PHS 5230)

公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和七年十二月三日

三重県知事 一見勝之

公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年三重県条例第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、<u>六月に支給する場合には百分の百二十五、十二月に支給する場合には百分の百二十七・五</u>を乗じて得た額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額(以下この項において「勤勉手当基礎額」という。)に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、職員<u>の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百五、十二月に支給する場合には百分の百七・五</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、百分の百二十五を乗じて得た額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額(以下この項において「勤勉手当基礎額」という。)に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、職員<u>の勤勉手当基礎額に百分の百五を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</u></p> <p>3 (略)</p>

第二条 公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

<p>(期末手当)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に百分の百二十六・二五を乗じて得た額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額(以下この項において「勤勉手当基礎額」という。)に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、職員の勤勉手当基礎額に百分の百六・二五を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、六月に支給する場合には百分の百二十五、十二月に支給する場合には百分の百二十七・五を乗じて得た額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額(以下この項において「勤勉手当基礎額」という。)に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百五、十二月に支給する場合には百分の百七・五を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 (略)</p>
--	--

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。
 - 2 第一条の規定による改正後の公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の規定(次項において「新条例の規定」という。)は、令和七年十二月一日から適用する。
- (期末手当及び勤勉手当の内払)
- 3 新条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当及び勤勉手当は、新条例の規定による期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。

提案理由

常勤の公立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正に鑑み、公立学校の会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を 改正する条例案要綱

1 改正理由

常勤の公立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正に鑑み、公立学校の会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正を行うものである。

2 改正内容

公立学校の会計年度任用職員の期末手当について、年間支給割合を100分の252.5（現行100分の250）に、勤勉手当について、年間支給割合を100分の212.5（現行100分の210）に改める。

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。

【参考】 期末手当及び勤勉手当の支給割合（今回改正するのは下線部）

年度	手当	6月	12月	計
R7	期末手当	1.25月（支給済み）	<u>1.275月</u> （現行1.25月）	<u>2.525月</u> （現行2.5月）
	勤勉手当	1.05月（支給済み）	<u>1.075月</u> （現行1.05月）	<u>2.125月</u> （現行2.1月）
R8～	期末手当	<u>1.2625月</u>	<u>1.2625月</u>	<u>2.525月</u>
	勤勉手当	<u>1.0625月</u>	<u>1.0625月</u>	<u>2.125月</u>

議案第39号

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和7年12月23日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

提案理由

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。



公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則 第四号）の一部を次
 三重県教育委員会規則

のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第七条の二 条例第九条第一項第一号で定める高等学校等教育職給料表（別表第一）備考（二）に規定する同表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が三級である職員であつて規則で定める職員は、三級に昇格した日の前日にその者が属していた職務の級が特二級であつた職員であつて、その者の受ける三級の給料月額に一万千五百円を加算した額が同日において受けるべき特二級の給料月額に百分の百五を乗じて得た額（次項から第四項まで及び次条第一項から第四項までにおいて「基準額」という。）に達しないこととなるものとする。</p>	<p>第七条の二 条例第九条第一項第一号で定める高等学校等教育職給料表（別表第一）及び同項第二号で定める中学校・小学校教育職給料表（別表第二）の規定により規則で定める職員は、三級に昇格した日の前日にその者が属していた職務の級が特二級であつた職員であつて、その者の受ける三級の給料月額に高等学校等教育職給料表の適用を受ける者については七千七百円を、中学校・小学校教育職給料表の適用を受ける者については七千五百円をそれぞれ加算した額が同日において受けるべき特二級の給料月額に百分の百四を乗じて得た額（次項において「基準額」という。）に達しないこととなるものとする。</p>
<p>2 条例第九条第一項第一号で定める高等学校等教育職給料表（別表第一）備考（二）に規定する同表の三級の給料月額とこれに対応する特二級の給料月額に百分の百五を乗じて得た額との差額を基準として規則で定める額は、基準額からその者の受ける三級の給料月額を減じて得た額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。</p>	<p>2 条例第九条第一項第一号で定める高等学校等教育職給料表（別表第一）及び同項第二号で定める中学校・小学校教育職給料表（別表第二）の規定により規則で定める額は、基準額からその者の受ける三級の給料月額を減じて得た額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。</p>
<p>3 条例第九条第一項第一号で定める高等学校等教育職給料表（別表第一）備考（二）に規定する同表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が四級である職員であつて規則で定める職員は、四級に昇格した日の前日に前項の規定による額を受けていた職員であつて、その者の受ける四級の給料月額に三千八百円を加算した額が基準額に達しないこととなるものとする。</p>	
<p>4 条例第九条第一項第一号で定める高等学校等教育職給料表（別表第一）備考（二）に規定する同表の四級の給料月額とこれに対応する特二級の給料月額に百分の百五を乗じて得た額との差額を基準として規則で定める額は、基準額からその者の受ける四級の給料月額を減じて得た額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。</p>	
<p>5 他の職員との均衡上、前各項の規定により難い場合にあつては、県委員会が人事委員会と協議して別段の取扱いをすることができる。</p>	<p>3 1 他の職員との均衡上、前二項の規定により難い場合にあつては、県委員会が人事委員会と協議して別段の取扱いをすることができる。</p>
<p>第七条の三 条例第九条第一項第二号で定める中学校・小学校教育職給料表（別表第二）備考（二）に規定する同表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が三級である職員であつて規則で定める職員は、三級に昇格した日の前日にその者が属していた職務の級が特二級であつた職員であつて、その者の受ける三級の給料月額に一万千五百円を加算した額が基準額に達しないこととなるものとする。</p>	

- 2) 条例第九条第一項第二号で定める中学校・小学校教
育職給料表(別表第二)備考(二)に規定する同表の三級
の給料月額とこれに対応する特二級の給料月額に百
分の百五を乗じて得た額との差額を基準として規則
で定める額は、基準額からその者の受ける三級の給料
月額を減じて得た額(その額に百円未満の端数を生じ
たときは、これを切り上げた額)とする。
- 3) 条例第九条第一項第二号で定める中学校・小学校教
育職給料表(別表第二)備考(二)に規定する同表の適用
を受ける職員のうち、その職務の級が四級である職員
であつて規則で定める職員は、四級に昇格した日の前
日に前項の規定による額を受けていた職員であつて、
その者の受ける四級の給料月額に四千円を加算した
額が基準額に達しないこととなるものとする。
- 4) 条例第九条第一項第二号で定める中学校・小学校教
育職給料表(別表第二)備考(二)に規定する同表の四級
の給料月額とこれに対応する特二級の給料月額に百
分の百五を乗じて得た額との差額を基準として規則
で定める額は、基準額からその者の受ける四級の給料
月額を減じて得た額(その額に百円未満の端数を生じ
たときは、これを切り上げた額)とする。
- 5) 他の職員との均衡上、前各項の規定により難い場合
にあつては、県委員会が人事委員会と協議して別段の
取扱いをすることができる。

(へき地手当等の支給)
第十一条の二 (略)
2) 6 (略)

(へき地手当等の支給)
第十一条の二 (略)
2) 6 (略)

7) (略)

7) 公立学校職員の地域手当に関する規則(平成十八年
三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第一
号)別表に掲げる地域に所在するへき地学校又はへき
地学校に準ずる学校に勤務する職員には、条例第十五
条の二第二項の規定による地域手当の額の限度にお
いて、へき地手当は支給しない。

別表第五(第十三条関係)
宿日直手当額表

別表第五(第十三条関係)
宿日直手当額表

区分	手当額
第十三条第一項第一号の勤務	一 勤務一回につき四千七百円とする。ただし、勤務に従事した時間が五時間未満の場合は、勤務一回につき二千三百五十円とする。 二 前号の規定にかかわらず、執務時間が午前八時三十分から午後零時三十分までと定められている日又はこれに相当する日に正規の勤務時間に引き続いて行われる宿直勤務(夜間に授業を行う学校にあつては、執務時間が午後五時から午後九時までと定められている日又はこれに相当する日に正規の勤務時間

区分	手当額
第十三条第一項第一号の勤務	一 勤務一回につき四千四百円とする。ただし、勤務に従事した時間が五時間未満の場合は、勤務一回につき二千二百円とする。 二 前号の規定にかかわらず、執務時間が午前八時三十分から午後零時三十分までと定められている日又はこれに相当する日に正規の勤務時間に引き続いて行われる宿直勤務(夜間に授業を行う学校にあつては、執務時間が午後五時から午後九時までと定められている日又はこれに相当する日に正規の勤務時間

	の前又は後に引き続いて行う宿直勤務)は、一回につき七千五百円とする。
第十三条第一項第二号の勤務	<p>一 勤務一回につき六千四百円とする。ただし、勤務に従事した時間が五時間未満の場合は、勤務一回につき三千二百円とする。</p> <p>二 前号の規定にかかわらず、執務時間が午前八時三十分から午後零時三十分までと定められている日又はこれに相当する日に正規の勤務時間に引き続いて行われる宿直勤務は、一回につき九千六百円とする。</p>

	の前又は後に引き続いて行う宿直勤務)は、一回につき六千六百円とする。
第十三条第一項第二号の勤務	<p>一 勤務一回につき六千円とする。ただし、勤務に従事した時間が五時間未満の場合は、勤務一回につき三千五百円とする。</p> <p>二 前号の規定にかかわらず、執務時間が午前八時三十分から午後零時三十分までと定められている日又はこれに相当する日に正規の勤務時間に引き続いて行われる宿直勤務は、一回につき九千五百円とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第七条の二の改正規定及び同条の後に一条を加える改正規定は、令和八年一月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第十一条の二及び別表第五の規定は、令和七年四月一日から適用する。

(手当の内払)

- 3 改正後の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の規定(以下この項において「新規則の規定」という。)を適用する場合には、公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)及び改正前の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の規定に基づいて支給された手当は、新規則の規定による手当の内払とみなす。

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

公立学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、高等学校等教育職給料表及び中学校・小学校教育職給料表の3級及び4級における給料月額への加算等について規定を整備する。

2 改正内容

- (1) 高等学校等教育職給料表及び中学校・小学校教育職給料表の3級及び4級における給料月額への加算について、規則で定める職員は、3級に昇格した日の前日に属していた職務の級が特2級であって、その者の受ける3級又は4級の給料月額に給料表及び職務の級により定める額を加算した額が、同日において受けるべき特2級の給料月額に100分の105を乗じて得た額に達しないものとする。
- (2) 高等学校等教育職給料表及び中学校・小学校教育職給料表の3級及び4級における給料月額への加算について、規則で定める額は、3級に昇格した日の前日において受けるべき特2級の給料月額に100分の105を乗じて得た額から、その者の受ける3級又は4級の給料月額を減じて得た額（百円未満の端数切り上げ）とする。
- (3) へき地手当の支給に関する地域手当との併給調整規定を削除する。
- (4) その他規定を整備する。

3 施行期日等

- 2 (3) (4) については、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 (1) (2) については、令和8年1月1日から施行する。

議案第40号

公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和7年12月23日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

提案理由

公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の通勤手当に関する規則（昭和三十五年 三重県人事委員会規則 第一号）の一部を次のように改正する。

正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(併用者の区分及び支給額)</p> <p>第八条の三 条例第十六条第二項第三号に規定する同条第一項第三号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第二項第三号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 条例第十六条第一項第三号に掲げる職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道二キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道二キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第二項第一号及び第二号に定める額（同項第三号に規定する駐車施設利用職員にあつては、同号に規定する一箇月当たりの駐車料金相当額を加算した額）</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(支給日等)</p> <p>第十六条の二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 条例第十六条第四項の規則で定める通勤手当は、一箇月当たりの運賃等相当額等（第八条の三第三号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第十六条第二項第二号に定める額（第八条の三第二号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第十六条第二項第三号に規定する一箇月当たりの駐車料金相当額及び特急料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額の合計額（第十七条の二第二項において「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が十五万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第十六条第四項の規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。</p>	<p>(併用者の区分及び支給額)</p> <p>第八条の三 条例第十六条第二項第三号に規定する同条第一項第三号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第二項第三号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 条例第十六条第一項第三号に掲げる職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道二キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道二キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第二項第一号及び第二号に定める額（同項第三号に規定する駐車施設利用職員にあつては、同号に規定する一箇月当たりの駐車料金相当額の二分の一の額を加算した額）</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(支給日等)</p> <p>第十六条の二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 条例第十六条第四項の規則で定める通勤手当は、一箇月当たりの運賃等相当額等（第八条の三第三号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第十六条第二項第二号に定める額（第八条の三第二号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第十六条第二項第三号に規定する一箇月当たりの駐車料金相当額の二分の一の額及び特急料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額の合計額（第十七条の二第二項において「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が十五万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第十六条第四項の規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。</p>

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

公立学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、通勤手当に関する規定を整備する。

2 改正内容

駐車施設利用職員に対し、1か月あたりの駐車料金相当額の全額（現行2分の1の額）を支給するよう規定を整備する。

3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

議案第41号

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和7年12月23日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

提案理由

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則 第二号）の一部を次のよう

に改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第三条 削除</p> <p>(教員特殊業務手当)</p>	<p>(多学年学級担当手当)</p> <p>第三条 多学年学級担当手当は、小学校、中学校又は義務教育学校において、二の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当し、その学級における授業又は指導に従事する主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師に対して支給する。ただし、次の各号に掲げる者に該当するものを除く。</p> <p>一 条例第十二条第一項の規定により給料の調整額を受ける者</p> <p>二 条例第二十二條の二第一項の規定により管理職手当を受ける者</p> <p>三 二の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数がその者の担当授業時間数の二分の一に満たない者</p> <p>四 二の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数が一週間につき十二時間に満たない者</p> <p>2 前項の手当の額は、授業又は指導に従事した日一日につき二百九十円とする。</p> <p>(教員特殊業務手当)</p>
<p>第十四条 (略)</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に定める額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前項第一号ロ又はハの場合 一日につき 八千円</p> <p>三、六 (略)</p> <p>(教育業務連絡指導手当)</p>	<p>第十四条 (略)</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に定める額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前項第一号ロ又はハの場合 一日につき 三千七百五十円 (当該業務に県委員会が別に定める時間数以上従事した場合にあつては七千五百円)</p> <p>三、六 (略)</p> <p>(教育業務連絡指導手当)</p>
<p>第十八条 条例第十七条第二項第九号の規則で定める主任等は、次の表に掲げる主任等 (三学級未満の学校に置かれる生徒指導主事、進路指導主事、学科主任、農場長及び寮務主任並びに三学級未満の学年に置かれる学年主任を除く。)とする。</p> <p>(略)</p>	<p>第十八条 条例第十七条第二項第十号の規則で定める主任等は、次の表に掲げる主任等 (三学級未満の学校に置かれる生徒指導主事、進路指導主事、学科主任、農場長及び寮務主任並びに三学級未満の学年に置かれる学年主任を除く。)とする。</p> <p>(略)</p>
<p>2・3 (略)</p> <p>第二十条 (略)</p> <p>(船員作業手当)</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>第二十条 (略)</p>
<p>第二十一条 船員作業手当は、水産に関する学科を置く高等学校の職員が、航海中の船舶において次に掲げる業務に従事した場合に支給する。</p> <p>一 船長業務</p> <p>二 船舶の運航業務</p> <p>三 主機関の運転業務</p>	

- 四 船上作業に付随する庶務関係業務
- 五 無線通信業務
- 六 医療業務
- 七 前各号の業務に類するものとして県委員会が認める業務

2 前項の手当の額は、従事した日一日につき、別表に定める額とする。

3 目的地が別表に規定する第一区、第二区又は第三区の区域にある場合、最後に本邦の港を出発した日から目的地を経て最初に本邦の港に入港した日までの期間のうち、第一項各号に掲げる業務に従事した日については、その定額を支給する。

4 同一の日において、定額を異にする事由が生じたとき、又は前項の規定による同一航海において、目的地の区分を異にする事由が生じたときは、額の多い方の定額により支給する。

第二十二条・第二十三条 (略)

第二十一条・第二十二条 (略)

別表(第二十一条関係)

一 総トン数が二十トン以上の船舶

欄	第一区	第二区	第三区	第四区
規則第十条第四号イに規定する者	千四百十円	二千二百十円	二千六百十円	三千九百十円
規則第十条第四号ロ及びハに規定する者	千九十円	千六百四十円	二千五百十円	三千八十円
規則第十条第二号ニに規定する者	九百十円	千三百七十円	千七百二十円	二千五百七十円

二 総トン数が二十トン未満の船舶

第一区	第二区	第三区	第四区
七百五十円	千百三十円	千四百十円	二千百十円

備考 この表において、「第一区」とは本邦又は真経百二十七度北緯二十二度、東経百三十五度北緯三十度、東経百四十三度北緯三十二度、東経百四十六度三十分北緯四十度、東経百五十度北緯四十四度、東経百四十六度北緯四十八度、東経百四十度北緯四十八度、東経百三十五度北緯四十度、東経百三十度北緯三十八度、真経百二十六度北緯三十四度、東経百二十六度北緯三十度、東経百二十二度北緯二十七度及び東経百二十二度北緯二十二度の諸点を、順次に直線で結んでできる折線の内側の区域(定係港の区域(船舶が通常停泊し、又は係留する港の、船員法第一条第二項第二号の港の区域の特例に関する政令(昭和二十三年政令第百六十四号)に基づく定めのあるものを除き、港則法施行令(昭和四十年政令第百二十九号)第一条に規定する区域をいう。以下同じ)及び外国の沿岸より三海里以内の区域を除く。)

をいい、「第三区」とは東は東経百七十五度、西は東経百十度、南は北緯二十一度、北は北緯五十一度の各線の内側の区域のうち、定係港の区域及び第一区に属する区域以外の区域をいい、「第三区」とは東は東経百七十五度、西は東経九十四度、南は南緯十一度、北は北緯二十一度の各線の内側の区域（トキ湾を含む。）及び東は東経百七十五度、西は東経百三十四度、南は北緯五十一度、北は北緯六十三度の各線の内側の区域をいい、「第四区」とは定係港の区域、第一区、第二区及び第三区に属する区域以外の全区域をいう。

附 則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

公立学校職員の給与に関する条例の一部改正等に伴い、多学年学級担当手当の規定を削除し、船員作業手当の規定を新設する。

2 改正内容

- (1) 多学年学級担当手当の規定を削除する。
- (2) 船員作業手当の支給対象とする航海中の船舶において従事する業務を定めるとともに、区域ごとの一日あたりの支給額（750円から3,980円）を定める。
- (3) その他規定を整備する。

3 施行期日等

令和8年1月1日から施行する。

議案第42号

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和7年12月23日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

提案理由

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案

第一条 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年 ^{三重県人事委員会規則} ^{第二号}）の ^{三重県教育委員会規則}

一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県委員会が定めるものとする。</p> <p>一 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 百分の <u>三百二十二・五</u>以内</p> <p>二 定年前再任用短時間勤務職員 百分の百五十七・五以内</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県委員会が定めるものとする。</p> <p>一 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 百分の <u>三百十五</u>以内</p> <p>二 定年前再任用短時間勤務職員 百分の百五十以内</p>

第二条 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県委員会が定めるものとする。</p> <p>一 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 百分の <u>三百十八・七五</u>以内</p> <p>二 定年前再任用短時間勤務職員 百分の百五十三・七五以内</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県委員会が定めるものとする。</p> <p>一 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 百分の <u>三百二十二・五</u>以内</p> <p>二 定年前再任用短時間勤務職員 百分の百五十七・五以内</p>

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。
- 第一条の規定による改正後の公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第十三条の規定は、令和七年十二月一日から適用する。

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

公立学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、勤勉手当の成績率の上限を改めるものである。

2 改正内容

勤勉手当の成績率の上限を次のように改める。

	現 行	① R7.12月期	② R8年度以降
再任用職員以外の職員	315/100 以内	322.5/100 以内	318.75/100 以内
再任用職員	150/100 以内	157.5/100 以内	153.75/100 以内

3 施行期日等

- ・ 2①については、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。
- ・ 2②については、令和8年4月1日から施行する。

議案第43号

公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和7年12月23日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

提案理由

公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年 三重県人事委員会規則 第十号）の一部を 三重県教育委員会規則

次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第三条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「地公法」という。）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「定年前提任用短時間勤務職員」という。）にあつてはその額に公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、同法第十八条第一項の規定により採用された職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 条例第二十五条の三第一項に規定する職員で条例第十七条第二項第十一号の規定による特殊勤務手当（以下「夜間中学教育業務手当」という。）を支給されるもの その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第一に掲げる額に四分の三を乗じて得た額（夜間中学教育業務手当の支給を受けない期間にあつては、別表第一に掲げる額）</p> <p>四く六 (略)</p>	<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第三条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「地公法」という。）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「定年前提任用短時間勤務職員」という。）にあつてはその額に公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、同法第十八条第一項の規定により採用された職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 条例第二十五条の三第一項に規定する職員で条例第十七条第二項第十二号の規定による特殊勤務手当（以下「夜間中学教育業務手当」という。）を支給されるもの その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第一に掲げる額に四分の三を乗じて得た額（夜間中学教育業務手当の支給を受けない期間にあつては、別表第一に掲げる額）</p> <p>四く六 (略)</p>
<p>2 次条第一号で定める校務を分掌する職員の義務教育等教員特別手当の月額は、前項各号に定める額に、三千元をそれぞれ加えた額とする。ただし、これにより難い場合は、あらかじめ三重県教育委員会が三重県人事委員会と協議して別段の取扱いをすることができ</p>	
<p>第三条の二 条例第二十五条の三第二項に規定する規則で定める校務類型は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 学級（小学校、中学校、義務教育学校及び高等学</p>	

<p>校の学級に限り、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十一条に定める特別支援学級を除く。）を担任する業務</p> <p>二 前号に掲げるもの以外の校務</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(条例附則第十六項の規定の適用を受ける職員の義務教育等教員特別手当の支給額)</p> <p>2 条例附則第十六項の規定の適用を受ける職員に対する第三条第一項の規定の適用については、当分の間、同条第一号から第六号までの規定中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(条例附則第十六項の規定の適用を受ける職員の義務教育等教員特別手当の支給額)</p> <p>2 条例附則第十六項の規定の適用を受ける職員に対する第三条の規定の適用については、当分の間、同条第一号から第五号までの規定中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。</p>
--	---

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第三条関係）

中学校・小学校教育職給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		円	円	円	円	円
定年前再任用 短時間勤務職員以外の職員	1	1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
	2	1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
	3	1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
	4	1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
	5	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
	6	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
	7	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
	8	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
	9	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
	10	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
	11	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
	12	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
	13	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
	14	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
	15	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
	16	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
	17	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
	18	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
	19	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
	20	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
	21	1,700	1,900	3,500	4,000	5,600
	22	1,700	1,900	3,500	4,000	5,600
	23	1,700	1,900	3,500	4,000	5,600
	24	1,700	1,900	3,500	4,000	5,600
	25	1,800	2,000	3,700	4,100	5,600
	26	1,800	2,000	3,700	4,100	5,600
	27	1,800	2,000	3,700	4,100	5,600
	28	1,800	2,000	3,700	4,100	5,600
	29	1,900	2,100	3,800	4,100	5,600
	30	1,900	2,100	3,800	4,100	5,600
	31	1,900	2,100	3,800	4,100	5,600
	32	1,900	2,100	3,800	4,100	5,600
	33	1,900	2,200	3,900	4,200	5,600

34	1,900	2,200	3,900	4,200
35	1,900	2,200	3,900	4,200
36	1,900	2,200	3,900	4,200
37	2,000	2,300	4,000	4,400
38	2,000	2,300	4,000	4,400
39	2,000	2,300	4,000	4,400
40	2,000	2,300	4,000	4,400
41	2,200	2,400	4,000	4,400
42	2,200	2,400	4,000	4,400
43	2,200	2,400	4,000	4,400
44	2,200	2,400	4,000	4,400
45	2,200	2,600	4,100	4,600
46	2,200	2,600	4,100	4,600
47	2,200	2,600	4,100	4,600
48	2,200	2,600	4,100	4,600
49	2,300	2,600	4,200	4,700
50	2,300	2,600	4,200	4,700
51	2,300	2,600	4,200	4,700
52	2,300	2,600	4,200	4,700
53	2,400	2,800	4,400	4,700
54	2,400	2,800	4,400	4,700
55	2,400	2,800	4,400	4,700
56	2,400	2,800	4,400	4,700
57	2,400	3,000	4,400	4,800
58	2,400	3,000	4,400	4,800
59	2,400	3,000	4,400	4,800
60	2,400	3,000	4,400	4,800
61	2,500	3,200	4,500	4,900
62	2,500	3,200	4,500	4,900
63	2,500	3,200	4,500	4,900
64	2,500	3,200	4,500	4,900
65	2,600	3,300	4,700	5,000
66	2,600	3,300	4,700	5,000
67	2,600	3,300	4,700	5,000
68	2,600	3,300	4,700	5,000
69	2,600	3,400	4,700	5,100
70	2,600	3,400	4,700	5,100
71	2,600	3,400	4,700	5,100
72	2,600	3,400	4,700	5,100

73	2,700	3,500	4,700	5,100
74	2,700	3,500	4,700	5,100
75	2,700	3,500	4,700	5,100
76	2,700	3,500	4,700	5,100
77	2,800	3,700	4,700	5,200
78	2,800	3,700	4,700	5,200
79	2,800	3,700	4,700	5,200
80	2,800	3,700	4,700	5,200
81	2,800	3,800	4,800	5,200
82	2,800	3,800	4,800	5,200
83	2,800	3,800	4,800	5,200
84	2,800	3,800	4,800	5,200
85	2,800	3,800	5,000	5,200
86	2,800	3,800	5,000	5,200
87	2,800	3,800	5,000	5,200
88	2,800	3,800	5,000	5,200
89	2,900	3,900	5,000	5,300
90	2,900	3,900	5,000	
91	2,900	3,900	5,000	
92	2,900	3,900	5,000	
93	3,000	4,000	5,000	
94	3,000	4,000	5,000	
95	3,000	4,000	5,000	
96	3,000	4,000	5,000	
97	3,100	4,100	5,100	
98	3,100	4,100	5,100	
99	3,100	4,100	5,100	
100	3,100	4,100	5,100	
101	3,100	4,200	5,100	
102	3,100	4,200	5,100	
103	3,100	4,200	5,100	
104	3,100	4,200	5,100	
105	3,200	4,300	5,100	
106	3,200	4,300		
107	3,200	4,300		
108	3,200	4,300		
109	3,200	4,400		
110	3,200	4,400		
111	3,200	4,400		
112	3,200	4,400		

113	3,200	4,400
114	3,200	4,400
115	3,200	4,400
116	3,200	4,400
117	3,300	4,500
118	3,300	4,500
119	3,300	4,500
120	3,300	4,500
121	3,300	4,600
122	3,300	4,600
123	3,300	4,600
124	3,300	4,600
125	3,300	4,700
126		4,700
127		4,700
128		4,700
129		4,700
130		4,700
131		4,700
132		4,700
133		4,700
134		4,700
135		4,700
136		4,700
137		4,700
138		4,700
139		4,700
140		4,700
141		4,700
142		4,700
143		4,700
144		4,700
145		4,800
146		4,800
147		4,800
148		4,800
149		4,900
150		4,900
151		4,900

	152		4,900			
	153		4,900			
	154		4,900			
	155		4,900			
	156		4,900			
	157		4,900			
定年前再任用短時間勤務職員		2,200	2,600	3,200	3,500	4,400

別表第二（第三条関係）

高等学校等教育職給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	1,300	1,700	2,800	4,000	5,100
	2	1,300	1,700	2,800	4,000	5,100
	3	1,300	1,700	2,800	4,000	5,100
	4	1,300	1,700	2,800	4,000	5,100
	5	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
	6	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
	7	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
	8	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
	9	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
	10	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
	11	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
	12	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
	13	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
	14	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
	15	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
	16	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
	17	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
	18	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
	19	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
	20	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
	21	1,700	2,200	3,500	4,400	5,600
	22	1,700	2,200	3,500	4,400	5,600
	23	1,700	2,200	3,500	4,400	5,600
	24	1,700	2,200	3,500	4,400	5,600
	25	1,800	2,300	3,700	4,600	5,600
	26	1,800	2,300	3,700	4,600	5,600
	27	1,800	2,300	3,700	4,600	5,600
	28	1,800	2,300	3,700	4,600	5,600
	29	1,900	2,400	3,800	4,700	5,600
	30	1,900	2,400	3,800	4,700	5,600
	31	1,900	2,400	3,800	4,700	5,600
	32	1,900	2,400	3,800	4,700	5,600
	33	1,900	2,600	3,900	4,700	5,600

34	1,900	2,600	3,900	4,700
35	1,900	2,600	3,900	4,700
36	1,900	2,600	3,900	4,700
37	2,000	2,600	4,000	4,800
38	2,000	2,600	4,000	4,800
39	2,000	2,600	4,000	4,800
40	2,000	2,600	4,000	4,800
41	2,200	2,800	4,000	4,900
42	2,200	2,800	4,000	4,900
43	2,200	2,800	4,000	4,900
44	2,200	2,800	4,000	4,900
45	2,200	3,000	4,100	5,000
46	2,200	3,000	4,100	5,000
47	2,200	3,000	4,100	5,000
48	2,200	3,000	4,100	5,000
49	2,300	3,200	4,200	5,100
50	2,300	3,200	4,200	5,100
51	2,300	3,200	4,200	5,100
52	2,300	3,200	4,200	5,100
53	2,400	3,300	4,400	5,100
54	2,400	3,300	4,400	5,100
55	2,400	3,300	4,400	5,100
56	2,400	3,300	4,400	5,100
57	2,400	3,400	4,400	5,200
58	2,400	3,400	4,400	5,200
59	2,400	3,400	4,400	5,200
60	2,400	3,400	4,400	5,200
61	2,500	3,500	4,500	5,200
62	2,500	3,500	4,500	5,200
63	2,500	3,500	4,500	5,200
64	2,500	3,500	4,500	5,200
65	2,600	3,700	4,700	5,200
66	2,600	3,700	4,700	5,200
67	2,600	3,700	4,700	5,200
68	2,600	3,700	4,700	5,200
69	2,600	3,800	4,700	5,300
70	2,600	3,800	4,700	5,300
71	2,600	3,800	4,700	5,300
72	2,600	3,800	4,700	5,300

73	2,700	3,800	4,700
74	2,700	3,800	4,700
75	2,700	3,800	4,700
76	2,700	3,800	4,700
77	2,800	3,900	4,700
78	2,800	3,900	4,700
79	2,800	3,900	4,700
80	2,800	3,900	4,700
81	2,800	4,000	4,800
82	2,800	4,000	4,800
83	2,800	4,000	4,800
84	2,800	4,000	4,800
85	2,800	4,100	5,000
86	2,800	4,100	5,000
87	2,800	4,100	5,000
88	2,800	4,100	5,000
89	2,900	4,200	5,000
90	2,900	4,200	5,000
91	2,900	4,200	5,000
92	2,900	4,200	5,000
93	3,000	4,300	5,000
94	3,000	4,300	5,000
95	3,000	4,300	5,000
96	3,000	4,300	5,000
97	3,100	4,400	5,100
98	3,100	4,400	5,100
99	3,100	4,400	5,100
100	3,100	4,400	5,100
101	3,100	4,400	5,100
102	3,100	4,400	5,100
103	3,100	4,400	5,100
104	3,100	4,400	5,100
105	3,200	4,500	5,100
106	3,200	4,500	
107	3,200	4,500	
108	3,200	4,500	
109	3,200	4,600	
110	3,200	4,600	
111	3,200	4,600	
112	3,200	4,600	

113	3,200	4,700
114	3,200	4,700
115	3,200	4,700
116	3,200	4,700
117	3,300	4,700
118	3,300	4,700
119	3,300	4,700
120	3,300	4,700
121	3,300	4,700
122	3,300	4,700
123	3,300	4,700
124	3,300	4,700
125	3,300	4,700
126	3,300	4,700
127	3,300	4,700
128	3,300	4,700
129	3,400	4,700
130	3,400	4,700
131	3,400	4,700
132	3,400	4,700
133	3,400	4,800
134	3,400	4,800
135	3,400	4,800
136	3,400	4,800
137	3,400	4,900
138	3,400	4,900
139	3,400	4,900
140	3,400	4,900
141	3,500	4,900
142	3,500	4,900
143	3,500	4,900
144	3,500	4,900
145	3,500	4,900
146	3,500	
147	3,500	
148	3,500	
149	3,500	
150	3,500	
151	3,500	

	152	3,500				
	153	3,500				
定年前再 任用 短時間勤 務職員		2,200	2,600	3,200	3,500	4,400

附 則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

公立学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、校務類型を考慮した義務教育等教員特別手当の支給に関する規定を整備する。

2 改正内容

- (1) 学級（小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の学級に限り、特別支援学級を除く。）を担当する業務を分掌する職員の義務教育等教員特別手当の月額に、3,000円を加算する。
- (2) 職務の級及び号給ごとに定める義務教育等教員特別手当の月額を改める。
- (3) その他規定を整備する。

3 施行期日

令和8年1月1日から施行する。

議案第44号

公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和7年12月23日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

提案理由

公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則案

第一条 公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する規則（令和元年 三重県人事委員会規則 第五号）の一部
 三重県教育委員会規則
 を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特殊勤務手当に相当する報酬)</p> <p>第六条 特殊勤務手当に相当する報酬の支給については、常勤職員の例による。ただし、給与条例第十七条第二項第十一号に規定する手当に相当する報酬は、支給しない。</p> <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第二十条の八 成績率は、<u>百分の三百二十二・五の範囲</u>内で、県委員会が定めるものとする。</p>	<p>(特殊勤務手当に相当する報酬)</p> <p>第六条 特殊勤務手当に相当する報酬の支給については、常勤職員の例による。ただし、給与条例第十七条第二項第十二号に規定する手当に相当する報酬は、支給しない。</p> <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第二十条の八 成績率は、<u>百分の三百十五の範囲</u>内で、県委員会が定めるものとする。</p>

第二条 公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第二十条の八 成績率は、<u>百分の三百十八・七五の範囲</u>内で、県委員会が定めるものとする。</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第二十条の八 成績率は、<u>百分の三百二十二・五の範囲</u>内で、県委員会が定めるものとする。</p>

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条中第六条の改正規定は、令和八年一月一日から、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。
- 第一条の規定による改正後の公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する規則第二十条の八の規定は、令和七年十二月一日から適用する。

公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を 改正する規則案要綱

1 改正理由

公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正等に伴い、
勤勉手当の成績率の上限等を改めるものである。

2 改正内容

(1) 勤勉手当の成績率の上限を次のように改める。

現 行	①令和7年12月期	②令和8年度以降
315/100 以内	322.5/100 以内	318.75/100 以内

(2) その他規定を整備する。

3 施行期日等

- ・ 2 (1) ①は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。
- ・ 2 (1) ②は、令和8年4月1日から施行する。
- ・ 2 (2) は、令和8年1月1日から施行する。

議案第45号

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和7年12月23日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

提案理由

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十年^{三重県人事委員会規則}
^{三重県教育委員会規則}第一号）の一部を次のよう
に改正する。

第十一号様式中「6月」を「6か月」に、「5月」を「5か月」に改める。

第十一号様式の二及び第十一号様式の三中「六月」を「六箇月」に改める。

第十一号様式の九の二中「1月」を「1か月」に改める。

第十一号様式の九の三中「6月」を「6か月」に、「2月」を「2か月」に改める。

第十一号様式から第二十二号様式までを次のように改める。

第12号様式（第12条関係）

(表面)
退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

三重県教育委員会 印

公立学校職員の退職手当に関する条例^{第12条第1項}の規定により、一般の退職手当等^{第14条第1項}の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととします。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対してすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があつたことを知つた日から6か月以内に三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は、三重県教育委員会となります。）提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日から6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月以内に提起することができます（なお、その裁決があつたことを知つた日から6か月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。

金 記 円

(処分前の一般の退職手当等の額)	円
(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)	円

(裏面)

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間)
(退職年月日) 年 月 日	年 月
(退職時の勤務学校名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(支給制限処分の理由)	
(公立学校職員の退職手当に関する条例第12条第1項に規定する事情に関し勘案した内容についての説明)	

- 備考 1 勤続期間とは、公立学校職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。
2 不要の文字は、抹消すること。

第13号様式（第12条関係）

(表面)
退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

三重県教育委員会 印

公立学校職員の退職手当に関する条例^{第14条第1項}の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととします。^{第14条第2項}

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対してすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知つた日から6か月以内に三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は、三重県教育委員会となります。）提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日から6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月以内に提起することができます（なお、その裁決があつたことを知つた日から6か月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。

金 記 円

(処分前の一般の退職手当等の額)	円
(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)	円

(裏面)

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間)
(退職年月日) 年 月 日	年 月
(退職時の勤務学校名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)	
(公立学校職員の退職手当に関する条例第12条第1項に規定する事情に関し勘案した内容についての説明)	

- 備考 1 勤続期間とは、公立学校職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。
2 不要の文字は、抹消すること。

第14号様式（第13条関係）

(表面)
退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

三重県教育委員会 印

公立学校職員の退職手当に関する条例第13条第1項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対してすることができます。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、三重県教育委員会に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知つた日から6か月以内に三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は、三重県教育委員会となります。）提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日から6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月以内に提起することができます（なお、その裁決があつたことを知つた日から6か月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。

(退職をした者の氏名)			
(採用年月日)	年	月	日
(退職年月日)	年	月	日
(勤続期間)			年 月

(裏面)

(退職時の勤務学校名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(支払差止処分の理由)	
<p>(支払差止処分の取消し)</p> <p>この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除きます。） 3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合 	

備考 勤続期間とは、公立学校職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

第15号様式（第13条関係）

（表面）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

三重県教育委員会 印

公立学校職員の退職手当に関する条例第13条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対してすることができます。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、三重県教育委員会に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知つた日から6か月以内に三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は、三重県教育委員会となります。）提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日から6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月以内に提起することができます（なお、その裁決があつたことを知つた日から6か月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。

(退職をした者の氏名)			
(採用年月日)	年	月	日
(退職年月日)	年	月	日
(勤務期間)			年 月

（裏面）

(退職時の勤務学校名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由) (思料される犯罪に係る罰条：)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではありません。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除きます。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、公立学校職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6か月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく、かつ、公立学校職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合	

備考 勤務期間とは、公立学校職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤務期間をいう。

(表面)
退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

三重県教育委員会 印

公立学校職員の退職手当に関する条例第13条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対してすることができます。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、三重県教育委員会に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知つた日から6か月以内に三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は、三重県教育委員会となります。）提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月以内に提起することができます（なお、その裁決があつたことを知つた日から6か月以内であっても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。

(退職をした者の氏名)			
(採用年月日)	年	月	日
(退職年月日)	年	月	日
(勤続期間)			年 月

(裏面)

(退職時の勤務学校名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
(支払差止処分の取消し)	
この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではありません。	
1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合	
2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除きます。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、公立学校職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6か月を経過した場合	
3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく、かつ、公立学校職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合	
4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合	

備考 勤続期間とは、公立学校職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

第17号様式（第13条関係）

（表面）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

三重県教育委員会 印

公立学校職員の退職手当に関する条例第13条第3項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対してすることができます。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、三重県教育委員会に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知つた日から6か月以内に三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は、三重県教育委員会となります。）提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日から6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月以内に提起することができます（なお、その裁決があつたことを知つた日から6か月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。

(退職をした者の氏名)			
(採用年月日)	年	月	日
(退職年月日)	年	月	日
(勤続期間)			年 月

（裏面）

(退職時の勤務学校名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。 1 この処分を受けた者が公立学校職員の退職手当に関する条例第14条第2項の規定による処分を受けることなくこの処分を受けた日から1年を経過した場合 2 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合	

備考 勤続期間とは、公立学校職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

第18号様式（第14条関係）

（表面）

退職手当返納命令書

年 月 日

様

三重県教育委員会 印

公立学校職員の退職手当に関する条例第15条第1項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命じます。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対してすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があつたことを知つた日から6か月以内に三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は、三重県教育委員会となります。）提起することができます（なお、この命令があつたことを知つた日から6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。ただし、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月以内に提起することができます（なお、その裁決があつたことを知つた日から6か月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。

記

金 円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
(公立学校職員の退職手当に関する条例第15条第1項の規定により控除される失業者退職手当額)	円

（裏面）

(退職をした者の氏名)
(返納命令の理由)
(公立学校職員の退職手当に関する条例第12条第1項に規定する事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明)

第19号様式（第14条関係）

（表面）

退職手当返納命令書

年 月 日

様

三重県教育委員会 印

公立学校職員の退職手当に関する条例第15条第1項第16条第1項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命じます。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対してすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があつたことを知った日から6か月以内に三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は、三重県教育委員会となります。）提起することができます（なお、この命令があつたことを知った日から6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。ただし、この命令があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日から6か月以内に提起することができます（なお、その裁決があつたことを知った日から6か月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。

記

金

円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
(公立学校職員の退職手当に関する条例第15条第1項第16条第1項の規定により控除される失業者退職手当額)	円

（裏面）

(退職をした者の氏名)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)
(公立学校職員の退職手当に関する条例第12条第1項に規定する事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明)

備考 不要の文字は、抹消すること。

第20号様式（第15条関係）

（表面）

公立学校職員の退職手当に関する条例第17条第1項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書

年 月 日

様

三重県教育委員会 印

下記の退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるため、公立学校職員の退職手当に関する条例第17条第1項の規定により通知します。

三重県教育委員会は、この通知が到達した日から6か月以内に限り、この通知を受けた者に対し、下記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、その一般の退職手当等の額（下記の退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除きます。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができます。

記

(退職をした者の氏名)
(退職手当の受給者の氏名)

（裏面）

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
(公立学校職員の退職手当に関する条例第17条第1項の規定により控除される失業者退職手当額)	円
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	

第21号様式（第16条関係）

（表面）

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

三重県教育委員会 印

第17条第1項

公立学校職員の退職手当に関する条例第17条第2項の規定により、退職手当の受給者

第17条第3項

に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命じます。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対してすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があつたことを知った日から6か月以内に三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は、三重県教育委員会となります。）提起することができます（なお、この命令があつたことを知った日から6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。ただし、この命令があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日から6か月以内に提起することができます（なお、その裁決があつたことを知った日から6か月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。

記

金

円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
第17条第1項 (公立学校職員の退職手当に関する条例第17条第2項の規定により控除される失業 第17条第3項 者退職手当額)	円

（裏面）

(退職をした者の氏名)
(退職手当の受給者の氏名)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められる理由)
(公立学校職員の退職手当に関する条例第12条第1項及び第17条第6項に規定する事情に関し勘案した内容についての説明)

備考 不要の文字は、抹消すること。

第22号様式（第16条関係）

（表面）

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

三重県教育委員会 印

公立学校職員の退職手当に関する条例^{第17条第4項}_{第17条第5項}の規定により、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命じます。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対してすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があつたことを知つた日から6か月以内に三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は、三重県教育委員会となります。）提起することができます（なお、この命令があつたことを知つた日から6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。ただし、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月以内に提起することができます（なお、その裁決があつたことを知つた日から6か月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。

記

金 円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）	円
（公立学校職員の退職手当に関する条例 ^{第17条第4項} _{第17条第5項} の規定により控除される失業者退職手当額）	円

（裏面）

（退職をした者の氏名）
（退職手当の受給者の氏名）
（納付命令の理由）
（公立学校職員の退職手当に関する条例第12条第1項及び第17条第6項に規定する事情に関し勘案した内容についての説明）

備考 不要の文字は、抹消すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則（次項において「旧規則」という。）に基づいて提出され、又は交付されている書類は、この規則による改正後の公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の規定により提出等された書類とみなす。

3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

国における退職手当の支給制限等に係る様式の改正に鑑み、公立学校職員の退職手当の支給制限等に係る様式を改正する。

2 改正内容

- (1) 退職手当の支給制限等に係る様式について、審査請求及び処分の取消しの訴えに係る文言のうち、「処分書を受けた日」とあるのを「処分があったことを知った日」等に改める。
- (2) 規則で定める様式のうち、「6月」とあるのを「6か月」等に改める。

3 施行期日

公布の日から施行する。

報告1

令和7年度三重県優秀選手・指導者表彰について

令和7年度三重県優秀選手・指導者表彰について、別紙のとおり報告する。

令和7年12月23日提出

三重県教育委員会事務局
保健体育課長

令和7年度三重県優秀選手・指導者表彰について

1 表彰趣旨

中学校・高等学校等の生徒・指導者及び学校等が全国中学校体育大会や全国高等学校総合体育大会、国民スポーツ大会等において優秀な成績を収め、県内学校スポーツの範となり得たことについて、その栄誉を讃え、三重県教育委員会教育長が表彰する。

2 表彰基準

表彰の対象は、当該年度（令和7年3月～令和8年2月）に行われる以下の全国大会において、三重県優秀選手・指導者表彰要領に基づき、個人競技で1位から3位まで、団体競技で1位から4位までに入賞した生徒、指導者等及び学校対抗で1位から3位までに入賞した学校を表彰する。

- (1) 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会
- (2) 全国中学校体育大会
- (3) 全国高等学校総合体育大会
- (4) 全国高等学校野球選手権大会及び選抜高等学校野球大会
- (5) 全国高等学校定時制・通信制体育大会
- (6) 全国聾学校陸上競技大会・卓球大会
- (7) 全日本視覚障害者柔道大会・全国盲学校フロアバレーボール大会
- (8) 公益財団法人全国高等学校体育連盟が主催する全国選抜大会

以下の基準を満たす生徒については、特別優秀選手として表彰する。

- (1) 当該年度（令和7年3月から令和8年2月まで・以下同じ）に開催された上記の大会のうち、複数の大会で個人・団体（学校対抗を除く）で優勝を収めた生徒。
- (2) 当該年度に開催された上記の大会のうち、同一大会で個人・団体（学校対抗を除く）で優勝を収めた生徒。
- (3) 生徒が在学中（同一校種・複数年度）に開催された上記の大会のうち、複数の大会で個人・団体（学校対抗を除く）で優勝を収めた生徒。

3 被表彰者数及び全国大会における入賞件数等

- (1) 特別優秀選手賞 被表彰者一覧（P4～5）・選手 10名
- (2) 優秀団体賞、優秀学校賞、優秀選手賞、優秀指導者賞 被表彰者一覧（P6～13）
- (3) 全国大会における入賞件数等

【国民スポーツ大会】

(団体の部)	7団体	・選手	16名	・指導者	6名
(個人の部)		・選手	7名	・指導者	6名

【全国障害者スポーツ大会】

(団体の部)	0団体	・選手	0名	・指導者	0名
(個人の部)		・選手	4名	・指導者	3名

【全国中学校体育大会】

(団体の部) 2校 ・選手 30名 ・指導者 2名
(個人の部) ・選手 6名 ・指導者 5名

【全国高等学校総合体育大会】

(団体の部) 1校 ・選手 8名 ・指導者 1名
(個人の部) ・選手 27名 ・指導者 15名

【全国高等学校定時制・通信制体育大会】

(団体の部) 1校1団体 ・選手 15名 ・指導者 2名
(個人の部) ・選手 2名 ・指導者 2名

【全国盲学校フロアバレーボール大会】

1校 ・選手 8名 ・指導者 1名

【全国高等学校選抜大会】

(団体の部) 1校 ・選手 9名 ・指導者 1名
(個人の部) ・選手 8名 ・指導者 6名

令和7年度総数

(団体の部) 6校8団体 ・選手 86名 ・指導者 13名
(個人の部) ・選手 54名 ・指導者 37名
合計 6校8団体 ・選手140名 ・指導者 50名 (のべ)

(4) 被表彰者数

令和7年度被表彰者数

6校、8団体、選手 113名 (うち特別優秀選手賞10名)、指導者 31名

【過去の被表彰者数】

令和6年度

8校、7団体、選手 107名 (うち特別優秀選手賞 8名)、指導者 29名

令和5年度

12校、9団体、選手 148名 (うち特別優秀選手賞13名)、指導者 37名

令和4年度

8校、6団体、選手 112名 (うち特別優秀選手賞10名)、指導者 29名

4 表彰式

- (1) 日時 令和8年1月7日(水) 14時から15時30分まで
- (2) 会場 三重県庁講堂(津市広明町13番地)

令和7年度三重県優秀選手・指導者表彰

被表彰者一覧

三重県教育委員会

特別優秀選手賞 被表彰者一覧

1 田島 宗(たじま そう)・四日市中央工業高等学校・ウエイトリフティング

【成績】第79回国民スポーツ大会(令和7年10月)

優勝 少年男子 89kg級 トータル、クリーン&ジャーク

令和7年度全国高等学校総合体育大会(令和7年8月)

優勝 男子 89kg級 トータル、クリーン&ジャーク、スナッチ

第40回全国高等学校ウエイトリフティング競技選抜大会(令和7年3月)

優勝 男子 81kg級 トータル、クリーン&ジャーク、スナッチ

第39回全国高等学校ウエイトリフティング競技選抜大会(令和6年3月)

優勝 男子 81kg級 クリーン&ジャーク

2 山本 響士朗(やまもと きょうしろう)・高田高等学校・新体操

【成績】令和7年度全国高等学校総合体育大会(令和7年8月)

優勝 男子 個人総合、クラブ、ロープ

第40回全国高等学校新体操選抜大会(令和7年3月)

優勝 男子 個人総合、スティック、リング、クラブ

令和6年度全国高等学校総合体育大会(令和6年8月)

優勝 男子 個人総合、リング、ロープ

第39回全国高等学校新体操選抜大会(令和6年3月)

優勝 男子 個人総合、スティック、リング、ロープ

3 岡田 海洋(おかだ みひろ)・津工業高等学校・ヨット

【成績】第79回国民スポーツ大会(令和7年9月)

優勝 少年男子 420級

令和7年度全国高等学校総合体育大会(令和7年8月)

優勝 男子 コンバインド、420級

第78回国民スポーツ大会(令和6年9月)

優勝 少年男子 420級

4 渡邊 陽斗(わたなべ はると)・津工業高等学校・ヨット

【成績】第79回国民スポーツ大会(令和7年9月)

優勝 少年男子 420級

令和7年度全国高等学校総合体育大会(令和7年8月)

優勝 男子 コンバインド、420級

- 5 渥美 圭登 (あつみ けいと) ・津工業高等学校・ヨット
【成績】令和7年度全国高等学校総合体育大会 (令和7年8月)
優勝 男子 コンバインド、420級
- 6 渡邊 依歩輝 (わたなべ いぶき) ・津工業高等学校・ヨット
【成績】令和7年度全国高等学校総合体育大会 (令和7年8月)
優勝 男子 コンバインド、420級
- 7 東 琉空 (あずま るく) ・稲生高等学校・陸上競技
【成績】第79回国民スポーツ大会 (令和7年10月)
優勝 少年男子A 円盤投
令和7年度全国高等学校総合体育大会 (令和7年7月)
優勝 男子 円盤投
- 8 和田 颯斗 (わだ はやと) ・向陽台高等学校古川学園キャンパス・卓球
【成績】第24回全国障害者スポーツ大会 (令和7年10月)
優勝 少年男子 一般卓球
令和7年度全国高等学校定時制・通信制体育大会 (令和7年8月)
優勝 男子 団体
特別全国障害者スポーツ大会 (令和5年10月)
優勝 少年男子 一般卓球
- 9 地白 光佑 (ちしろ こうすけ) ・向陽台高等学校古川学園キャンパス・卓球
【成績】令和7年度全国高等学校定時制・通信制体育大会 (令和7年8月)
優勝 男子 団体
第23回全国障害者スポーツ大会 (令和6年10月)
優勝 少年男子 一般卓球
- 10 北村 環奈 (きたむら かな) ・名張市立桔梗が丘中学校・陸上競技
【成績】第52回全日本中学校陸上競技選手権大会 (令和7年8月)
優勝 女子 200m
第51回全日本中学校陸上競技選手権大会 (令和6年8月)
優勝 女子 200m

以上、10名

優秀団体賞、優秀学校賞、優秀選手賞、優秀指導者表彰 被表彰者一覧

第79回国民スポーツ大会

【団体の部】

競技名・順位・種別・選手名・指導者名		学校名/チーム名
セーリング	優勝 少年男子 420級	津工業高等学校
	選手 - 岡田 海洋 渡邊 陽斗 指導者 - 伊藤 秀郎	
体操(新体操)	2位 少年男子 団体	高田高等学校
	選手 - 佐川 玄太 村田 駿 中澤 陸 今村 吏玖 山本 響士朗 指導者 - 堀 孝輔	
クライミング	3位 少年男子 ポルダー	※1 上野高等学校 ※2 四日市市立中部中学校
	選手 - 小山 楚嵐 ※1 齋木 猛斗 ※2	
クライミング	3位 少年女子 リード	※1 伊勢市立二見中学校 ※2 (株) ADDICT
	選手 - 西井 七海 ※1 指導者 - 氷谷 清彦 ※2	
ボウリング	3位 少年男子 団体	※1 伊賀白鳳高等学校 ※2 三重高等学校 ※3 上野郵便局
	選手 - 馬場 琉太郎 ※1 谷村 風翔 ※2 指導者 - 菊池 彰 ※3	
ボウリング	4位 少年女子 団体	※1 朝明高等学校 ※2 皇學館高等学校 ※3 NTN(株)三雲製作所
	選手 - 中村 心 ※1 澤田 柗奈 ※2 指導者 - 長田 陽介 ※3	
なぎなた(演武)	4位 少年女子 団体	※1 稻生高等学校 ※2 (公財)三重県スポーツ協会
	選手 - 上田 えり ※1 植松 紗歩 ※1 指導者 - 友延 佐加 ※2	

【個人の部】

競技名・順位・種別・選手名・指導者名		学校名/チーム名	
陸上競技	優勝 少年男子A 円盤投 選手 - 東 琉空 指導者 - 南 幸裕	稲生高等学校	
	2位 少年男子共通 棒高跳 選手 - 上野 颯勢 指導者 - 松尾 大介	近畿大学工業高等専門学校	
	3位 少年女子A 三段跳 選手 - 岡島 奏音 指導者 - 出口 大貴	皇學館高等学校	
	3位 少年女子B 1500m 選手 - 梶枝 愛香 指導者 - 福田 麻美	四日市市立内部中学校	
	泳(水)競泳	優勝 少年女子B バタフライ100m、3位 少年女子共通 自由形400m 選手 - 奥田 真由	神戸高等学校
		リフティントグ	優勝 少年男子 89kg級 トータル、優勝 少年男子 89kg級 クリーン&ジャーク、3位 少年男子 89kg級 スナッチ 選手 - 田島 宗 指導者 - 森 浩之
レスリング	2位 少年男子 グレコローマンスタイル65kg級 選手 - 弓矢 翔太 指導者 - 中田 陽	いなべ総合学園高等学校	

第24回全国障害者スポーツ大会

【個人の部】

競技名・順位・種別・選手名・指導者名		学校名/チーム名
卓球	優勝 少年男子 一般卓球	※1 向陽台高等学校 古川学園キャンパス ※2 松生卓球道場
	選手 - 和田 颯斗 ※1 指導者 - 松生 瞬 ※2	
陸上競技	2位 少年男子 走高跳、3位 少年男子 走幅跳	特別支援学校 玉城わかば学園
	選手 - 榎本 聖	チームみえりく
	2位 少年男子 50m、2位 少年男子 1500m	
	選手 - 上山 大雅 指導者 - 上山 健徳	
3位 少年男子 800m	盲学校	
選手 - 堀田 賢吾 指導者 - 白夏 玲子		

令和7年度全国中学校体育大会

【団体の部】

競技名・大会名・順位・種別・選手名・指導者名		学校名/チーム名
バスケットボール	第55回全国中学校バスケットボール大会 2位 女子	四日市メリノール 学院中学校
	選手 - 濱田沙耶加 竹田 花梨 窪島 蒼 佐藤 悠花 高橋 実来 板橋瑠真愛 豊山 響寧 安井 穂香 佐藤ひまり 佐藤 尚子 寺本 優奈 原田 菜愛 三宅陽花里 庄司 希望 徳永 海 指導者 - 稲垣 愛	
バスケットボール	第55回全国中学校バスケットボール大会 3位 男子	四日市メリノール 学院中学校
	選手 - 堀内 蓮 北村 朔也 小椋 晴維 塚松 晃大 濱田 馨 中村 太俐 高田 遥真 小林 叶和 ジム コンウェイ 野下 紡希 石山 誠修 太田イアン 山下 旭陽 橋本 正宗 外池 岳 指導者 - 山崎 修	

【個人の部】

競技名・大会名・順位・種別・選手名・指導者名		学校名/チーム名	
陸上競技	第52回全日本中学校陸上競技選手権大会 優勝 女子 200m 選手 - 北村 環奈 指導者 - 岡部 道郎	名張市立桔梗が丘中学校	
	第52回全日本中学校陸上競技選手権大会 優勝 女子 1500m 選手 - 梶枝 愛香 指導者 - 福田 麻美	四日市市立内部中学校	
	第52回全日本中学校陸上競技選手権大会 3位 男子 棒高跳 選手 - 小林 碧 指導者 - 倉井 貴之	伊勢市立厚生中学校	
	第52回全日本中学校陸上競技選手権大会 3位 男子 砲丸投 選手 - 久保 叶多 指導者 - 小西 孝晴	伊勢市立桜浜中学校	
	(競水泳)	第65回全国中学校水泳競技大会 優勝 女子 200m個人メドレー、2位 女子 400m個人メドレー 選手 - 一尾彩央依	鈴鹿市立千代崎中学校
		柔道	第56回全国中学校柔道大会 2位 女子 48kg級 選手 - 瀬古 恋奈 指導者 - 瀬古 秀樹

令和7年度全国高等学校総合体育大会

【団体の部】

競技名・順位・種別・選手名・指導者名		学校名/チーム名
ヨット	優勝 男子 コンバインド	津工業高等学校
	選手 - 岡田 海洋 <small>おかだ みひろ</small> 渡邊 陽斗 <small>わたなべ はると</small> 淵上 幸星 <small>ふかみ ゆきと</small> 渡邊依歩輝 <small>わたなべ いぶき</small>	
	石井 悠翔 <small>いしい ゆうと</small> 山住 愛翔 <small>やまぞみ あいと</small> 岡田 晴 <small>おかだ はる</small> 渥美 圭登 <small>あつみ けいと</small>	
指導者 - 伊藤 秀郎 <small>いとう ひでお</small>		

【個人の部】

競技名・順位・種別・選手名・指導者名		学校名/チーム名
陸上競技	優勝 男子 円盤投	稲生高等学校
	選手 - 東 琉空 <small>あずま るく</small>	
	指導者 - 南 幸裕 <small>みなみ ゆきひろ</small>	
	優勝 男子 ハンマー投	久居高等学校
	選手 - 大川 巧 <small>おおがわ たかひ</small>	
	指導者 - 松本 基之 <small>まつもと きの</small>	
	2位 男子 やり投	宇治山田商業高等学校
	選手 - 山邊 陽色 <small>やまべ ひいろ</small>	
	指導者 - 久保 幸弘 <small>くぼ ゆきひろ</small>	
	3位 男子 八種競技	皇學館高等学校
選手 - 岡原 悠斗 <small>おかはら ゆうと</small>		
指導者 - 出口 大貴 <small>でぐち たいき</small>		
3位 男子 棒高跳	近畿大学工業高等専門学校	
選手 - 上野 颯勢 <small>うえの せせ</small>		
指導者 - 松尾 大介 <small>まつお だいすけ</small>		
(新体操)	優勝 男子 個人総合、優勝 男子 クラブ、優勝 男子 ロープ	高田高等学校
	選手 - 山本響士朗 <small>やまもと しょうしろう</small>	
指導者 - 堀 孝輔 <small>ほり こうすけ</small>		

テニス	優勝 男子 シングルス	四日市工業高等学校
	選手 - 義基 耀 指導者 - 金山 敦思	
ウエイトリフティング	優勝 男子 89kg級 トータル、優勝 男子 89kg クリーン&ジャーク、優勝 男子 89kg級 スナッチ	四日市中央工業高等学校
	選手 - 田島 宗 指導者 - 森 浩之	
	3位 女子 45kg級 トータル、3位 女子 45kg級 クリーン&ジャーク	鈴鹿高等学校
	選手 - 伊阪 愛里 指導者 - 平井 一正	
ヨット	優勝 男子 420級	津工業高等学校
	選手 - 岡田 海洋 渡邊 陽斗 渥美 圭登 渡邊依歩輝 指導者 - 伊藤 秀郎	
	3位 男子 420級	
	選手 - 岡田 晴 山住 愛翔 瀧上 幸星 石井 悠翔 指導者 - 伊藤 秀郎	
(競水泳)	2位 女子 100mバタフライ	神戸高等学校
	選手 - 奥田 真由 指導者 - 山鹿 友昭	
卓球	2位 男子 ダブルス	白子高等学校
	選手 - 北村 悠貴 大畑 瑛祐 指導者 - 森 雅幸	
レスリング	2位 女子 53kg級	いなハ総合学園高等学校
	選手 - 小塚 菜々 指導者 - 中田 陽	
	3位 女子 50kg級	白山高等学校
	選手 - 西島 綾乃	
	3位 女子 57kg級	
	選手 - 山内 悠妃	
3位 女子 57kg級		
選手 - 渡邊ひさき		
少林寺 拳法	2位 女子 組演武	四日市四郷高等学校
	選手 - 安田 琴音 安田 裕音	
(体操競技)	3位 女子 個人総合、3位 女子 段違い平行棒	暁高等学校
	選手 - 棟田 琳音 指導者 - 外村 和才	

令和7年度全国高等学校定時制・通信制体育大会

【団体の部】

競技名・順位・種別・選手名・指導者名		学校名/チーム名
卓球	優勝 男子 団体	向陽台高等学校 古川学園キャンパス
	選手 - 門脇 一樹 地白 光佑 吉田 幸平 和田 颯斗 うかい ひなた きた 祥吾 きたもと 結士 指導者 - 森 俊人	
ソフトテニス	3位 女子 団体	※1 一志学園高等学校 ※2 みえ夢学園高等学校 ※3 徳風高等学校
	選手 - 松本 笑愛 ※1 藤岡 瑠奈 ※1 磯山サユリ ※2 川口 莉露 ※2 たけい きら ※3 きたもり 桜 ※3 たかし ゆいか ※3 今井 麗水 ※3 指導者 - 郷司 竜太 ※3	

【個人の部】

競技名・順位・種別・選手名・指導者名		学校名/チーム名
卓球	2位 男子 卓球 シングルス	向陽台高等学校 古川学園キャンパス
	選手 - 地白 光佑	
	指導者 - 森 俊人	
	3位 男子 卓球 シングルス	
選手 - 和田 颯斗		
指導者 - 森 俊人		

全国盲学校フロアバレーボール大会

競技名・大会名・順位・種別・選手名・指導者名		学校名/チーム名
フロアバレーボール	第9回全国盲学校フロアバレーボール北海道大会	盲学校
	3位	
	選手 - 澤木 良太 武村 蛭佑 田中 創志 堀田 賢吾 いみぞ まゆ かとら ますみ ふじた ポール にわ りりな 指導者 - 西川 恭史	

令和6年度全国高等学校選抜大会

【団体の部】

競技名・大会名・順位・種別・選手名・指導者名		学校名/チーム名
テニス	第47回全国選抜高校テニス大会 3位 男子 団体	四日市工業高等学校
	選手 - 義基 耀 小野倫太郎 大越 楓真 大西寛太郎 山田 輝 勘米良 鈴 室井 悠斗 伊藤 劉星 伊藤 悠真	
	指導者 - 金山 敦思	

【個人の部】

競技名・大会名・順位・種別・選手名・指導者名		学校名/チーム名
(新体操競技)	第40回全国高等学校新体操選抜大会 優勝 男子 個人総合、優勝 男子 スティック、優勝 男子 リング、優勝 男子 クラブ、2位 男子 ロープ	高田高等学校
	選手 - 山本響士朗 指導者 - 堀 孝輔	
ウエイトリフティング	第40回全国高等学校ウエイトリフティング競技選抜大会 優勝 男子 81kg級 トータル、優勝 男子 81kg級 クリーン&ジャーク、優勝 男子 81kg級 スナッチ	四日市中央工業高等学校
	選手 - 田島 宗 指導者 - 森 浩之	
	第40回全国高等学校ウエイトリフティング競技選抜大会 3位 男子 73kg級 クリーン&ジャーク	鈴鹿高等学校
	選手 - 高野 海翔 指導者 - 森 浩之	
第40回全国高等学校ウエイトリフティング競技選抜大会 3位 女子 45kg級 トータル、3位 女子 45kg級 クリーン&ジャーク、3位 女子 45kg級 スナッチ	鈴鹿高等学校	
選手 - 伊阪 愛里 指導者 - 平井 一正		
テニス	第47回全国選抜高校テニス大会 3位 男子 シングルス	四日市工業高等学校
	選手 - 義基 耀 指導者 - 金山 敦思	
レスリング	令和6年度風間杯第68回全国高等学校選抜レスリング大会 3位 男子 55kg級	いなべ総合学園高等学校
	選手 - 山田 謙心 指導者 - 中田 陽	
少林寺拳法	第28回全国高等学校少林寺拳法選抜大会 3位 女子 自由組演武	四日市四郷高等学校
	選手 - 安田 琴音 安田 裕音	